

平成23年版 秋田市の環境



平成22年度
調査結果報告書

秋 田 市

表紙の写真について

【太平川と桜並木】

太平川と旭川はそれぞれ太平山のふもとから流れ、旧雄物川（現在の秋田運河）へ入る直前の茨島付近で合流します。

太平川の堤防は両側が散策路になっており市民の憩いの場になっています。
ここの桜は大木が多く、川に届くくらいにまで枝が垂れ下がり、見事な花を咲かせます。

【岩見川】

岩見川は、大石岳を水源とする大又川と出前沢合流点を水源とする三内川が合わさった一級河川です。岩が多いためこの名がついたと言われており、鮎釣りの盛んな河川です。

古くから、度々洪水を起こす河川でしたが、岩見ダムの建設により解消されました。川は四ツ小屋で雄物川と合流します。

秋田市環境基本条例前文

良好な環境は人類存続の基盤であり、人の活動は環境と調和するように行われなければならない。

秋田市は、これまで先人から受け継いだ恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、成長し、発展してきた。しかし、利便性と経済性を優先する生活様式や社会経済活動は、ときには環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球環境にまでも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは良好な環境の下に健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継ぐ義務を有する。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調の下、資源の循環と人と自然との共生を基本とし、良好な環境の保全と積極的な創造を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる「人にも地球にもやさしいあきた」をめざし、ここに、この条例を制定する。

(平成 11 年 3 月 19 日 秋田市条例第 15 号)

この報告書は、本市の環境状況等を次の法令等の規定に基づき公表するものです。

環境情報の公表に係る法令等の規定

法令等の名称等	内 容
大気汚染防止法（第 24 条）	大気汚染状況の公表
水質汚濁防止法（第 17 条）	公共用水域、地下水の水質汚濁状況の公表
騒音規制法（第 19 条）	自動車騒音の状況の公表
ダイオキシン類対策特別措置法（第 27 条、第 28 条）	都道府県知事等による調査測定、設置者による測定
秋田市環境基本条例（第 10 条、第 22 条）	年次報告：本市の環境の状況、 市が講じた環境施策の実施状況等、情報の提供
秋田市環境基本計画（計画編第 1 部第 4 章第 3 節(1)）	環境情報の整備と共有化

秋田市の環境（調査結果報告書）

本 編

序 章 秋田市の環境調査の概要・・・・・・・・・・	3	第4節 湖沼の水質調査結果・・・・・・・・・・	54
第1節 秋田市の概況・・・・・・・・・・	4	第5節 地下水の水質調査結果・・・・・・・・・・	56
第2節 環境公害行政の概要・・・・・・・・・・	7	1 概況調査・・・・・・・・・・	56
第3節 環境調査等について ・・・・・・・・・・	8	2 定期モニタリング調査・・・・・・・・・・	56
		3 土崎地区地下水質監視・・・・・・・・・・	56
		第6節 水質汚濁防止対策・・・・・・・・・・	58
		1 規制、届出・・・・・・・・・・	58
		2 検査、指導・・・・・・・・・・	60
		3 その他の取組・・・・・・・・・・	60
		4 水質汚濁事故・・・・・・・・・・	61
第1章 大気汚染・・・・・・・・・・	9	第3章 騒音・振動・・・・・・・・・・	63
第1節 大気汚染状況調査の概要・・・・・・・・	10	第1節 騒音・振動調査の概要・・・・・・・・	64
第2節 大気常時監視・・・・・・・・・・	12	第2節 道路交通騒音調査・・・・・・・・・・	64
1 大気常時監視体制の概要・・・・・・・・	12	第3節 一般環境騒音調査・・・・・・・・・・	64
2 大気常時監視測定結果の概要・・・・・・・・	14	第4節 道路交通振動調査・・・・・・・・・・	64
3 風向・風速・・・・・・・・・・	16	第5節 騒音・振動防止対策・・・・・・・・・・	73
4 二酸化いおう・・・・・・・・・・	18	1 規制、届出・・・・・・・・・・	73
5 窒素酸化物・・・・・・・・・・	20	2 検査、指導・・・・・・・・・・	76
6 浮遊粒子状物質・・・・・・・・・・	22	3 その他の取組・・・・・・・・・・	76
7 一酸化炭素・・・・・・・・・・	24		
8 光化学オキシダント・・・・・・・・・・	25	第4章 悪臭・・・・・・・・・・	77
9 炭化水素類・・・・・・・・・・	26	第1節 悪臭調査の概要・・・・・・・・・・	78
第3節 有害大気汚染物質調査・・・・・・・・	27	第2節 悪臭防止対策・・・・・・・・・・	79
1 調査概要・・・・・・・・・・	27		
2 調査結果・・・・・・・・・・	27	第5章 化学物質汚染・・・・・・・・・・	81
第4節 酸性雨・酸性雪調査・・・・・・・・	29	第1節 ダイオキシン類調査結果・・・・・・・・	82
1 調査概要・・・・・・・・・・	29	1 大気・・・・・・・・・・	83
2 調査結果・・・・・・・・・・	29	2 公共用水域の水質・・・・・・・・・・	84
第5節 大気汚染防止対策・・・・・・・・・・	32	3 公共用水域の底質・・・・・・・・・・	84
1 規制、届出・・・・・・・・・・	32	4 地下水水質・・・・・・・・・・	84
2 検査、指導・・・・・・・・・・	33	5 土壌・・・・・・・・・・	86
3 その他の取組・・・・・・・・・・	33	第2節 ダイオキシン類対策・・・・・・・・・・	88
		1 規制、届出・・・・・・・・・・	88
第2章 水質汚濁・・・・・・・・・・	35	2 検査、指導・・・・・・・・・・	89
第1節 水質汚濁状況調査の概要・・・・・・・・	36		
第2節 河川の水質調査結果・・・・・・・・・・	39		
1 環境基準健康項目・・・・・・・・・・	39		
2 環境基準生活環境項目・・・・・・・・・・	42		
3 その他の項目・・・・・・・・・・	48		
第3節 海域の水質調査結果・・・・・・・・・・	49		
1 海域調査・・・・・・・・・・	49		
2 海水浴場調査・・・・・・・・・・	53		
3 新屋浜赤水調査・・・・・・・・・・	53		

第6章 公害に関する苦情・・・・・・・・・・	91
第1節 公害苦情発生状況・・・・・・・・・・	92
第2節 近隣公害の状況・・・・・・・・・・	95
第3節 公害苦情の処理状況・・・・・・・・・・	96
第7章 自然環境の保全・・・・・・・・・・	97
第1節 秋田市自然環境保全条例・・・・・・・・	98
1 条例の目的・・・・・・・・・・	98
2 自然環境保全のための施策・・・・・・・・	98
3 開発行為の届出・・・・・・・・・・	98
第2節 市民活動計画の推進・・・・・・・・・・	98
1 大学病院前の水辺環境を守る会 （愛称：ホータル会）・・・・・・・・	98
2 日本野鳥の会秋田県支部・・・・・・・・	99
3 秋田森の会・風のハーモニー・・・・	100
第3節 自然環境現況調査・・・・・・・・・・	101
1 旧市域における自然環境調査・・・・	101
2 河辺・雄和地区における自然環境調査 ・・・・・・・・	101

データ編

1 大気関係測定結果・・・・・・・・・・	103
1－1 二酸化いおう測定結果・・・・	104
1－2 一酸化窒素測定結果・・・・	106
1－3 二酸化窒素測定結果・・・・	107
1－4 窒素酸化物測定結果・・・・	109
1－5 浮遊粒子状物質測定結果・・・・	111
1－6 一酸化炭素測定結果・・・・	113
1－7 光化学オキシダント測定結果・・・・	113
1－8 炭化水素類測定結果・・・・	114
1－9 有害大気汚染物質 モニタリング結果・・・・・・・・	115
1－10 酸性雨調査結果・・・・	116
1－11 酸性雪調査結果・・・・	117
2 水質関係測定結果・・・・・・・・・・	118
2－1 公共用水域（河川） 水質測定結果・・・・・・・・	118
2－2 公共用水域（海域） 水質測定結果・・・・・・・・	140
2－3 公共用水域（水浴場） 水質測定結果・・・・・・・・	147
2－4 公共用水域（湖沼） 水質測定結果・・・・・・・・	148

資料編

1 環境公害行政の推移・・・・・・・・・・	150
2 環境部事務分掌・・・・・・・・・・	154
3 秋田市環境審議会および秋田市 公害対策審議会開催状況・・・・・・・・	155
4 公害防止管理者の届出状況・・・・	159
5 公害防止協定締結状況・・・・・・・・	160
6 環境保全協定締結状況・・・・・・・・	162
7 環境基準・・・・・・・・・・	163
8 規制基準・・・・・・・・・・	169
9 秋田市環境基本条例・・・・・・・・	186
10 秋田市公害防止条例・・・・・・・・	190
11 秋田市自然環境保全条例・・・・・・・・	195
12 用語解説・・・・・・・・・・	200

第 1 章 大気汚染

第 1 節 大気汚染状況調査の概要

第 2 節 大気常時監視

- 1 大気常時監視体制の概要
- 2 大気常時監視測定結果の概要
- 3 風向・風速
- 4 二酸化いおう
- 5 窒素酸化物
- 6 浮遊粒子状物質
- 7 一酸化炭素
- 8 光化学オキシダント
- 9 炭化水素類

第 3 節 有害大気汚染物質調査

第 4 節 酸性雨・酸性雪調査

第 5 節 大気汚染防止対策

- 1 規制、届出
- 2 検査、指導
- 3 その他の取組

第 1 章 大気汚染

第 1 節 大気汚染状況調査の概要

秋田市では、良好な大気環境を保全するため、環境基準の達成状況の把握をはじめとする各種調査を行っています。特に常時監視体制については、昭和 43 年に山王（市役所）と土崎（支所）に二酸化いおうの自動測定記録計を設置し、昭和 48 年にテレメータシステムを導入して以来、監視測定体制の充実に努めてきました。

また、自動測定記録計による常時監視以外では、有害大気汚染物質調査とダイオキシン類の調査および酸性雨・酸性雪調査を行ってきています。

平成 22 年度に行った調査の概要は、表 1－1 のとおりです。

表 1－1 大気汚染状況調査の概要 (平成 22 年度)

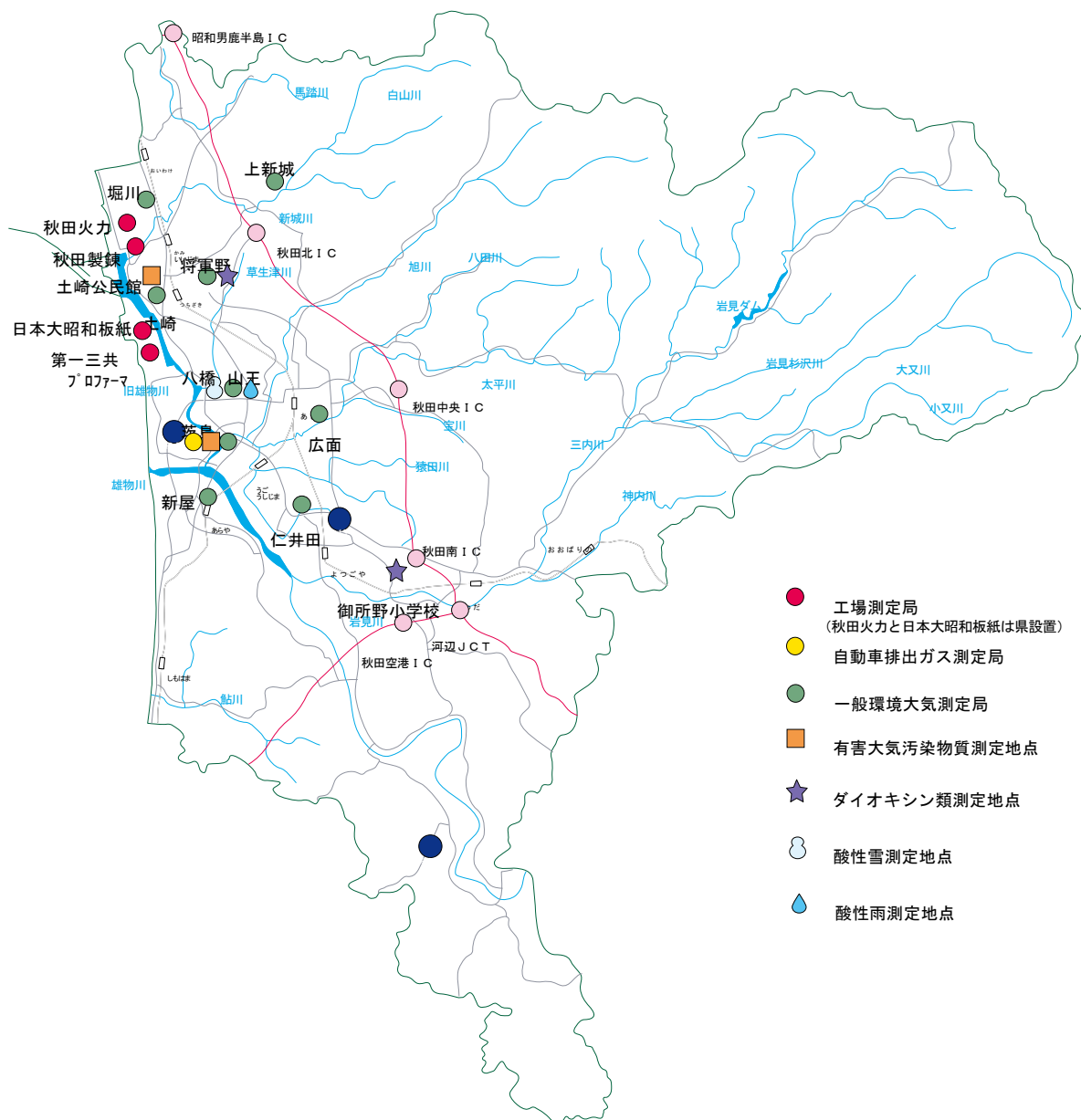
調 査 名		調 査 概 要
大気常時監視	一般環境大気	市内 9 ヶ所に一般環境大気測定局を配置し、二酸化いおう等 7 物質および風向風速を連続測定した。 (大気汚染防止法第 22 条に基づく)
	自動車排出ガス	市内 1 ヶ所に自動車排出ガス測定局を配置し、二酸化窒素等 3 物質を連続測定した。 (大気汚染防止法第 20 条に基づく)
有害大気汚染物質調査	揮発性有機化合物	市内 2 ヶ所において、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ジクロロメタンを毎月 1 回（24 時間採取）測定した。
	ダイオキシン類	市内 2 ヶ所において、ダイオキシン類を年 4 回（24 時間採取）測定した。
酸性雨・酸性雪調査	酸性雨	市内 1 ヶ所において、4 月から 12 月まで月 2 回、計 18 回測定した。
	酸性雪	市内 1 ヶ所において、1 週間～3 週間単位で測定した。

※ ダイオキシン類の調査結果は、第 5 章に載せています。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法およびダイオキシン類対策特別措置法に基づき定められています。

図 1-1 平成 22 年度大気汚染状況調査地点図



第2節 大気常時監視

1 大気常時監視体制の概要

秋田市では、市内の大気汚染状況を把握するため、一般環境大気測定局9局と自動車排出ガス測定局1局を配置し、テレメータシステムにより常時監視しています。集めた測定データは、市のホームページに自動で毎時速報値として公表しているほか、秋田県や環境省にも送信しており広域的な常時監視にも用いられています。

また、秋田市では県と連携し、表1-3に示した工場・事業場から排出される「ばい煙や排水水」などについて、公害防止協定に基づきテレメータシステムにより常時監視しています。

表1-2 大気常時監視測定局の配置と測定内容 (平成22年4月1日現在)

区分	局番	測定局名	測定局設置場所	用途地域	SO ₂	NO _x	SPM	CO	O ₃	HC	WD・WS	緯度 経度
一般環境大気測定局	1	上新城	上新城小学校	調整区域	○		○				○	N 39° 47' 41" E140° 7' 19"
	2	堀川	堀川公民館	二中	●	○	○				○	N 39° 47' 24" E140° 3' 45"
	3	将軍野	県立ろう学校	一住	○	○	○		○	○	○	N 39° 45' 49" E140° 4' 53"
	4	土崎	土崎支所	商業	●	○	○				○	N 39° 45' 26" E140° 4' 0"
	5	山王	市役所本庁舎	商業	○	○	○				○	N 39° 43' 14" E140° 6' 9"
	6	広面	樋ノ上児童遊園地	一低		○	○		○		○	N 39° 42' 45" E140° 8' 22"
	7	茨島	茨島体育館	近隣商業	○		○				○	N 39° 42' 10" E140° 6' 14"
	8	仁井田	仁井田中央会館	一低	○	○	○				○	N 39° 40' 49" E140° 7' 52"
	9	新屋	西部市民サービスセンター	商業	○	○	○				○	N 39° 40' 38" E140° 5' 8"
自排局	10	自排茨島	茨島体育館	近隣商業		○		○				N 39° 42' 10" E140° 6' 14"
SO ₂ : 二酸化硫黄 NO _x : 窒素酸化物 SPM: 浮遊粒子状物質 CO: 一酸化炭素 O ₃ : 光化学オキシダント HC: 炭化水素類 WD・WS: 風向・風速 自排局: 自動車排出ガス測定局 二中: 第二種中高層住居専用地域 一住: 第一種住居地域 一低: 第一種低層住居専用地域 広面局での測定は平成12年度から開始しています。 ●は湿式測定機を使用しています。												

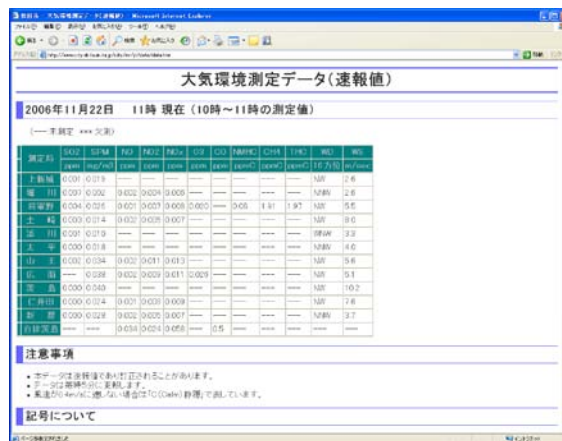
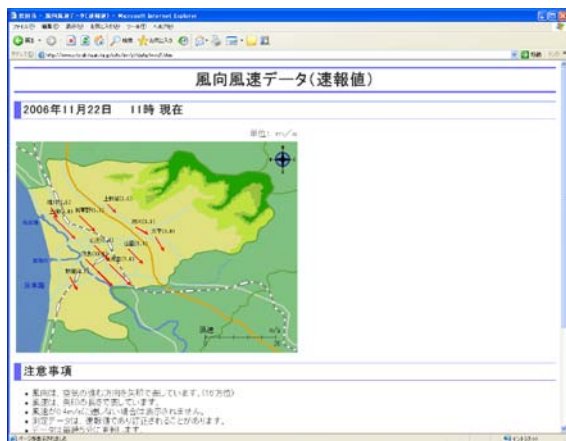
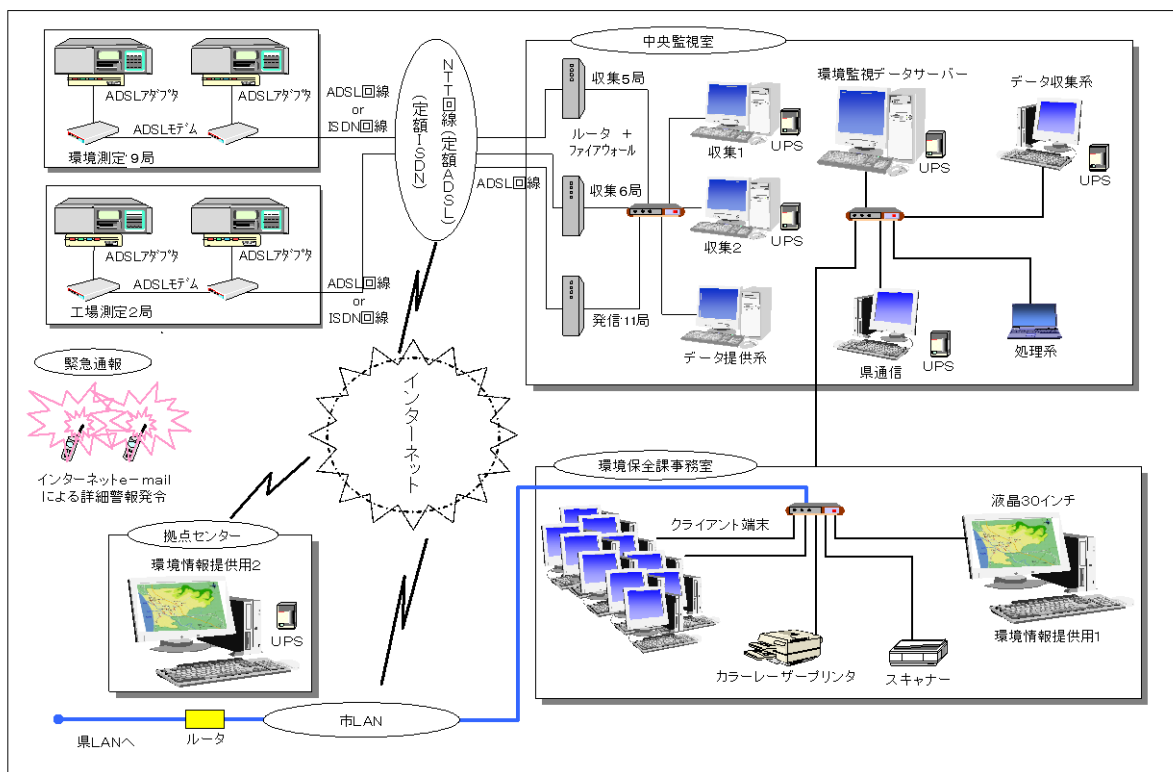
※ 大気常時監視測定局および工場測定局の配置図は、P.11の図1-1を参照

表1-3 工場測定局の配置と測定内容 (平成22年4月1日現在)

区分	測定局名（備考）	測定項目								
		SOx	NOx	F	トータルS分	排ガス量	pH	COD	水温	排水量
市	秋田製錬 1（ばい焼炉）	○					○			
	秋田製錬 2（重油ボイラー）	○								
市	第一三共プロファーマ		○	○			○	○	○	○
県	秋田火力 2（2号機、35万kw）	○	○			○	○		○	
	秋田火力 3（3号機、35万kw）	○	○			○				
	秋田火力 4（4号機、60万kw）	○	○			○				
県	日本大昭和板紙 1（1号重油ボイラー）	○	○				○	○		
	日本大昭和板紙 2（2号回収ボイラー）	○	○		○					
	日本大昭和板紙 3（3号回収ボイラー）	○	○							

【備考】区分欄は、テレメータシステムの接続先を示しています。
測定結果は、行政LANを用いて県市間で相互に交換され、常時監視されています。

図 1-2 秋田市環境監視情報システムの概要



速報値提供 : URL <http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/pl/data/default.htm>

テレメータシステム

遠隔計器ともいい、ある地点の測定値を遠隔地点に設置した受信器に送って記録させる計器です。秋田市環境監視情報システムでは、自動測定機で測定したデータを、電話回線を使用して中央監視室に送信し、得られたデータを集中管理しています。

2 大気常時監視測定結果の概要

秋田市の平成 22 年度における、大気環境に関する環境基準の達成状況は表 1－4 のとおりです。

表 1－4 大気環境基準の達成状況

(平成 22 年度)

測定地点				測定項目									
区分	局番	測定局名	用途地域	二酸化いおう		二酸化窒素	浮遊粒子状物質		一酸化炭素		光化学オキシダント	炭化水素	風向風速
				長期	短期		長期	短期	長期	短期			
一般環境大気測定局	1	上新城	調整区域	○	○		○	○					☆
	2	堀川	二中	○	○	○	○	×					☆
	3	将軍野	一住	○	○	○	○	×			×	×	☆
	4	土崎	商業	○	○	○	○	○					☆
	5	山王	商業	○	○	○	○	○					☆
	6	広面	一低			○	○	×			×		☆
	7	茨島	近隣商業	○	○		○	×					☆
	8	仁井田	一低	○	○	○	○	○					☆
	9	新屋	商業	○	○	○	○	×					☆
自排局	10	自排茨島	近隣商業			○			○	○			
○：環境基準を達成した項目 △：環境省指針値が達成した項目 空欄：測定していない項目 二中：第二種中高層住居専用地域													
×：環境基準または環境省指針値が達成されていない項目 ☆：環境基準および環境省指針値のない項目 自排局：自動車排出ガス測定局 一住：第一種住居地域 一低：第一種低層住居専用地域													

【参考】表 1－5 大気環境基準とその評価方法

項 目	環 境 上 の 条 件
二 酸 化 い お う	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

注 1. 平成 9 年 2 月 4 日にベンゼン、トリクロロエチレンおよびテトラクロロエチレン、平成 11 年 12 月 17 日にダイオキシン類、平成 13 年 4 月 20 日にジクロロメタンについての大气の汚染に係る環境基準が設定されたが、これらの物質については、本表から除いている。

注 2. 評価方法

(1) 短期的評価（二酸化窒素を除く）

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

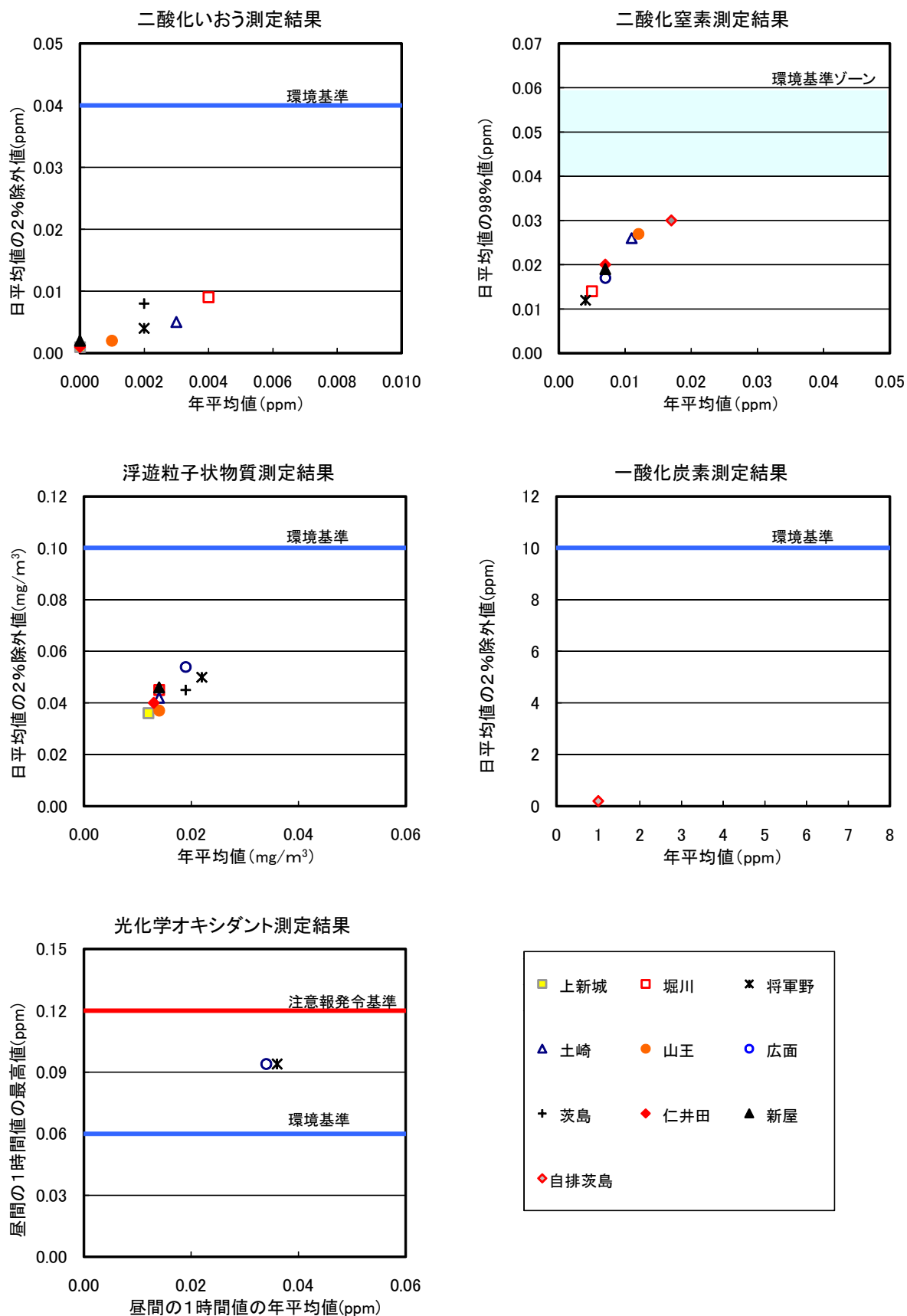
ア 二酸化いおう、浮遊粒子状物質および一酸化炭素

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2 % の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2 % 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。

イ 二酸化窒素

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98 % 目に当たる値（1 日平均値の 98 % 値）を環境基準と比較して評価を行う。

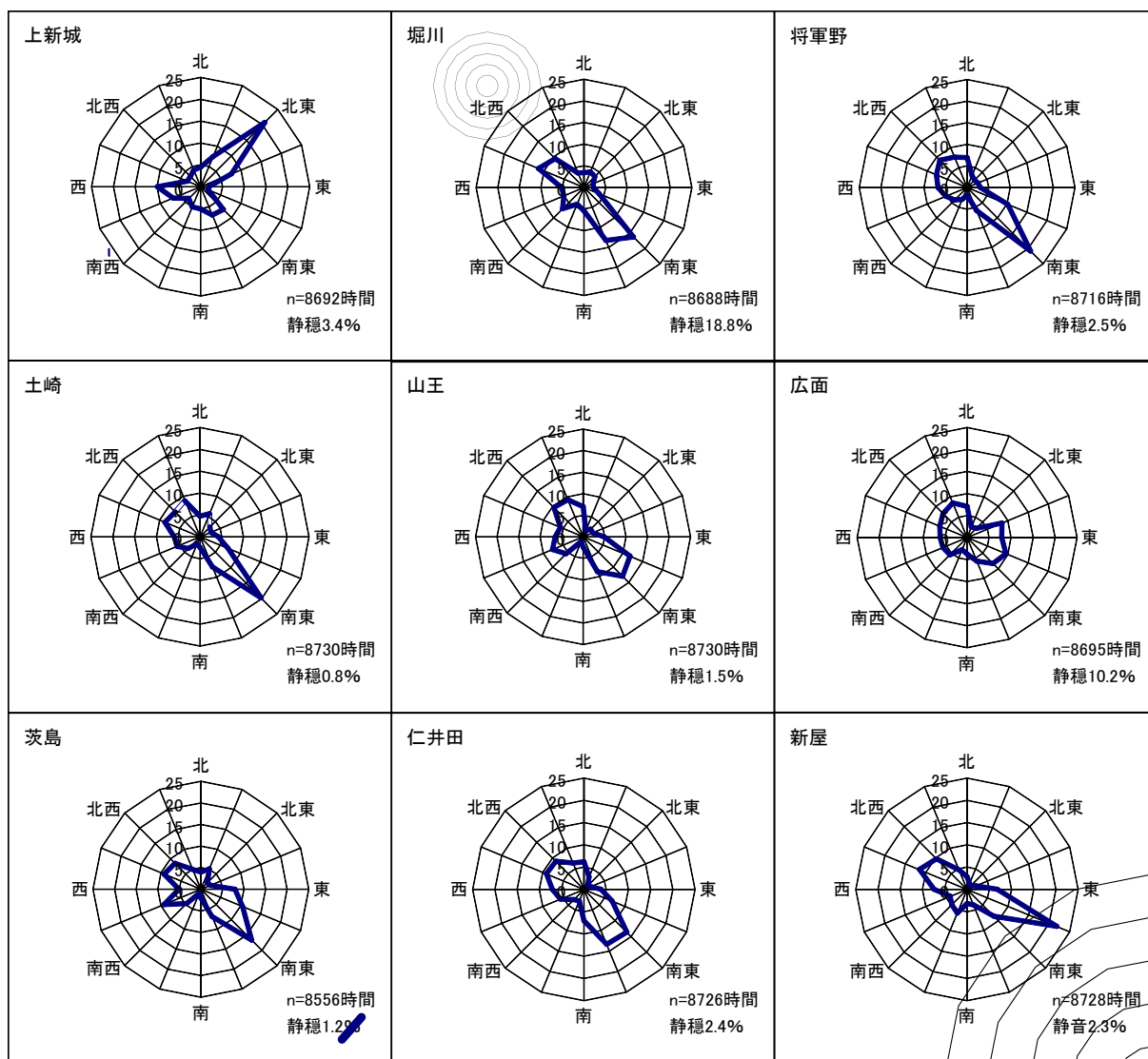
図1-3 大気環境基準の達成状況 (平成22年度)



3 風向・風速

大気汚染状況は、気象条件に大きく左右され、特に汚染物質の輸送拡散は風速により大きな影響を受けます。秋田市では平成22年度に一般環境大気測定局9局において風向・風速を観測しました。その風配図は図1－4のとおりです。全般的な傾向としては、夏期は南東系、冬期は北西系の風が卓越しています。

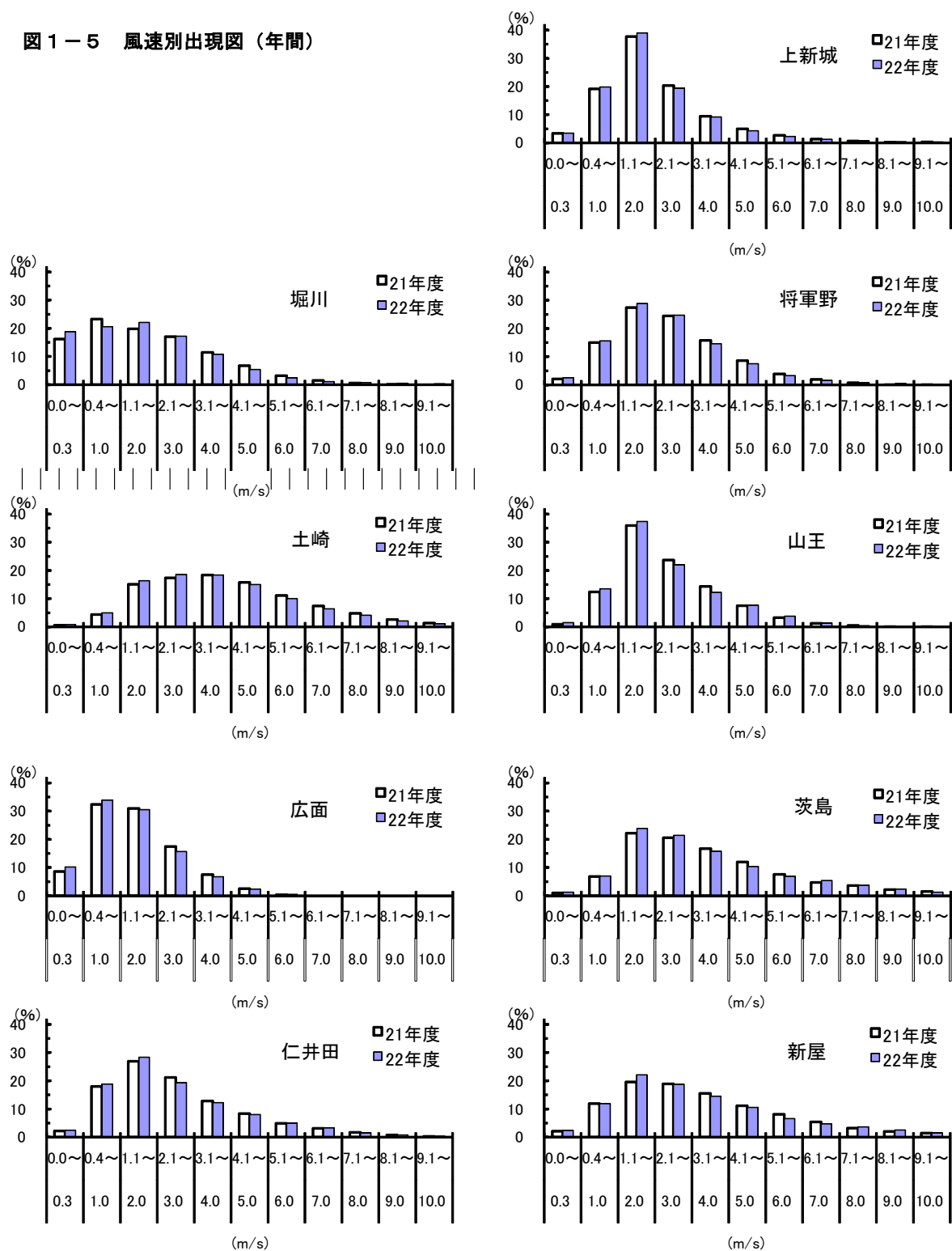
図1－4 風配図（平成22年度）



静穏（Calm）

風速が0.4m/秒未満の風の状態。静穏状態では汚染物質が拡散せず、滞留しやすくなります。

図 1 - 5 風速別出現図 (年間)



4 二酸化いおう

秋田市では、二酸化いおうを一般環境大気測定局 8 局で測定しており、平成 22 年度の測定結果は表 1－6 のとおりでした。環境基準の長期的評価では、日平均値の 2 % 除外値は 0.001～0.009ppm と評価の基準 0.04ppm を大きく下回り、日平均値も 0.04ppm を 2 日以上連続して超えていなかったことから、全ての測定局において環境基準を達成しました。

主な測定局における年平均値の経年変化（図 1－6）および日平均値の 2 % 除外値の経年変化（図 1－7）をみると、環境基準よりかなり低い値で横ばいとなっています。

表 1－6 二酸化いおう測定結果（SO₂：年間値）（平成 22 年度）

測定局名	環境基準 達成状況		測定状況		年平均値	1 時間値 の最高値	長期的評価		短期的評価			
			有効 測定 日数	有効測定 時間			日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 が 2 日以上 連続したこ との有無	日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 えた日数とそ の割合		1 時 間 値 が 0.1ppm を 超 えた時間とそ の割合		
	長期的評 価	短期的評 価										
	○×	○×										日
上新城	○	○	365	8,665	0.000	0.007	0.001	○	0	0.0	0	0.0
堀 川	○	○	365	8,718	0.004	0.029	0.009	○	0	0.0	0	0.0
将軍野	○	○	362	8,592	0.002	0.023	0.004	○	0	0.0	0	0.0
土 崎	○	○	365	8,715	0.003	0.032	0.005	○	0	0.0	0	0.0
山 王	○	○	364	8,679	0.001	0.017	0.002	○	0	0.0	0	0.0
茨 島	○	○	365	8,665	0.002	0.031	0.008	○	0	0.0	0	0.0
仁井田	○	○	365	8,663	0.000	0.008	0.001	○	0	0.0	0	0.0
新 屋	○	○	363	8,616	0.000	0.015	0.002	○	0	0.0	0	0.0
評価の基準				6,000 以上		0.1 以下	0.04 以下	○	0	0	0	0

二酸化いおう（SO₂）

火山活動など自然界に由来するものと、化石燃料（石炭、石油等）の燃焼など人間活動に由来するものがあり、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になるといわれています。

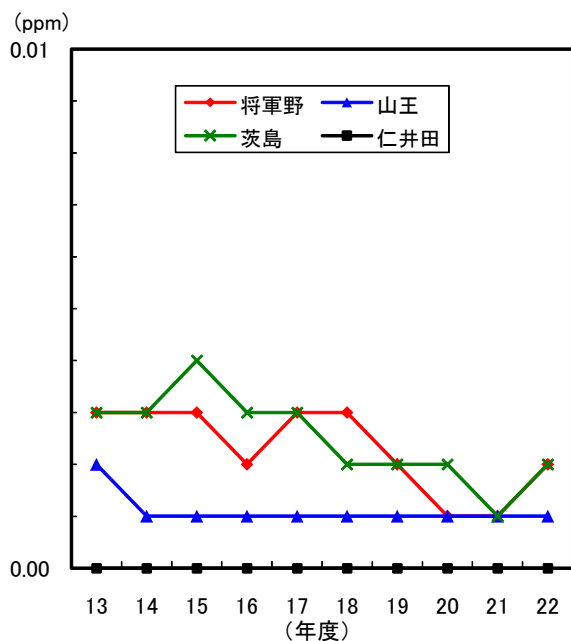


図1-6 二酸化いおう年平均値の経年変化

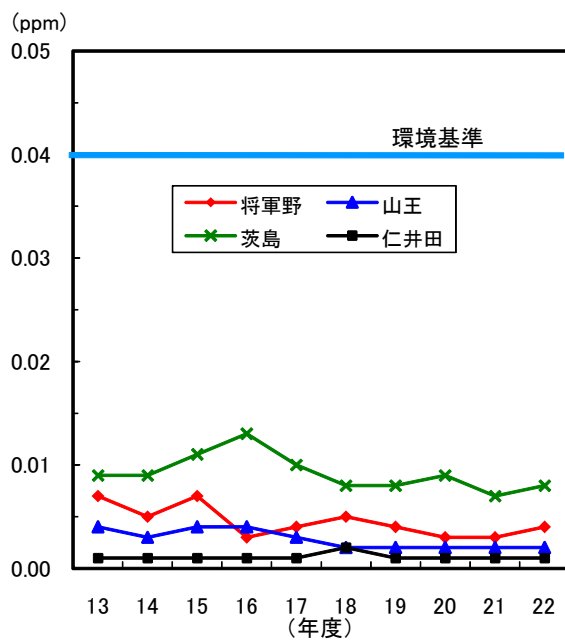


図1-7 二酸化いおう日平均値の2%除外値の経年変化

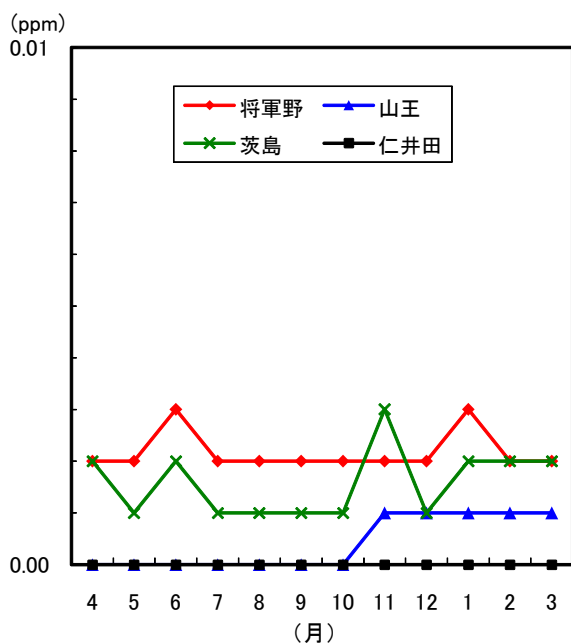


図1-8 二酸化いおう月平均値の変化(平成22年度)

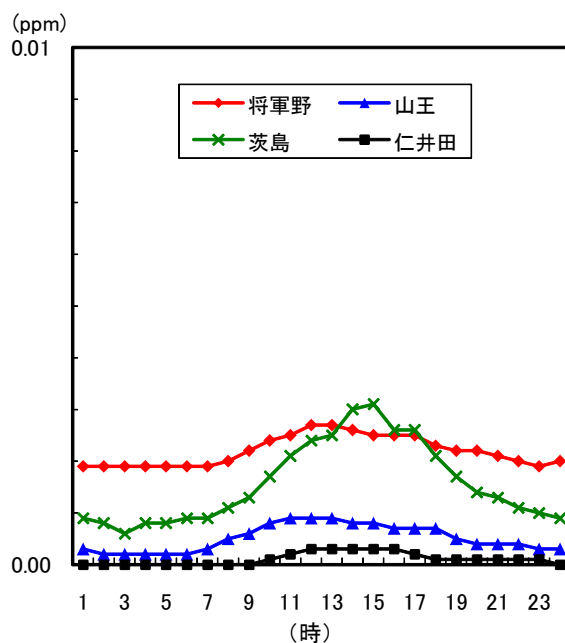


図1-9 二酸化いおう時刻平均値の変化(平成22年度)

5 窒素酸化物

秋田市では、窒素酸化物を一般環境大気測定局 7 局、自動車排出ガス測定局 1 局において測定しており、平成 22 年度の結果は表 1－7 のとおりでした。環境基準は、二酸化窒素について定められており、環境基準の長期的評価では、日平均値の年間 98% 値が 0.008～0.030ppm と、全ての測定局において環境基準を達成していました。各測定局における二酸化窒素の年平均値と年間 98% 値の推移（図 1－10、図 1－11）をみると、長期的にはほぼ横ばいで推移しています。

表 1－7 窒素酸化物測定結果（NO+NO₂：年間値）（平成 22 年度）

項目	測定局名	環境基準達成状況	測定状況		年平均値	1 時間値の最高値	評価	参考							
			有効測定日数	有効測定時間				日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		NOx 中の NO ₂ の割合 NO ₂ /(NO+NO ₂)	
		○×	日	時間	ppm	ppm	ppm	日	%	日	%	時間	%		%
NO ₂	堀 川	○	363	8,674	0.005	0.053	0.014	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	将軍野	○	356	8,514	0.004	0.041	0.012	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	土 崎	○	361	8,640	0.011	0.059	0.026	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	山 王	○	352	8,473	0.012	0.055	0.027	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	広 面	○	361	8,637	0.007	0.060	0.017	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	仁井田	○	361	8,645	0.007	0.058	0.020	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	新 屋	○	362	8,572	0.007	0.066	0.019	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	自排茨島	○	317	8,624	0.017	0.063	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
NO	堀 川		363	8,674	0.001	0.060	0.005								
	将軍野		356	8,514	0.001	0.057	0.003								
	土 崎		361	8,640	0.007	0.209	0.040								
	山 王		352	8,473	0.011	0.496	0.065								
	広 面		361	8,637	0.002	0.163	0.008								
	仁井田		361	8,645	0.002	0.157	0.007								
	新 屋		362	8,572	0.002	0.106	0.010								
	自排茨島		317	8,624	0.018	0.160	0.046								
NOx	堀 川		363	8,674	0.006	0.088	0.018								82.2
	将軍野		356	8,514	0.004	0.083	0.015								85.3
	土 崎		361	8,640	0.018	0.268	0.064								61.6
	山 王		352	8,473	0.023	0.550	0.090								50.5
	広 面		361	8,637	0.009	0.109	0.022								76.9
	仁井田		361	8,645	0.009	0.105	0.025								81.0
	新 屋		362	8,572	0.009	0.156	0.026								72.4
	自排茨島		317	8,624	0.035	0.199	0.071								48.1
評価の基準				6,000 以上			0.06 以下								

二酸化窒素（NO₂）

大気中の窒素酸化物（NO_x）のほとんどは、物の燃焼に伴い発生する一酸化窒素（NO）と、大気中でさらに酸化されて生成する二酸化窒素（NO₂）です。発生源としては、移動発生源である自動車排出ガス、固定発生源であるボイラー等の燃焼施設などがあります。窒素酸化物のうち、二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になるといわれています。

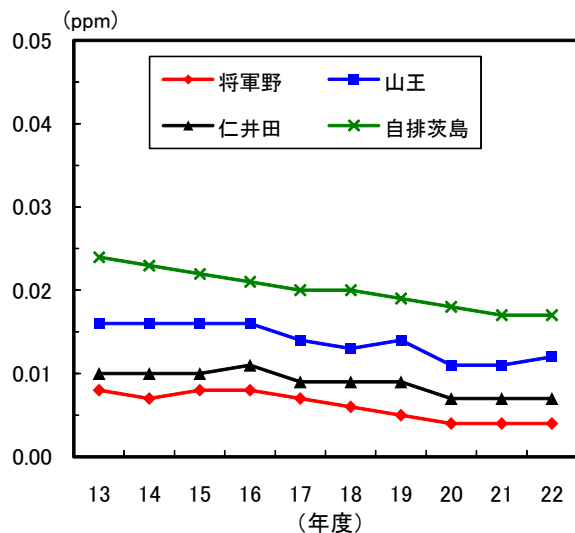


図1-10 二酸化窒素年平均値の経年変化

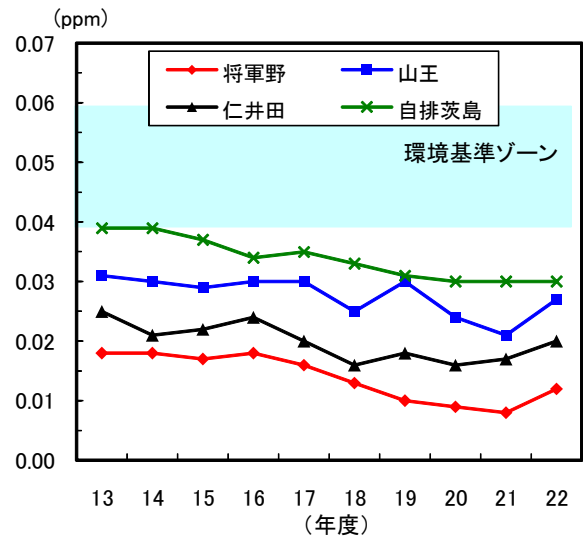


図1-11 二酸化窒素日平均値の年間98%値の経年変化

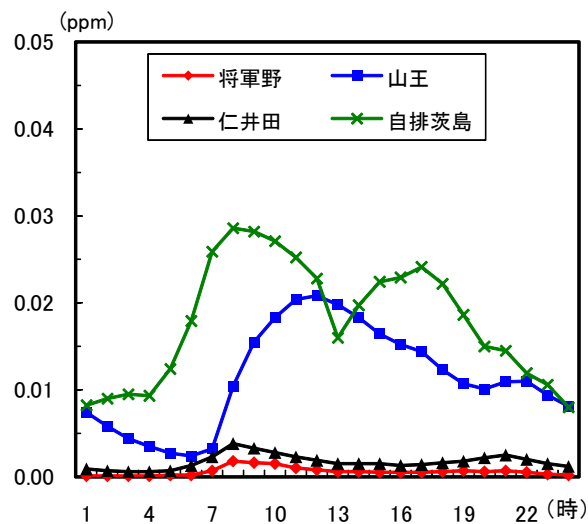


図1-12 一酸化窒素時刻平均値の変化
(平成22年度)

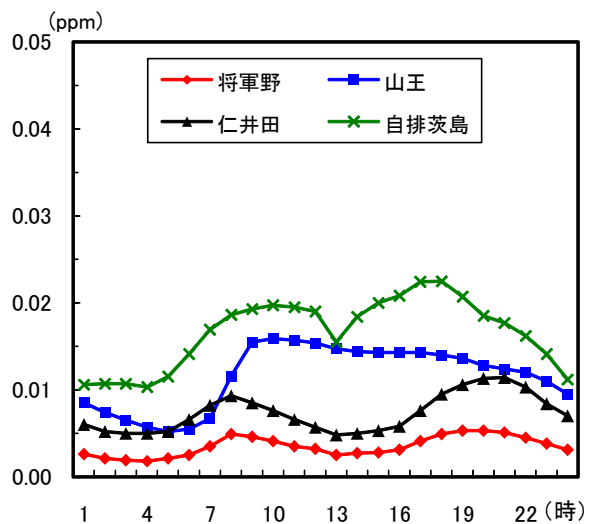


図1-13 二酸化窒素時刻平均値の変化
(平成22年度)

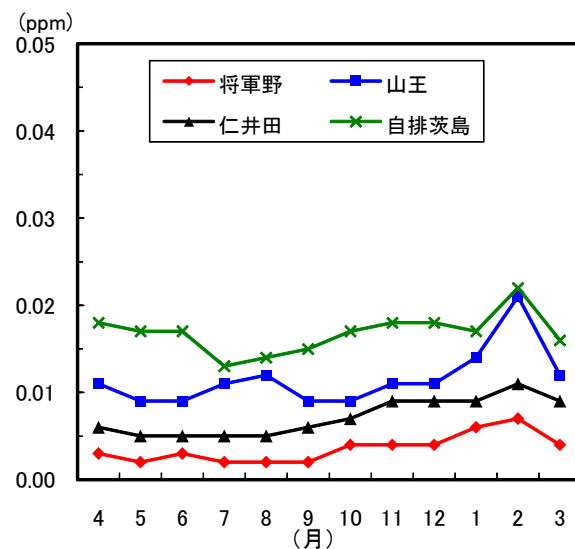


図1-14 二酸化窒素月平均値の変化
(平成22年度)

6 浮遊粒子状物質

秋田市では、浮遊粒子状物質を一般環境大気測定局9局で測定しており、平成22年度の測定結果は表1-8のとおりでした。日平均値の2%除外値は、0.036～0.054 mg/m³の範囲内で評価基準0.10mg/m³を下回り、日平均値も0.10mg/m³を2日連続して超えていなかったことから、環境基準の長期的評価を達成していました。しかし、3月には黄砂の影響と思われる高濃度（0.220～0.261 mg/m³）が観測されたため、5局で短期的評価の環境基準（1時間値が0.20mg/m³以下）を達成できませんでした。

主な測定局における年平均値の経年変化（図1-15）をみると、茨島局が改善傾向にあり、他の測定局はほぼ横ばいで推移しています。

表1-8 浮遊粒子状物質測定結果（SPM：年間値）（平成22年度）

測定局名	環境基準 達成状況		測定状況		年平均値	1時間値 の最高値	長期的評価		短期的評価			
	長期的 評価	短期的 評価	有効 測定 日数	有効測定 時間			日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 が2日以上 連続したこ との有無	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 とその割合		
	○×	○×	日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日	%	時間	%
上新城	○	×	362	8,704	0.012	0.135	0.036	○	0	0.0	0	0.0
堀川	○	×	358	8,582	0.014	0.220	0.045	○	0	0.0	1	0.0
將軍野	○	×	359	8,650	0.022	0.236	0.050	○	1	0.0	2	0.0
土崎	○	×	363	8,701	0.014	0.159	0.042	○	0	0.0	0	0.0
山王	○	×	361	8,685	0.014	0.181	0.037	○	0	0.0	0	0.0
広面	○	×	363	8,697	0.019	0.227	0.054	○	0	0.0	2	0.0
茨島	○	×	363	8,713	0.019	0.242	0.045	○	1	0.0	4	0.0
仁井田	○	×	357	8,645	0.013	0.166	0.040	○	0	0.0	0	0.0
新屋	○	×	363	8,703	0.014	0.261	0.046	○	0	0.0	3	0.0
評価の基準				6,000 以上		0.20 以下	0.10 以下					

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中で浮遊している“ごみ”や“ほこり”は、大気中の動態により自重・降雨等によって降下する「降下ばいじん」と、大気中に浮遊している「浮遊粉じん（DUST）、浮遊粒子状物質（SPM）」の2つに分けられます。浮遊粒子状物質は、粒径10μm以下の粒子のことをいい、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

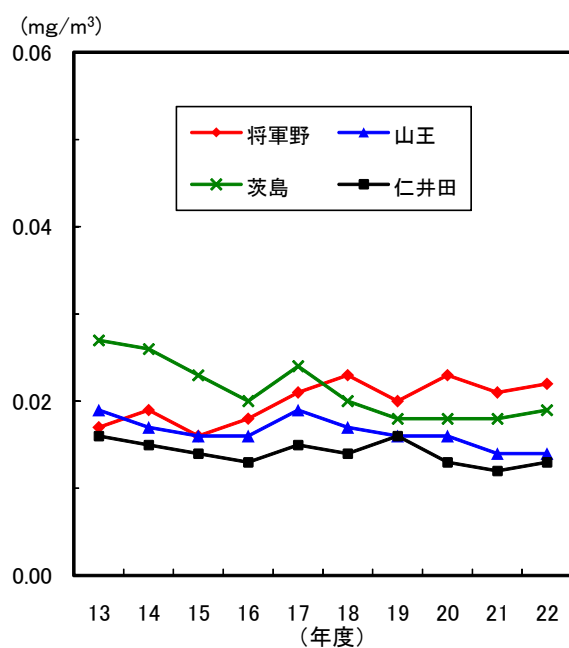


図1-15 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

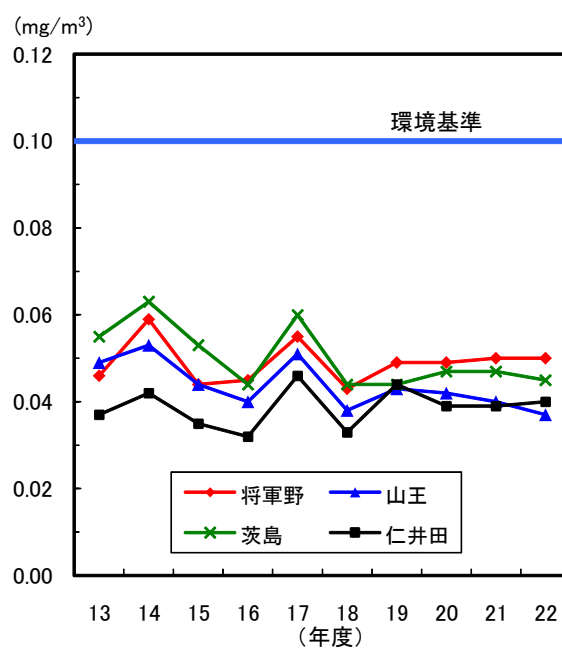


図1-16 浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値の経年変化

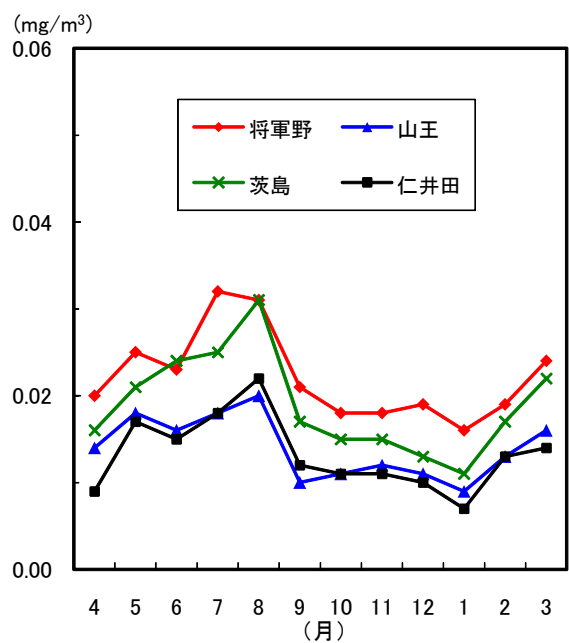


図1-17 浮遊粒子状物質の月平均値の変化
(平成22年度)

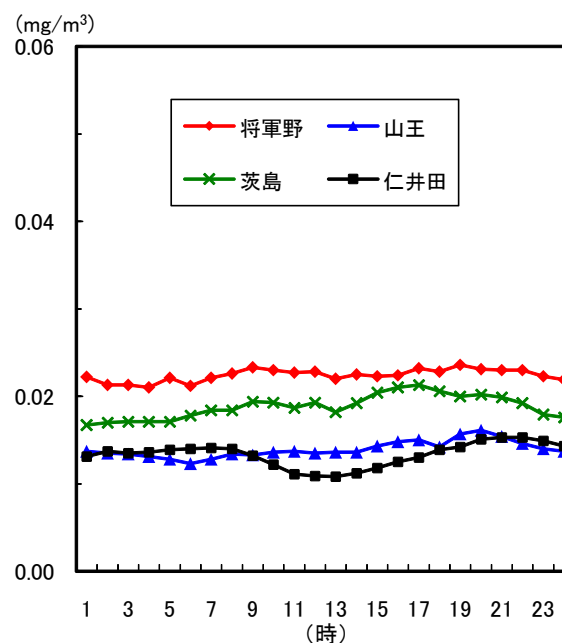


図1-18 浮遊粒子状物質の時刻平均値の変化
(平成22年度)

7 一酸化炭素

秋田市では、一酸化炭素を自排茨島局で測定しており、平成22年度の測定結果は表1-9のとおりでした。環境基準の長期的評価では、日平均値の2%除外値は0.4ppmと評価の基準10ppmを下回り、日平均値も10ppmを2日連続して超えていなかったことから、環境基準を達成しました。

年平均値および日平均値の2%除外値の経年変化（図1-19）をみると、ほぼ横ばいで推移しています。時刻平均値の変化（図1-21）をみると、朝夕の交通渋滞時にやや高くなっています。

表1-9 一酸化炭素測定結果（CO：年間値）

（平成22年度）

測定局名	環境基準 達成状況		測定状況		年平均値	1 時間値 の最高値	長期的評価		短期的評価									
			有効 測定 日数	有効測定 時間			日平均 値の 2 % 除外値	日 平 均 値 が 10ppm を 超 え た 日 数 が 2 日 以 上 連 続 し た こ と の 有 無	日 平 均 値 が 10ppm を 超 え た 日 数 と そ の 割 合		8 時 間 平 均 値 が 20ppm を 超 え た 回 数 と そ の 割 合							
	○ ×	○ ×							日	時間	ppm	ppm	ppm	有 × ・ 無 ○	日	%	回	%
自排茨島	○	○	361	8,625	0.2	1.6	0.4	○	0	0.0	0	0.0						
評価の基準				6,000 以上			10 以下											

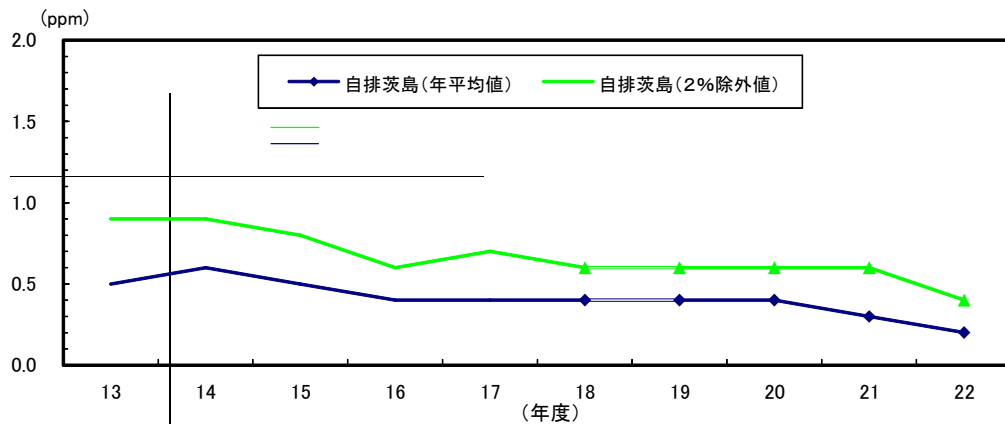


図1-19 一酸化炭素の年平均値および日平均値の年間2%除外値の経年変化

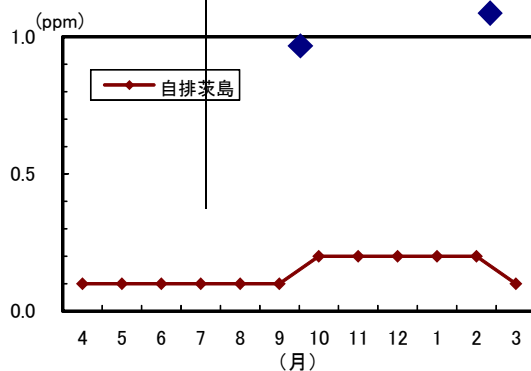


図1-20 一酸化炭素の月平均値の変化
（平成22年度）

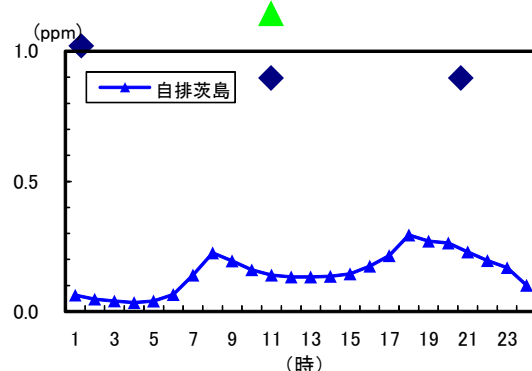


図1-21 一酸化炭素の時刻平均値の変化
（平成22年度）

一酸化炭素（CO）

炭素含有物が不完全燃焼する際に発生し、そのほとんどが自動車の排出ガスによるといわれています。血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなど人体に有害な影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られています。

8 光化学オキシダント

秋田市では、光化学オキシダントを將軍野局と広面局で測定しており、平成 22 年度の測定結果は表 1-10 のとおりでした。昼間（5 時～20 時）の 1 時間値の最高値が將軍野局、広面局ともに 0.094ppm であり、2 局とも環境基準（0.06ppm）を達成できませんでしたが、光化学オキシダント注意報の発令基準である 0.12ppm を下回っていました。

一般的には、日照時間の長い時期に高くなるといわれていますが、月平均値の変化（図 1-23）をみると、4 月から 7 月にかけて高くなっています。

表 1-10 光化学オキシダント測定結果（0x：年間値）（平成 22 年度）

測定局名	環境基準達成状況	測定状況		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値の最高値	環境基準評価		注意報発令		昼間の日最高1時間値の年平均値
		測定日数	測定時間			昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			
	○×	日	時間	ppm	ppm	日	時間	日	時間	ppm
将軍野	×	365	5,436	0.036	0.094	40	233	0	0	0.047
広 面	×	363	5,392	0.034	0.094	43	245	0	0	0.045
評価の基準					0.06 以下					

表 1-11 光化学オキシダント注意報等発令基準

発令基準（1 局以上）		（注） 緊急時の発令は、左表の濃度になり、かつ気象条件からみて汚染状態が継続すると認められる状態になった場合です。
注 意 報	0.12 ppm	
重大警報	0.40 ppm	

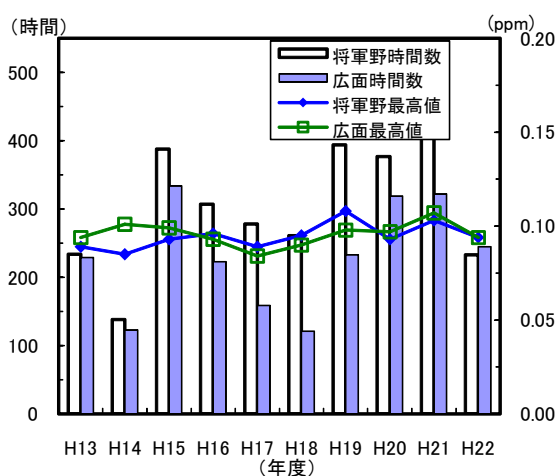


図 1-22 光化学オキシダントの昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数と年間最高値の経年変化

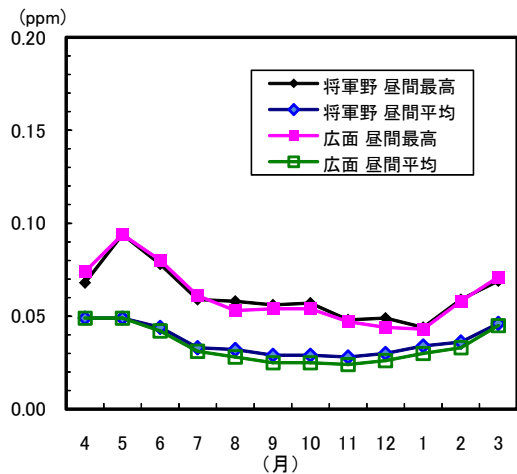


図 1-23 光化学オキシダントの月平均値の変化（平成 22 年度）

光化学オキシダント（0x）

いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観測されています。大気中の窒素酸化物（NO_x）および炭化水素類（HC）は、紫外線により光化学反応を起こし、オゾン（O₃）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）およびその他の酸化性物質を生成します。

9 炭化水素類

秋田市では、炭化水素類を将軍野局で測定しており、平成 22 年度の測定結果は表 1－12 のとおりでした。6～9 時の 3 時間平均値が指針値（0.31ppmC）以下となり、指針値を達成しました。

メタンの時刻平均値の変化（図 1－25）をみると、夜間に高くなる傾向にあります。

表 1－12 炭化水素類測定結果（HC：年間値）

（平成 22 年度）

測定局名	物質名	指針達成状況	有効測定時間	年平均値	6～9 時測定日数	6～9 時における年平均値	6～9 時 3 時間平均値		評価			
		△：達成					最高値	最低値	6～9 時の 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数とその割合		6～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数とその割合	
		▲：非達成							日	%	日	%
将軍野	非メタン	△	8,587	0.07	359	0.07	0.71	0.00	14	3.9	3	0.8
	メタン		8,587	1.9	359	1.9	2.74	1.46				
	全炭化水素		8,587	1.97	359	1.97	3.45	1.49				
評価の基準（非メタン）							0.20～0.31 以下					

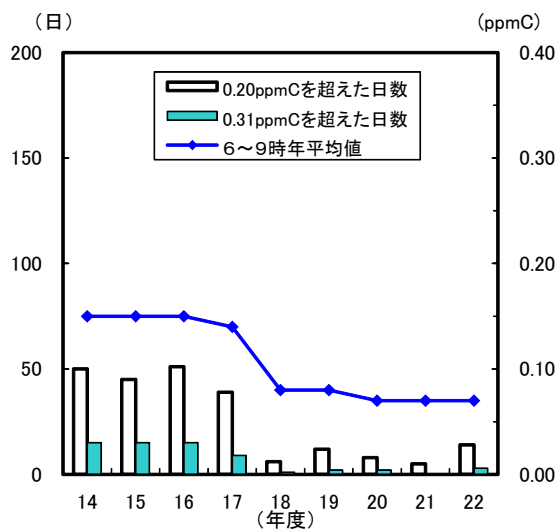


図 1－24 非メタン炭化水素の 6～9 時 3 時間平均値が指針値を超えた日数と年平均値の経年変化

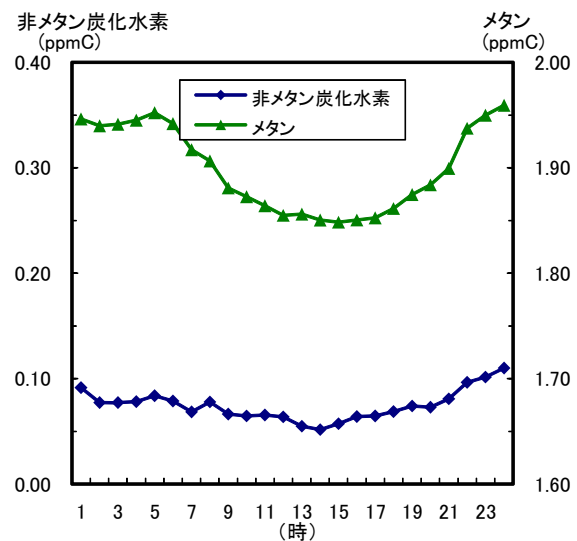


図 1－25 非メタン炭化水素とメタンの時刻平均値の変化（平成 22 年度）

炭化水素類（HC）

窒素酸化物と同様に光化学スモッグ発生の要因物質の一つであり、発生源としては、移動発生源である自動車排出ガス、固定発生源であるガソリンスタンド等の石油貯蔵施設、有機溶剤を使用する工場および塗装施設、印刷施設等があります。非メタン炭化水素については、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」が昭和 51 年に定められ、6～9 時までの 3 時間平均値が 0.20～0.31ppmC（炭素換算量）の範囲又はそれ以下であることとなっています。

第3節 有害大気汚染物質調査

1 調査概要

秋田市では、平成9年10月から有害大気汚染物質のうち13物質について将軍野局でモニタリングを開始しました。

平成22年度は、将軍野局と茨島局の2地点で、環境基準の設定されているダイオキシン類^(注)以外の4物質（ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン）について、モニタリングを行いました。

表1-13 有害大気汚染物質調査概要 (平成22年度)

測定地点	測定物質	測定頻度	測定方法
将軍野局	ベンゼン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ジクロロメタン	月1回	容器採取（連続24時間試料採取） ガスクロマトグラフ質量分析法
茨島局			

(注) ダイオキシン類の調査結果は、第5章に載せています。

2 調査結果

調査結果は、表1-14のとおりです。調査した2地点全てで環境基準を達成しました。

表1-14 ベンゼン等の環境基準達成状況 (平成22年度)

物質名	測定地点（地域区分）	環境基準 達成状況	測定回数	年平均値	最高値	環境基準
		○×	回	μg/m ³	μg/m ³	μg/m ³
ベンゼン	将軍野局（一般環境）	○	12	0.78	1.4	3
	茨島局（沿道）	○	12	1.0	1.4	
トリクロロエチレン	将軍野局（一般環境）	○	12	0.031	0.082	200
	茨島局（固定発生源周辺）	○	12	0.044	0.096	
テトラクロロエチレン	将軍野局（一般環境）	○	12	0.025	0.038	200
	茨島局（固定発生源周辺）	○	12	0.033	0.068	
ジクロロメタン	将軍野局（一般環境）	○	12	0.35	0.73	150
	茨島局（固定発生源周辺）	○	12	0.41	0.74	

有害大気汚染物質

大気中の濃度が低濃度であっても、人体が長期的に暴露された場合には、健康影響が懸念される化学物質のことをいいます。

大気汚染防止法第2条第9項において、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある（長期毒性を有する）物質で大気の汚染の原因となるものであって、同法による工場・事業場規制の対象物質を除くもの」として規定されています。

この有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質は、中央環境審議会の第二次答申（平成8年10月）の中で全234物質が提示されました。また、その中で健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質（優先取組物質）として22物質が選定されました。その後、第九次答申（平成22年10月）において物質の見直しが行われ、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として248物質、優先取組物質として23物質が選定されました。

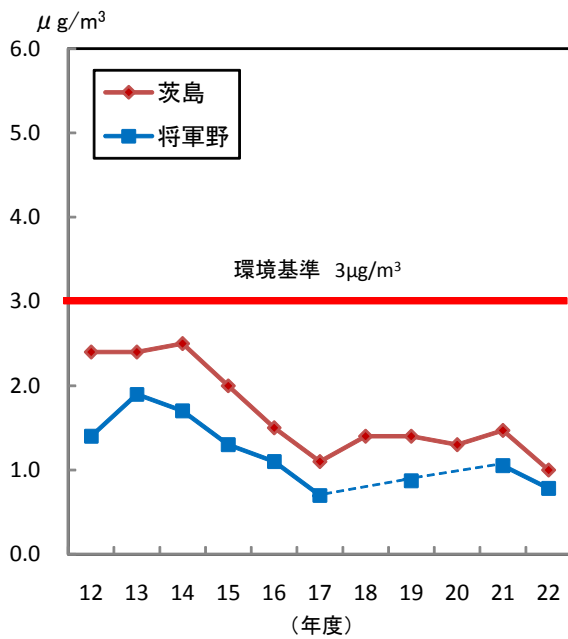


図1-26 ベンゼンの年平均値の経年変化

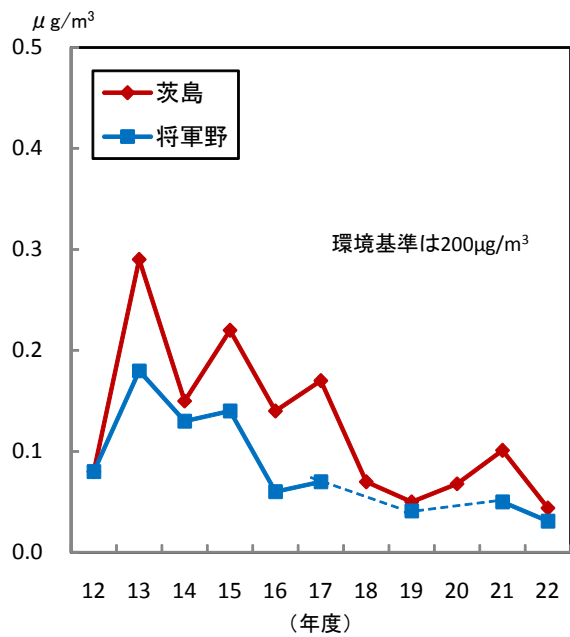


図1-27 トリクロロエチレンの年平均値の経年変化

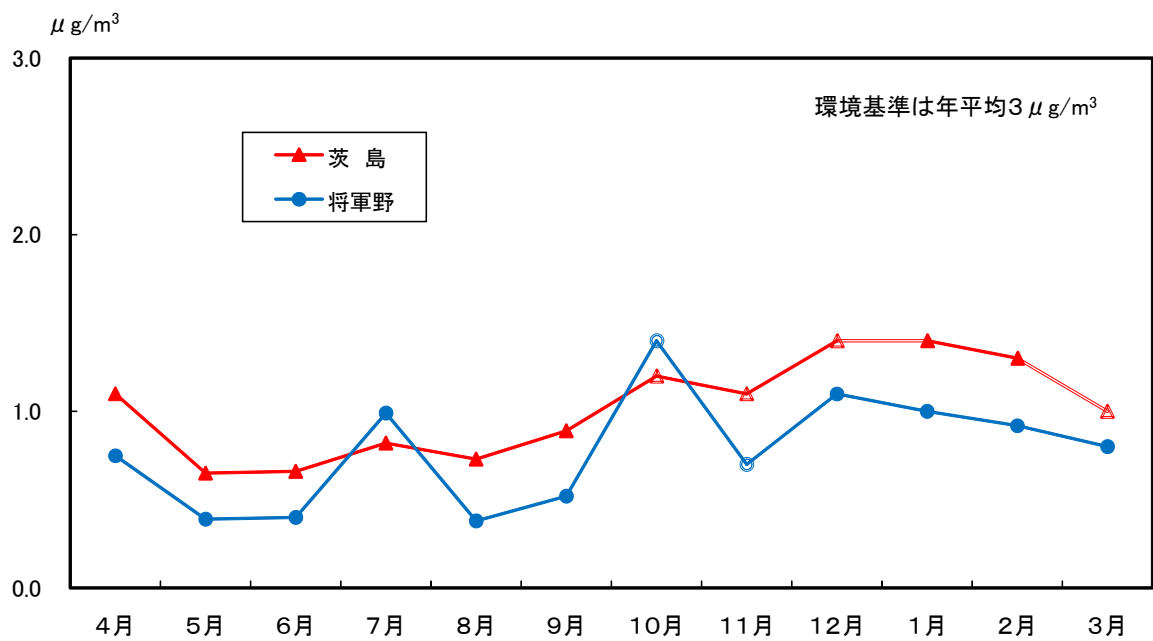


図1-28 ベンゼンの測定結果(平成22年度)

第4節 酸性雨・酸性雪調査

1 調査概要

秋田市では、市内における降雨、降雪中の酸性物質の実態を把握するため、平成3年度に調査を開始し、平成6年度からは通年調査を行っています。平成22年度は、次の方法により調査しました。

表1-15 調査測定方法

(平成22年度)

調査対象	降雨（1地点）	降雪（1地点）
調査期間	平成22年3月30日～12月28日	平成22年12月29日～平成23年3月30日
調査地点	秋田市庁舎分館（4階建）屋上	市営八橋球場
採取周期	月 2 回	1週間～2週間単位
採取方法	ろ過式採取装置（口径200mm）	ポリバケツ（口径430mm）
調査項目	次の12項目	
	降雨・降雪の採取量	降雨・降雪量
	水素イオン濃度（pH）	導電率（EC）
	硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）	カルシウムイオン（ Ca^{2+} ）
	硝酸イオン（ NO_3^- ）	マグネシウムイオン（ Mg^{2+} ）
	塩化物イオン（ Cl^- ）	カリウムイオン（ K^+ ）
	アンモニウムイオン（ NH_4^+ ）	ナトリウムイオン（ Na^+ ）
	※各イオン分析は、月の前半と後半の試料を案分混合したもので分析	
分析方法	環境庁大気保全局編「酸性雨等調査マニュアル（平成2年3月改訂）に準ずる。	

2 調査結果

(1) 酸性雨

図1-29は年間を通した降水のpH測定結果です。調査期間を通したpH加重平均値は4.4と、酸性側にシフトしています。毎年春先にpHが高くなる傾向が見られますが、酸性雨が黄砂によって中和されることなどが原因として挙げられます。導電率はナトリウムイオン濃度の推移と似た傾向を示しており（図1-31）、冬期間に大きくなる傾向がありました。これは季節風による海塩が主要原因であると考えられます。図1-30は年度ごとの雨水pH推移を示しており、平成3年度の調査開始以来、平均して酸性を示しています。

(2) 酸性雪

雪のpHについては、雨と同様に酸性を示し（図1-29、図1-32）、導電率とナトリウムイオン濃度も、冬期において高い値となりました（図1-31）。これは、冬期、北西の強い季節風により海水中の塩分が雨や雪に混ざった結果であると推測されます。図1-32および図1-33は八橋におけるpHと導電率の推移をそれぞれ示しています。調査期間を通したpH加重平均値は4.4の酸性雪となっており、導電率は $101\mu\text{S}/\text{cm}$ となりました。

酸性雨

一般にpH5.6以下の降雨をいい、地球の温暖化、オゾン層の破壊などとともに地球環境問題の1つとして注目されています。

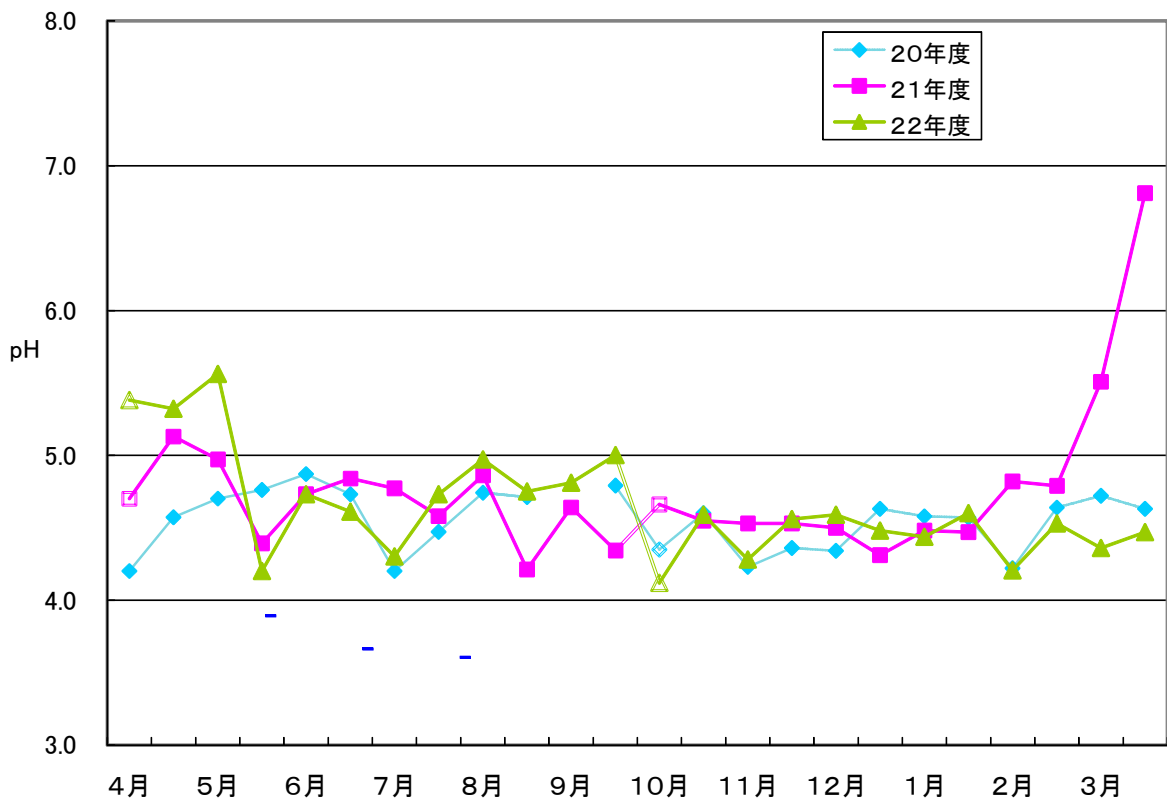


図1-29 酸性雨・酸性雪のpH（月平均値）の変化（4～12月は山王、1～3月は八橋で調査）

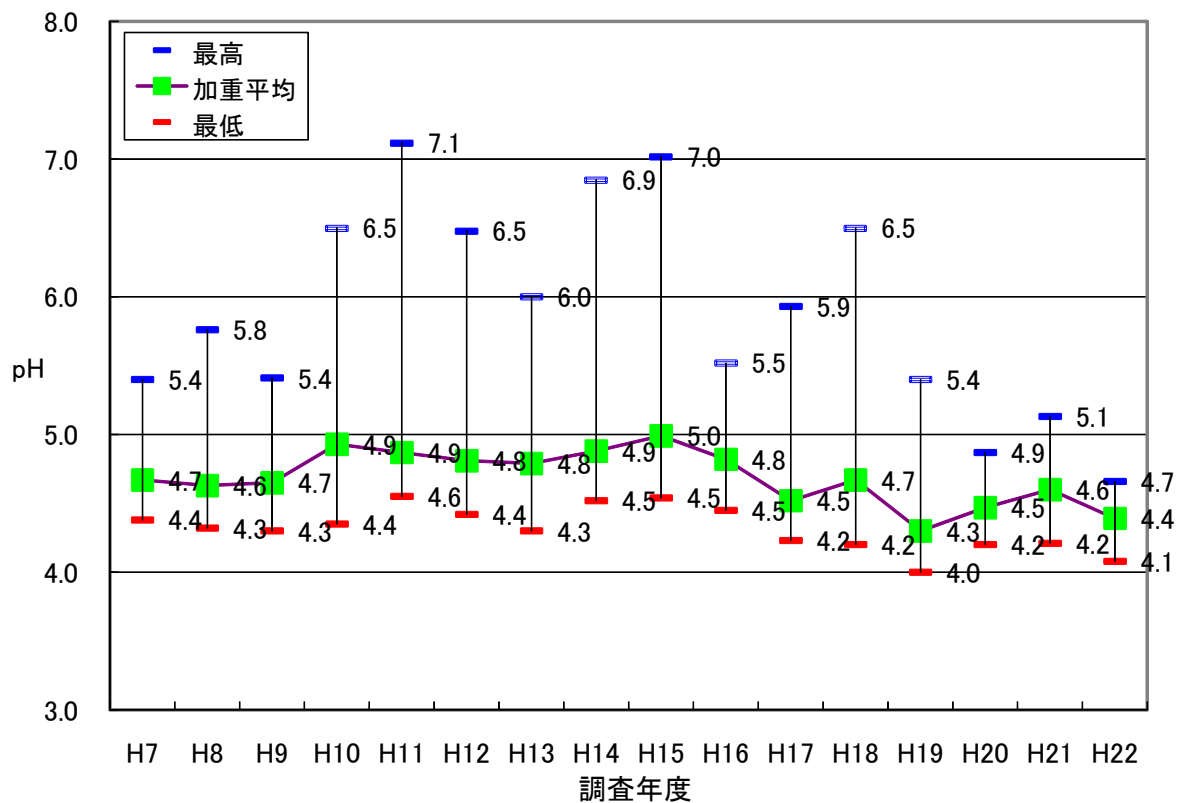


図1-30 酸性雨（山王）の加重平均値経年変化

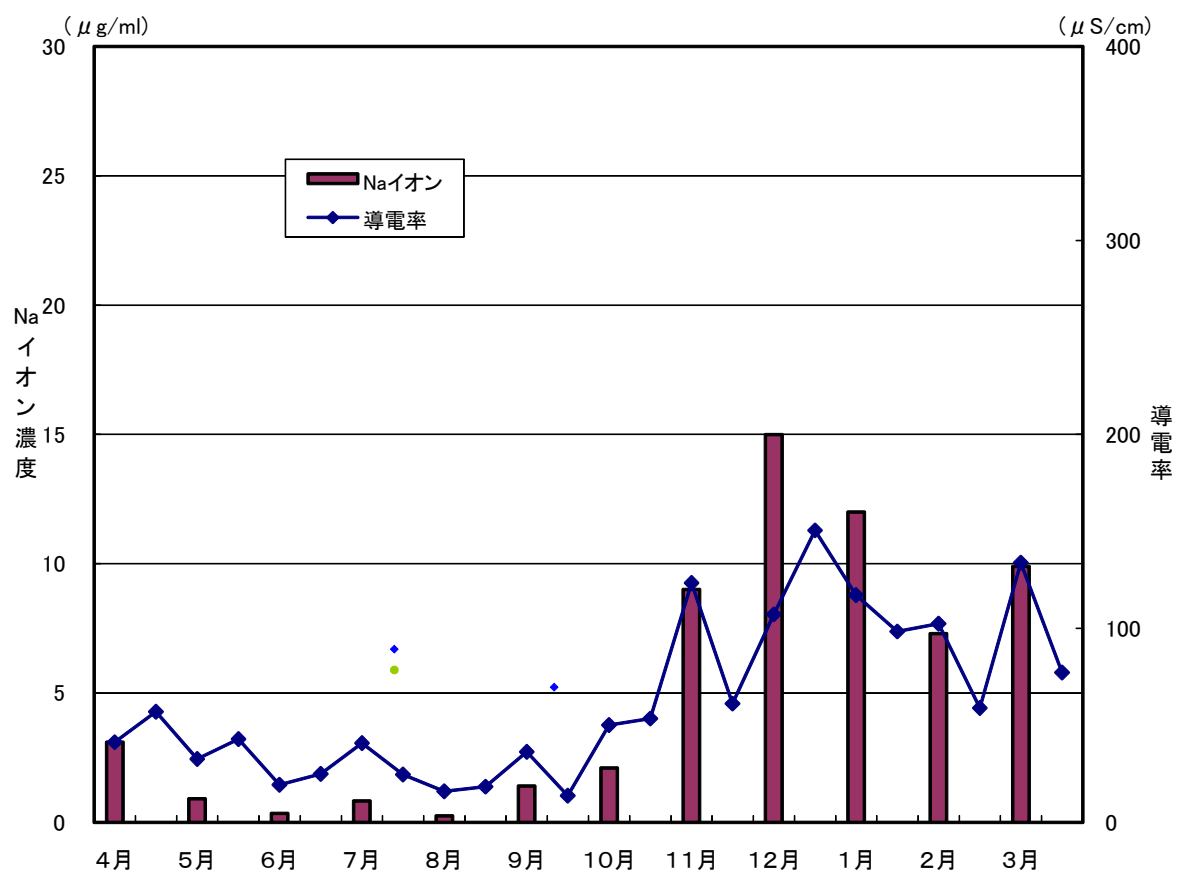


図1-31 降水の導電率とNaイオン濃度の推移（4～12月は山王、1～3月は八橋で調査）

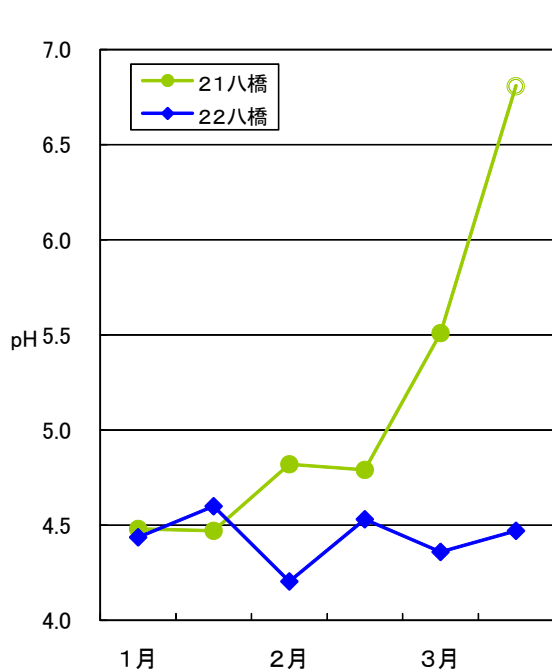


図1-32 降雪のpHの推移

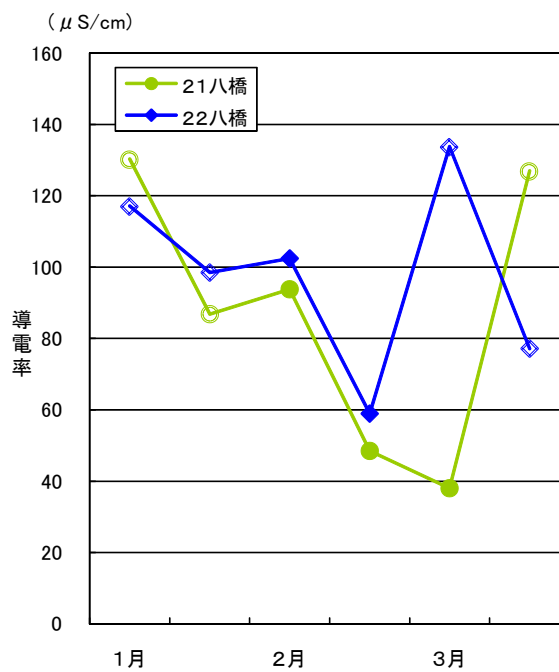


図1-33 降雪の導電率の推移

第5節 大気汚染防止対策

1 規制、届出

(1) ばい煙、一般粉じん等

秋田市域では、大気汚染を防止するため大気汚染防止法、秋田県公害防止条例および秋田市公害防止条例による規制が行われています。また、一定規模以上の施設は届出が義務づけられており、その届出状況は表1-16のとおりです。

表1-16 ばい煙発生施設等の届出件数 (平成22年度)

	設置（うち新規事業場）	構造等変更	氏名等変更	廃止	承継	現況報告
大気汚染防止法	15（3）	3	31	13	7	0
秋田県公害防止条例	9（1）	0	22	9	5	0

(2) アスベスト

石綿（アスベスト）を含む建築材料を用いた建築物等の解体工事、改造・補修作業を行う場合には、特定粉じん排出等作業として届出が必要であり、平成22年度は15件の届出がありました。届出者には、アスベストが大気中に飛散しないよう指導するとともに、現地確認および大気中のアスベスト濃度測定を行いました。その結果、立入検査を行ったすべての工事において作業基準が守られていました。また、大気中のアスベスト濃度測定結果については、解体工事の1地点において、総繊維数濃度が1f/Lを超過しましたが、アスベストの検出はありませんでした。（表1-17）

表1-17 大気中のアスベスト濃度測定結果 (平成22年度)

測定地点	測定日	総繊維数濃度(f/L)	備考
将軍野大気測定局	5月18日～19日 5月21日	0.15未満	一般環境
山王第2街区公園		0.15未満	沿道
茨島体育館		0.15未満	商業地域
将軍野大気測定局	9月14日～16日	0.088	一般環境
山王第2街区公園		0.070	沿道
茨島体育館		0.070	商業地域
上北手	10月5日～7日	0.056	廃棄物処理施設 北側
		0.15	廃棄物処理施設 東側
		0.11	廃棄物処理施設 南側
		0.11	廃棄物処理施設 西側
中通	12月15日	0.056	法届出対象作業 南東
		0.056未満	法届出対象作業 南西
		0.056	法届出対象作業 北東
		0.056	法届出対象作業 北西
大町	12月21日	0.06	法届出対象作業 東側
		0.11	法届出対象作業 南側
		0.31	法届出対象作業 北側
		2.4	法届出対象作業 西側

※平成22年6月よりアスベストモニタリングマニュアルが改訂され、総繊維数濃度が1f/Lを超過した場合、アスベストを同定して計数することになりました。

アスベスト アスベストは、中皮腫や肺がんの原因物質であることが明らかとなっていますが、現時点では、どれくらい以上のアスベストを吸えば、中皮腫になるかということは明らかではありません。大気汚染防止法では、特定粉じん（アスベスト）発生施設における敷地境界基準濃度として大気1リットルあたり10本を基準値としています。

2 検査、指導

平成 22 年度は、17 工場・事業場の 54 施設に対し立入検査を行いました。
その結果は、表 1－18 および表 1－19 のとおりです。

表 1－18 ばい煙発生施設等に対する立入検査結果（平成 22 年度）

区分	工場・事業場数	施設数
ばい煙発生施設(県条例対象含む)	15	49
粉じん発生施設(県条例対象含む)	2	5
合計	17	54

表 1－19 ばい煙発生施設および指定ばい煙発生施設への立入検査実施状況（平成 22 年度）

区分		施設数	検体数
立入検査実施		4	
立入検査のうち分析検査を実施したもの	分析検査実施	4(0)	4(0)
	分析項目	硫黄酸化物	4(0)
		ばいじん	4(0)
		有害物質	4(0)
		窒素酸化物 その他	1(0)

※()内には指導対象件数を内数で示しています。

※有害物質のその他は、塩化水素、鉛、フッ素及びカドミウムです。

3 その他の取組

(1) 大規模工場からのばい煙の常時監視

市内の大規模な 6 つの工場と締結している公害防止協定に基づき、自主検査結果の報告を受けるとともに、秋田市環境監視情報システムを用いてばい煙の常時監視（4 工場）を行いました。

※ 公害防止協定については、資料編 を参照

※ 秋田市環境監視情報システムについては、P.13 の図 1－2 を参照

(2) 稲わら焼きの禁止指導に関する取組

秋田県は稲作を中心とする農業県であり、米の収穫後の稲わら・もみ殻は土づくりのためにすき込み、畜舎の敷料や堆肥の原料にするなど有効利用に努めています。しかし、一部では稲わら・もみ殻が焼却されており、その煙によって市民生活に様々な影響を与えています。

特に、気象条件により地表付近に煙が停滞しやすい、10 月 1 日から 11 月 10 日までの間は、秋田県公害防止条例により稲わら等の焼却行為が禁止されています。

本市では、環境にやさしい米づくりを行っていただけるよう、農家に対し稲わら・もみ殻の焼却をしないよう広報等により周知を図るとともに、巡回指導を行いました。また、関係機関と協力し、稲わら等の有効活用についての啓発に努めました。

表1-20 大気汚染防止法及び秋田県公害防止条例に基づく届出施設数

(H23.3.31現在)

区 分		区 分		施設数	工場・事業場数	
		施 設 名				
大 気 汚 染 防 止 法 対 象 施 設	ば い 煙 発 生 施 設	1	ボイラ	561	295	
		2	ガス発生炉	2	1	
		5	金属溶解炉	21	6	
		6	金属加熱炉	6	2	
		9	焼成炉及び溶解炉	23	3	
		10	反応炉	1	1	
		11	乾燥炉	11	8	
		13	廃棄物焼却炉	13	11	
		14	溶解炉	11	2	
		22	凝縮施設	1	1	
		24	鉛溶解炉	4	1	
		29	ガスタービン	36	30	
		30	ディーゼル機関	75	65	
		31	ガス機関	2	1	
		計		767	343	
	一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	2	堆積場	22	15	
		3	ベルトコンベア	11	3	
		4	破碎機	0	0	
		5	ふるい	0	0	
		計		33	15	
	法律対象施設合計(実数)				800	349
秋 田 県 公 害 防 止 条 例 対 象 施 設	指 定 ば い 煙 発 生 施 設	1	ボイラ	383 [233]	225 [121]	
		2	廃棄物焼却炉	3	2	
		3	蒸解施設等	5	1	
		計		391	228	
	指 定 粉 じ ん 発 生 施 設	1	堆積場	6	2	
		2	チップ製造施設等	2	1	
		計		8	3	
	条例対象施設合計(実数)				399	230
	(指定)ばい煙発生施設合計(実数)				925	408
(指定)粉じん発生施設合計(実数)				41	16	
V O C 排 出 施 設 合 計 (実数)				2	1	
届 出 施 設 総 計 (実数)				968	414	

- (注)
1. 施設名欄の番号は、ばい煙発生施設が大気汚染防止法施行令別表第1の、一般粉じん発生施設が同別表第2の、指定ばい煙発生施設が秋田県公害防止条例施行規則第1の、指定粉じん発生施設が同別表第6のそれぞれの上欄の番号を示す。
 2. 大気汚染防止法及び県公害防止条例のいずれも対象となるボイラーについては、指定ばい煙発生施設のボイラーの欄に〔 〕内数で示す。
 3. 工場・事業場数の計は実数であり、各施設ごとの工場・事業場の合計とは一致しない。
 4. 特定粉じん発生施設の届出はない。
 5. 電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法対象施設を含む。

第2章 水質汚濁

第1節 水質汚濁状況調査の概要

第2節 河川の水質調査結果

第3節 海域の水質調査結果

- 1 海域調査
- 2 海水浴場調査
- 3 新屋浜赤水調査

第4節 湖沼の水質調査結果

第5節 地下水の水質調査結果

- 1 概況調査
- 2 継続監視調査
- 3 土崎地区地下水質監視

第6節 水質汚濁防止対策

- 1 規制、届出
- 2 検査、指導
- 3 その他の取組
- 4 水質汚濁事故

第2章 水質汚濁

第1節 水質汚濁状況調査の概要

秋田市では、河川や海域、地下水等の良好な水質を維持保全するため、環境基準の達成状況の把握をはじめとする各種調査を行っています。平成22年度に行った調査の概要は、次のとおりです。

表2-1 水質汚濁状況調査の概要

(平成22年度)

分類	調査名	(1) 測定地点・測定頻度(年間) (2) 測定項目等	調査目的 または根拠
公共用水域	河川調査	雄物川水系 (1) 19河川、19水域、31地点、12～2回／年 (2) 健康項目26項目、生活環境項目5項目、その他7項目、全38項目	公共用水域 水質測定計画 ※1
		八郎湖 (1) 1河川、1水域、1地点、12回／年 (2) 健康項目2項目、生活環境項目5項目、その他7項目、全14項目	
		流入河川 (1) 2河川、2水域、2地点、4～2回／年 (2) 健康項目0項目、生活環境項目5項目、その他4項目、全9項目	
		その他河川 (1) 22河川、22水域、34地点、12～2回／年 (2) 健康項目26項目、生活環境項目5項目、その他7項目、全38項目	
		(小計) (1) 8河川、8水域、14地点、12回／年 全38項目 (2) pH、ふん便性大腸菌、COD、O-157、油膜、全5項目	
		(河川基準点) (1) 14河川、14水域、15地点、12～2回／年 全38項目 (2) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、カドミウム、鉛、砒素、総水銀、セレン、ふっ素 全10項目	
		(河川補助点) (1) 5河川、5水域、5地点、4～2回／年 全9項目 (2) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン 全3項目	
		(未指定地点)	
	海域	海域調査 (1) 4水域、7地点、9～7回／年 (2) 健康項目23項目、生活環境項目6項目、その他5項目、全34項目	公共用水域 水質測定計画
		海水浴場調査 (1) 1海域、3海水浴場、各2地点、海開き前と遊泳期間中の1日に2回 (2) pH、ふん便性大腸菌、COD、O-157、油膜、全5項目	環境省水環境部企画課長通知
		新屋浜赤水調査 (1) 1地点、1回 (2) カドミウム、鉄等、全9項目	モニタリング調査
湖沼	湖沼調査	(1) 4湖沼、4地点(岩見ダム1地点を4回／年、男湯1地点を3回／年、空素沼および旭川ダムそれぞれ1地点を2回／年) (2) 生活環境項目5項目、その他4項目、全9項目	公共用水域 水質測定計画
	地下水	概況調査 (1) 18地点×2回、2地点×1回 (2) 環境基準項目、全26項目	地下水質 測定計画※1
		継続監視調査 (1) 5地区、8地点、2回／年 (2) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、カドミウム、鉛、砒素、総水銀、セレン、ふっ素 全10項目	
土崎地区	地下水質監視調査	(1) 土崎地区、5地点×2回 (2) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン 全3項目	地下水質測定計画外調査

【備考】※1 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第16条第1項の規定に基づき秋田県が毎年度定める計画。

※ 上記の他に国土交通省が雄物川の3地点(新波橋、黒瀬橋、秋田大橋)で調査を行っています。

※ ダイオキシン類の調査結果は、第5章に載せています。

※ 生活環境項目であっても、基準が適用されない項目については、その他の項目としています。

図 2-1 水質汚濁状況調査地点図（平成 22 年度）

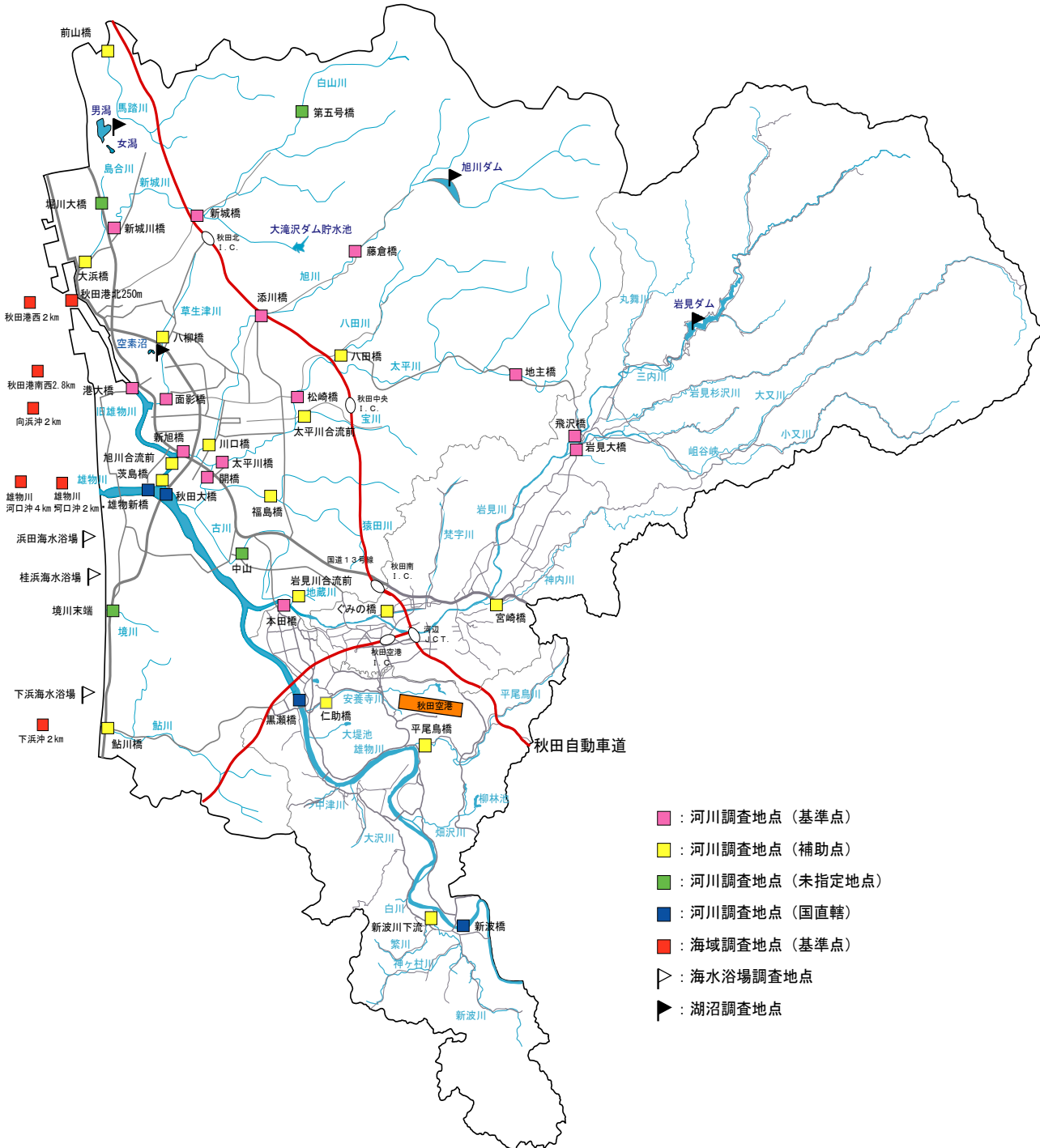


表 2-2 秋田市内の主な河川

	河 川 名		級 別	区 間	流路延長 (m)
1	雄物川	おものがわ	国直轄一級河川	淀川合流点～日本海	30,150
2	旧雄物川	きゅうおものがわ	一級河川 (一部国直轄)	雄物川分岐水門下流～日本海	9,300
3	旭川	あさひかわ	一級河川	務沢国有林～旧雄物川合流点	21,796
4	太平川	たいへいがわ	一級河川	無知志沢国有林～旭川合流点	26,267
5	猿田川	さるたがわ	一級河川	上北手古野～太平川合流点	11,400
6	八田川	はったがわ	一級河川	太平八田～太平川合流点	7,770
7	草生津川	くそうづがわ	一級河川	外旭川一本木～旧雄物川合流点	7,000
8	新城川	しんじょうがわ	一級河川	上新城小又～旧雄物川合流点	19,100
9	岩見川	いわみがわ	一級河川	河辺岩見山国有林和田事業区～雄物川合流点	39,382
10	地蔵川	じぞうがわ	一級河川	四ツ小屋末戸松本～岩見川合流点	1,550
11	梵字川	ぼんじがわ	一級河川	河辺北野田高野～岩見川合流点	8,100
12	神内川	じんないがわ	一級河川	河辺神内～岩見川合流点	6,200
13	三内川	さんないがわ	一級河川	出前沢合流点～岩見川合流点	13,500
14	安養寺川	あんようじがわ	一級河川	雄和椿川～雄物川合流点	7,600
15	平尾鳥川	ひらおどりがわ	一級河川	雄和平尾鳥～雄物川合流点	7,790
16	新波川	あらわがわ	一級河川	雄和萱ヶ沢～雄物川合流点	6,500
17	馬踏川	ばふみがわ	二級河川	金足黒川～八郎湖	13,220
18	鮎川(下浜)	あゆかわ	二級河川	下浜名ヶ沢～日本海	7,500
19	宝川	たからがわ	準用河川	下北手宝川～太平川合流点	5,600
20	島合川	しまあいかわ	普通河川	追分東町～新城川合流点	6,700
21	白山川	しらやまがわ	普通河川	白山沢国有林～新城川合流点	6,600
22	境川	さかいがわ	普通河川	下浜桂根～日本海	2,600
23	古川	ふるかわ	普通河川	四ツ小屋～雄物川合流点	9,600

【備 考】

○大臣管理区間（指定区間外区間）

：一級水系については国土交通大臣が直接管理しますが、その中の主要な河川を２つに区分し、特に重要な幹川を国土交通大臣管理区間と呼びます。（次の指定区間と対比して「指定区間外区間」とも呼びます）

○指定区間：大臣管理区間以外の河川は、一定規模以上の水利権などを除いて、通常の管理を都道府県知事に委任しています。この区間は、国土交通大臣が指定することによって決まるので、指定区間と呼びます。

○一級河川：一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川です。

○二級河川：二級水系に係わる河川で、都道府県知事が指定した河川です。

○準用河川：河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川です。

○普通河川：一級河川，二級河川，準用河川以外の小河川を普通河川と呼びます。
実際の管理は、市町村などが行っています。

第2節 河川の水質調査結果

1 環境基準健康項目

秋田市で、平成22年度に人の健康の保護に関する項目について、調査を行った16河川25地点の結果は次のとおりであり、すべての調査地点で環境基準を達成しています。

また、環境基準は達成していましたが、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が調査した全地点で、ふっ素およびほう素が一部の調査地点で検出されました。その他の項目は全て定量下限値未満でした。

表2-3 河川における環境基準（人の健康の保護に関する項目）の達成状況（平成22年度）

番号	項 目	番 号	1	2	3	4				5	6	7			8	9	10	11	12	13	14	15	16	調 査 地 点 数						
		水 域 名	白 山 川	新 城 川 上 流 新	新 城 川 下 流 新	草 生 津 川 面	旭 川 上 流 藤	旭 川 中 流 添	旭 川 下 流 川	旭 川 下 流 新	太 平 川 上 流 地	太 平 川 中 流 松	太 平 川 下 流 太	猿 田 川 開	旧 雄 物 川 茨	旧 雄 物 川 旭	旧 雄 物 川 港	地 蔵 川	馬 踏 川	三 内 川 飛	岩 見 川 上 流 岩	岩 見 川 下 流 本	神 内 川 宮		安 養 寺 川 仁	新 波 川 新	平 尾 鳥 川 平	梵 字 川 ぐ		
			測 定 地 点 名	第 五 号	城 新	城 新	影 倉	橋 倉	橋 口	橋 旭	橋 主	橋 崎	橋 川	橋 島	橋 前	橋 大	橋 合	橋 合	橋 山	橋 沢	橋 見	橋 大	橋 田		橋 崎	橋 助	橋 下	橋 鳥	橋 鳥	
				類 型 ※	未	(A)	(B)	(B)	(AA)	(A)	B	(B)	(AA)	(A)	(B)	(A)	C	C	(C)	A	A	(AA)	(AA)		(A)	A	A	A	A	A
				調 査 回 数	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	1	6	2	12※	1	1	1		2	1	1	1	1	1
1	カドミウム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25			
2	全シアン		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	21			
3	鉛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25			
4	六価クロム		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	21			
5	砒素		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	21			
6	総水銀		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	21			
7	アルキル水銀																										0			
8	PCB			○	○			○	○			○	○			○	○		○	○	○						11			
9	ジクロロメタン			○	○			○				○	○			○	○		○	○	○						10			
10	四塩化炭素			○	○			○	○			○	○			○	○		○	○	○						11			
11	1, 2-ジクロロエタン			○	○			○				○	○			○	○		○	○	○						10			
12	1, 1-ジクロロエチレン			○	○			○				○	○			○	○		○	○	○						10			
13	シス-1, 2-ジクロロエチレン			○	○			○				○	○			○	○		○	○	○						10			
14	1, 1, 1-トリクロロエタン			○	○			○	○			○	○			○	○		○	○	○						11			
15	1, 1, 2-トリクロロエタン			○	○			○				○	○			○	○		○	○	○						10			
16	トリクロロエチレン			○	○			○	○			○	○			○	○		○	○	○						11			
17	テトラクロロエチレン			○	○			○	○			○	○			○	○		○	○	○						11			
18	1, 3-ジクロロプロペン			○	○			○				○	○			○	○		○	○	○						10			
19	チウラム			○	○			○				○	○			○	○		○	○	○						10			
20	シマジン			○	○			○				○	○			○	○		○	○	○						10			
21	チオベンカルブ			○	○			○				○	○			○	○		○	○	○						10			
22	ベンゼン			○	○			○				○	○			○	○		○	○	○						10			
23	セレン			○	○			○				○	○			○	○		○	○	○						10			
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			△	△			△				△	△			△	△		△	△	△						10			
25	ふっ素			○	△			○				○	○			△	△		○	○	○						10			
26	ほう素			○	○			○				○	○			△	○		○	○	○						10			
27	1, 4-ジオキサン			○					○			○				○	○				○						6			
調 査 項 目 数			2	6	26	25	6	6	25	12	6	6	26	25	2	2	26	26	2	25	25	26	6	6	6	6	6			
備 考 ○：環境基準を達成 △：検出されたが環境基準を達成 ×：環境基準未達成																														
※ 類型欄の○印は基準点を示す																														
※ 港大橋のPCBは年2回測定、その他の地点は年1回測定																														
※ 1, 4-ジオキサンは年1回測定																														
※ 岩見川合流前について、ふっ素は年12回測定、番号1～6および24、26の項目は年2回測定、その他の項目は年1回測定																														

表2-4 平成22年度公共用水域（河川）水質測定結果 地点別総括表〔1〕

水 域 名 (河川名等)	地 点 名	類型	カドミウム [0.01mg/L以下]※			全シアン [検出されないこと]		鉛 [0.01mg/L以下]			六価クロム [0.05mg/L以下]		
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
馬 踏 川	前 山 橋	A	0/1	<0.001	<0.001	-	-	0/1	<0.005	<0.005	-	-	-
白 山 川	第五号橋	未	0/1	<0.001	<0.001	-	-	0/1	<0.005	<0.005	-	-	-
新 城 川	新 城 橋	Ⓐ	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
〃	新城川橋	Ⓑ	0/2	<0.001	<0.001	0/2	N. D.	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01
草生津川	面 影 橋	Ⓑ	0/2	<0.001	<0.001	0/2	N. D.	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01
旭 川	藤 倉 橋	ⒶⒶ	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
〃	添 川 橋	Ⓐ	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
〃	川 口 橋	B	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
〃	新 旭 橋	Ⓑ	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
太 平 川	地 主 橋	ⒶⒶ	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
〃	松 崎 橋	Ⓐ	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
〃	太平川橋	Ⓑ	0/2	<0.001	<0.001	0/2	N. D.	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01
猿 田 川	開 橋	Ⓐ	0/2	<0.001	<0.001	0/2	N. D.	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01
旧雄物川	茨 島 橋	C	0/1	<0.001	<0.001	-	-	0/1	<0.005	<0.005	-	-	-
〃	旭川合流前	C	0/6	0.001	0.001	-	-	0/6	<0.005	<0.005	-	-	-
〃	港 大 橋	Ⓒ	0/2	<0.001	<0.001	0/2	N. D.	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01
地 蔵 川	岩見川合流前	A	0/2	<0.001	<0.001	0/2	N. D.	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01
三 内 川	飛 沢 橋	ⒶⒶ	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
岩 見 川	岩見大橋	ⒶⒶ	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
〃	本 田 橋	Ⓐ	0/2	<0.001	<0.001	0/2	N. D.	0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.01	<0.01
神 内 川	宮 崎 橋	A	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
安養寺川	仁 助 橋	A	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
新 波 川	新波川下流	A	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
平尾島川	平尾島橋	A	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01
梵 字 川	ぐみの橋	A	0/1	<0.001	<0.001	0/1	N. D.	0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.01	<0.01

水 域 名 (河川名等)	地 点 名	類型	1, 2-ジクロロエタン [0.004mg/L以下]			1, 1-ジクロロエチレン [0.1mg/L以下]			シス-1, 2-ジクロロエチレン [0.04mg/L以下]			1, 1, 1-トリクロロエタン [1mg/L以下]		
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
新 城 川	新城川橋	Ⓑ	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004	0/2	<0.0005	<0.0005
草生津川	面 影 橋	Ⓑ	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004	0/2	<0.0005	<0.0005
旭 川	川 口 橋	B	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004	0/1	<0.0005	<0.0005
〃	新 旭 橋	Ⓑ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0/1	<0.0005	<0.0005
太 平 川	太平川橋	Ⓑ	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004	0/2	<0.0005	<0.0005
猿 田 川	開 橋	Ⓐ	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004	0/2	<0.0005	<0.0005
旧雄物川	港 大 橋	Ⓒ	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004	0/2	<0.0005	<0.0005
地 蔵 川	岩見川合流前	A	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004	0/1	<0.0005	<0.0005
三 内 川	飛 沢 橋	ⒶⒶ	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004	0/1	<0.0005	<0.0005
岩 見 川	岩見大橋	ⒶⒶ	0/1	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.004	<0.004	0/1	<0.0005	<0.0005
〃	本 田 橋	Ⓐ	0/2	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.004	<0.004	0/2	<0.0005	<0.0005

水 域 名 (河川名等)	地 点 名	類型	チウラム [0.006mg/L以下]			シマジン [0.003mg/L以下]			チオベンカルブ [0.02mg/L以下]			ベンゼン [0.01mg/L以下]		
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
新 城 川	新城川橋	Ⓑ	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.001	<0.001
草生津川	面 影 橋	Ⓑ	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.001	<0.001
旭 川	川 口 橋	B	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.001	<0.001
〃	新 旭 橋	Ⓑ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
太 平 川	太平川橋	Ⓑ	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.001	<0.001
猿 田 川	開 橋	Ⓐ	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.001	<0.001
旧雄物川	港 大 橋	Ⓒ	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.001	<0.001
地 蔵 川	岩見川合流前	A	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.001	<0.001
三 内 川	飛 沢 橋	ⒶⒶ	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.001	<0.001
岩 見 川	岩見大橋	ⒶⒶ	0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.001	<0.001
〃	本 田 橋	Ⓐ	0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0003	<0.0003	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.001	<0.001

(備考) m: 環境基準に適合しない検体数 n: 総検体数 N. D.: 不検出
 [] 内は環境基準である。
 類型を○で囲んであるのは基準点である。
 ※平成23年度結果からはカドミウム [0.003mg/L以下] で評価する。

砒素 [0.01mg/L以下]			総水銀 [0.0005mg/L以下]		アルキル水銀 [検出されないこと]		PCB [検出されないこと]		ジクロロメタン [0.02mg/L以下]			四塩化炭素 [0.002mg/L以下]		
m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N. D.	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0001	<0.0001
0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N. D.	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0001	<0.0001
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	0/1	N. D.	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0001	<0.0001
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	0/1	N. D.	-	-	-	0/1	<0.0001	<0.0001
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N. D.	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0001	<0.0001
0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N. D.	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0001	<0.0001
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/2	N. D.	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0001	<0.0001
0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N. D.	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0001	<0.0001
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	0/1	N. D.	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0001	<0.0001
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	0/1	N. D.	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0001	<0.0001
0/2	<0.005	<0.005	0/2	<0.0005	-	-	0/1	N. D.	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0001	<0.0001
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0/1	<0.005	<0.005	0/1	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1,1,2-トリクロロエタン [0.006mg/L以下]			トリクロロエチレン [0.03mg/L以下]			テトラクロロエチレン [0.01mg/L以下]			1,3-ジクロロプロペン [0.002mg/L以下]		
m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0002	<0.0002
0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0002	<0.0002
0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0002	<0.0002
-	-	-	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0005	<0.0005	-	-	-
0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0002	<0.0002
0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0002	<0.0002
0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0002	<0.0002
0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0002	<0.0002
0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0002	<0.0002
0/1	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.002	<0.002	0/1	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0002	<0.0002
0/2	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.002	<0.002	0/2	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0002	<0.0002

セレン [0.01mg/L以下]			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [10mg/L以下]			ふっ素 [0.8mg/L以下]			ほう素 [1mg/L以下]			1,4-ジオキサン [0.05mg/L以下]		
m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
0/2	<0.002	<0.002	0/2	0.41	0.40	0/2	<0.08	<0.08	0/2	<0.1	<0.1	0/1	<0.005	<0.005
0/2	<0.002	<0.002	0/2	0.65	0.65	0/2	<0.08	<0.08	0/2	<0.1	<0.1	-	-	-
0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.41	0.41	0/1	<0.08	<0.08	0/1	<0.1	<0.1	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0/1	<0.005	<0.005
0/2	<0.002	<0.002	0/2	0.38	0.37	0/2	<0.08	<0.08	0/2	<0.1	<0.1	0/1	<0.005	<0.005
0/2	<0.002	<0.002	0/2	0.61	0.57	0/2	<0.08	<0.08	0/2	<0.1	<0.1	-	-	-
0/2	<0.002	<0.002	0/2	0.57	0.54	0/2	0.15	0.12	0/2	0.1	0.1	0/1	<0.005	<0.005
0/1	<0.002	<0.002	0/2	3.4	3.4	4/12	1.3	0.68	0/2	<0.1	<0.1	0/1	<0.005	<0.005
0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.22	0.22	0/1	<0.08	<0.08	0/1	<0.1	<0.1	-	-	-
0/1	<0.002	<0.002	0/1	0.25	0.25	0/1	<0.08	<0.08	0/1	<0.1	<0.1	-	-	-
0/2	<0.002	<0.002	0/2	0.32	0.31	0/12	<0.08	<0.08	0/2	<0.1	<0.1	0/1	<0.005	<0.005

2 環境基準生活環境項目

秋田市で、生活環境の保全に関する5項目について水質調査を行った22河川34地点の結果は次のとおりです。各地点における環境基準の達成状況および各項目別の調査結果は、それぞれ表2-5、表2-6のとおりです。

表2-5 河川の環境基準（生活環境の保全に関する項目）の達成状況（平成22年度）

水 域 名	(河川等)	1	2	3		4	5	6			7			8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22						
		馬踏川	白山川	新城川上流	新城川下流	大	島合川	草生津川	旭川上流	旭川中流	旭川下流	太平洋川上流	太平洋川中流	太平洋川下流	八田川	宝川	猿田川	旧雄物川	古川	境川	鮎川(下浜)	地蔵川	三内川	岩見川	神内川	安養寺川	新波川	平尾川	梵字川					
地 点 名	山	川前	川第五号橋(A)	新城橋	大浜橋	堀川大橋(B)	八柳橋	面影倉橋	藤倉橋	川口旭橋	新主橋	崎松橋	太平川橋	八田橋	太平洋合流前(B)	福島橋	開島橋	茨島橋	旭川合流前	港大橋	中山(A)	境川末端(A)	鮎川合流前	飛沢橋	岩見大橋	本宮橋	助川橋	新波下流橋	平尾橋	みづの橋				
		橋	未	(A)	(B)	B	未	B	(B)	(AA)	(A)	(B)	(A)	(B)	A	未	A	(A)	C	C	(C)	未	未	A	A	(AA)	(AA)	(A)	A	A	A			
類 型		A	未	(A)	(B)	B	未	B	(B)	(AA)	(A)	(B)	(A)	(B)	A	未	A	(A)	C	C	(C)	未	未	A	A	(AA)	(AA)	(A)	A	A	A			
調査回数		12	2	12	12	2	2	4	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	12	2	6	12	4	2	4	12	12	12	12	2	4	4	2	2
生 活 環 境 項 目	pH	◎	□	◎	◎	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	DO	◎	□	◎	◎	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	BOD	×	□	◎	◎	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	SS	◎	□	◎	◎	◎	□	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	大腸菌 群数	×	□	×	×	×	■	×	×	×	×	◎	×	×	×	×	×	×	—	—	—	■	■	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
【評価】◎:環境基準達成 ×:環境基準未達成 —:環境基準が適応されないもの																																		
類型未指定地点については、合流地点の類型で評価 □:環境基準値内 ■:環境基準値外																																		
【備考】※1: 類型欄の○印は基準点を示す。																																		
※2: 類型未指定地点名の括弧内は合流先の地点の類型を示す。																																		

【備考】 ※日平均値で評価(BODについては75%値)

評価	AA	A	B	C
pH	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5
DO [mg/L]	≥7.5	≥7.5	≥5	≥5
BOD [mg/L]	≤1	≤2	≤3	≤5
SS [mg/L]	≤25	≤25	≤25	≤50
大腸菌群数[MPN/100ml]	≤50	≤1000	≤5000	—

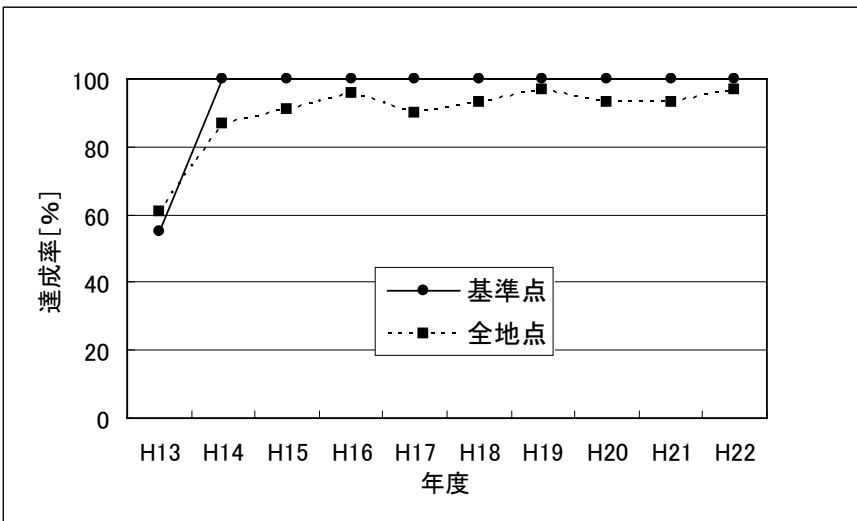


図2-2 河川のBOD75%値による環境基準達成率（秋田市調査分）

表 2-6 項目別調査結果

(平成 22 年度)

項 目	概 況
p H (水素イオン濃度)	類型あてはめされている 29 地点すべてで、環境基準値の範囲を満足していました。類型が未指定の 5 地点についても合流地点の環境基準値の範囲を満たしていました。
D O (溶存酸素量)	類型あてはめされている 29 地点すべてで、環境基準値を満足していました。類型が未指定の 5 地点についても、合流地点の環境基準値を満たしていました。
B O D (生物化学的酸素要求量)	類型あてはめされている 29 地点のうち、馬踏川の前山橋で環境基準値を達成できませんでしたが、その他の 28 地点では環境基準値を達成していました。類型が未指定の 5 地点についても、合流地点の環境基準値を満たしていました。75%値による環境基準達成率を表 2-7 に示しています。AA および B、C 類型の達成率は 100%、A 類型は 93%となっており、全体では 97%となりました。環境基準点 14 地点についてみると、すべての類型で 100%となっています。
S S (浮遊物質)	類型あてはめされている 29 地点のうち、草生津川の八柳橋で環境基準を達成できませんでしたが、その他の 28 地点では環境基準値の範囲を満たしていました。
大腸菌群数	環境基準の設定されている 26 地点のうち、旭川の川口橋を除くすべてで環境基準値を満たしていませんでした。類型が未指定の 5 地点についても、合流地点の環境基準値を満たしていませんでした。

表 2-7 河川の B O D 達成率 (75%値による)

年度	類 型	AA		A		B		C		合 計	
		m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%
平成18年	全 地 点	4/4	100	13/15	87	7/7	100	3/3	100	27/29	93
	基 準 点	4/4	100	5/5	100	4/4	100	1/1	100	14/14	100
	その他の地点	0/0	100	8/10	80	3/3	100	2/2	100	13/15	87
平成19年	全 地 点	4/4	100	14/15	93	7/7	100	3/3	100	28/29	97
	基 準 点	4/4	100	5/5	100	4/4	100	1/1	100	14/14	100
	その他の地点	0/0	100	9/10	90	3/3	100	2/2	100	14/15	93
平成20年	全 地 点	4/4	100	13/15	87	7/7	100	3/3	100	27/29	93
	基 準 点	4/4	100	5/5	100	4/4	100	1/1	100	14/14	100
	その他の地点	0/0	100	8/10	80	3/3	100	2/2	100	13/15	87
平成21年	全 地 点	4/4	100	13/15	87	7/7	100	3/3	100	27/29	93
	基 準 点	4/4	100	5/5	100	4/4	100	1/1	100	14/14	100
	その他の地点	0/0	100	8/10	80	3/3	100	2/2	100	13/15	87
平成22年	全 地 点	4/4	100	14/15	93	7/7	100	3/3	100	28/29	97
	基 準 点	4/4	100	5/5	100	4/4	100	1/1	100	14/14	100
	その他の地点	0/0	100	9/10	90	3/3	100	2/2	100	14/15	93
【備考】 m：環境基準を満たしている地点数 n：調査総地点数 調査回数が年 2 回の地点では、大きい方の値を 75%値としている。 類型指定されていない地点は除いている。 国土交通省が調査する新波橋、黒瀬橋、秋田大橋の 3 地点は除いている。											

表2-8 平成22年度公共用水域（河川）水質測定結果 地点別総括表〔2〕

水域名 (河川等)	地点名	類型	pH				DO [mg/L]				BOD [mg/L]				
			m / n	最小	最大	平均	m / n	最小	最大	平均	m / n	最小	最大	平均	75%値
馬踏川	前山橋	A	0 / 12	7.0	7.6	7.4	4 / 12	7.1	12	9.3	5 / 12	1.0	4.2	2.1	2.1
白山川	第五号橋	未	- / 2	7.4	7.7	7.6	- / 2	8.6	9.5	9.1	- / 2	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
新城川	新城橋	Ⓐ	0 / 12	7.0	7.8	7.4	0 / 12	8.1	12	9.8	0 / 12	<0.5	1.3	0.7	0.7
〃	新城川橋	Ⓑ	0 / 12	7.2	7.5	7.4	0 / 12	5.4	12	8.9	0 / 12	<0.5	2.8	1.1	1.1
〃	大浜橋	B	0 / 2	7.0	7.1	7.1	0 / 2	8.7	9.3	9.0	0 / 2	0.7	0.7	0.7	0.7
島合川	堀川大橋	未	- / 2	7.0	7.1	7.1	- / 2	7.9	10	9.0	- / 2	2.2	2.4	2.3	2.4
草生津川	八柳橋	B	0 / 4	6.8	7.1	7.0	0 / 4	7.8	10	8.6	0 / 4	1.3	2.1	1.6	1.5
〃	面影橋	Ⓑ	0 / 12	6.9	7.3	7.0	0 / 12	5.3	9.7	7.5	0 / 12	1.0	2.7	1.7	2.0
旭川	藤倉橋	ⒶⒶ	0 / 12	7.2	7.7	7.4	0 / 12	7.6	13	10	0 / 12	<0.5	0.5	0.5	<0.5
〃	添川橋	Ⓐ	0 / 12	7.2	7.5	7.3	1 / 12	7.4	13	10	0 / 12	<0.5	0.5	0.5	<0.5
〃	川口橋	B	0 / 12	7.1	7.7	7.3	0 / 12	8.2	13	10	0 / 12	<0.5	0.9	0.6	0.5
〃	新旭橋	Ⓑ	0 / 12	6.9	7.2	7.1	0 / 12	6.5	12	9.3	0 / 12	<0.5	1.4	0.8	0.9
太平川	地主橋	ⒶⒶ	0 / 12	7.1	7.5	7.3	0 / 12	8.2	12	9.9	0 / 12	<0.5	0.9	0.5	<0.5
〃	松崎橋	Ⓐ	0 / 12	7.0	7.4	7.2	0 / 12	8.2	13	10	0 / 12	<0.5	1.1	0.6	0.7
〃	太平川橋	Ⓑ	0 / 12	7.0	7.3	7.1	0 / 12	6.3	12	8.9	0 / 12	0.6	1.9	1.1	1.3
八田川	八田橋	A	0 / 2	7.2	7.4	7.3	0 / 2	8.5	10	9.3	0 / 2	<0.5	0.6	0.6	0.6
宝川	太平川合流前	未	- / 2	7.1	7.2	7.2	- / 2	8.6	9.6	9.1	- / 2	0.9	1.2	1.1	1.2
猿田川	福島橋	A	0 / 2	6.9	6.9	6.9	0 / 2	8.8	9.4	9.1	0 / 2	0.9	1.7	1.3	1.7
〃	開橋	Ⓐ	0 / 12	6.8	7.1	6.9	2 / 12	5.7	11	8.6	0 / 12	0.9	2.0	1.4	1.5
旧雄物川	茨島橋	C	0 / 2	7.0	7.1	7.1	0 / 2	8.9	9.6	9.3	0 / 2	0.5	0.6	0.6	0.6
〃	旭川合流前	C	0 / 6	6.8	7.2	7.0	0 / 2	9.3	9.5	9.4	0 / 2	<0.5	0.8	0.7	0.8
〃	港大橋	Ⓒ	0 / 12	6.7	7.4	7.1	0 / 12	6.1	12	8.6	0 / 12	<0.5	0.9	0.7	0.7
古川	中山	未	- / 4	6.7	7.1	6.9	- / 4	6.2	10	8.0	- / 4	<0.5	1.3	0.9	0.8
境川	境川末端	未	- / 2	7.1	7.3	7.2	- / 2	8.6	11	9.8	- / 2	1.2	1.6	1.4	1.6
鮎川(下浜)	鮎川橋	A	0 / 4	7.0	7.1	7.1	0 / 4	7.8	11	9.6	0 / 4	<0.5	0.7	0.6	0.5
地藏川	岩見川合流前	A	3 / 12	6.3	6.9	6.5	1 / 2	6.9	8.7	7.8	0 / 4	0.6	1.7	1.1	1.5
三内川	飛沢橋	ⒶⒶ	0 / 12	7.1	7.5	7.4	0 / 12	8.5	13	11	0 / 12	<0.5	0.8	0.6	0.5
岩見川	岩見大橋	ⒶⒶ	0 / 12	7.2	7.6	7.4	0 / 12	8.6	13	10	0 / 12	<0.5	0.6	0.5	<0.5
〃	本田橋	Ⓐ	0 / 12	7.1	7.3	7.2	0 / 12	8.5	13	10	0 / 12	<0.5	0.7	0.6	0.6
神内川	宮崎橋	A	0 / 2	7.2	7.3	7.3	0 / 2	9.7	10	9.9	0 / 2	<0.5	0.8	0.7	0.8
安養寺川	仁助橋	A	0 / 4	7.1	7.4	7.3	0 / 4	8.6	12	9.9	0 / 4	<0.5	1.7	0.9	0.9
新波川	新波川下流	A	0 / 4	7.0	7.2	7.1	0 / 4	8.7	11	9.6	0 / 4	<0.5	0.6	0.5	<0.5
平尾鳥川	平尾鳥橋	A	0 / 2	7.1	7.2	7.2	0 / 2	9.5	9.6	9.6	0 / 2	<0.5	0.5	0.5	0.5
梵字川	ぐみの橋	A	0 / 2	7.1	7.1	7.1	0 / 2	9.7	10	9.9	0 / 2	0.6	0.8	0.7	0.8

環境基準	類型	pH	DO [mg/L]	BOD [mg/L]
	AA	6.5~8.5	7.5以上	1以下
	A		7.5以上	2以下
	B		5以上	3以下
	C		5以上	5以下

(備考) m: 環境基準に適合しない検体数 - : 類型未指定 n: 総検体数 ○: 基準点
 平均: 日平均値の年間平均値
 75%値: 日平均値の全データを小さい方から並べた場合0.75×n番目にあたる数値

SS [mg/L]				大腸菌群数 [MPN/100mL]				全窒素 [mg/L]				全磷 [mg/L]			
m / n	最小	最大	平均	m / n	最小	最大	平均	k / n	最小	最大	平均	k / n	最小	最大	平均
0 / 12	2	24	12	12 / 12	1.1×10^3	5.4×10^4	1.4×10^4	12 / 12	0.61	3.7	1.4	6 / 6	0.039	0.19	0.10
- / 2	1	2	2	- / 2	3.3×10^2	4.9×10^2	4.1×10^2	- / -				- / -			
0 / 12	<1	15	5	9 / 12	4.5×10^2	1.7×10^4	5.6×10^3	1 / 1	0.19	0.19	0.19	1 / 1	0.026	0.026	0.026
0 / 12	<1	13	6	7 / 12	1.3×10^3	5.4×10^4	1.6×10^4	2 / 2	0.46	0.56	0.51	2 / 2	0.021	0.050	0.036
0 / 2	3	7	5	1 / 2	3.3×10^3	1.7×10^4	1.0×10^4	2 / 2	0.56	0.74	0.65	2 / 2	0.038	0.049	0.044
- / 2	4	10	7	- / 2	1.6×10^4	1.6×10^5	8.8×10^4	2 / 2	1.0	1.2	1.1	2 / 2	0.085	0.12	0.10
0 / 4	5	15	9	4 / 4	7.9×10^3	1.6×10^5	5.5×10^4	4 / 4	0.96	1.7	1.4	4 / 4	0.10	0.15	0.12
0 / 12	5	21	12	10 / 12	1.3×10^3	1.6×10^5	3.5×10^4	4 / 4	0.94	1.8	1.3	4 / 4	0.089	0.19	0.13
0 / 12	<1	2	1	10 / 12	3.3×10	1.1×10^3	3.5×10^2	1 / 1	0.19	0.19	0.19	1 / 1	0.005	0.005	0.005
0 / 12	<1	2	1	9 / 12	8.0×10	3.5×10^4	6.5×10^3	1 / 1	0.23	0.23	0.23	1 / 1	0.006	0.006	0.006
0 / 12	<1	8	3	2 / 12	8.0×10	3.5×10^4	4.9×10^3	2 / 2	0.36	0.42	0.39	2 / 2	0.014	0.017	0.016
0 / 12	1	10	4	7 / 12	2.2×10^3	9.2×10^4	2.0×10^4	2 / 2	0.44	0.55	0.50	2 / 2	0.022	0.034	0.028
0 / 12	<1	2	1	11 / 12	5.0×10	5.4×10^4	7.4×10^3	1 / 1	0.25	0.25	0.25	1 / 1	0.008	0.008	0.008
0 / 12	1	11	3	12 / 12	2.8×10^3	3.5×10^4	1.2×10^4	1 / 1	0.33	0.33	0.33	1 / 1	0.019	0.019	0.019
0 / 12	1	13	4	6 / 12	2.2×10^3	$\geq 2.4 \times 10^5$	4.7×10^4	2 / 2	0.51	0.59	0.55	2 / 2	0.025	0.047	0.036
0 / 2	1	2	2	1 / 2	7.0×10^2	4.9×10^3	2.8×10^3	2 / 2	0.31	0.33	0.32	2 / 2	0.014	0.023	0.019
- / 2	3	4	4	- / 2	3.3×10^3	9.2×10^4	4.8×10^4	2 / 2	0.54	0.60	0.57	2 / 2	0.036	0.060	0.048
0 / 2	4	12	8	2 / 2	1.7×10^3	2.8×10^4	1.5×10^4	2 / 2	0.66	0.86	0.76	2 / 2	0.049	0.061	0.055
0 / 12	5	21	12	12 / 12	7.9×10^2	9.2×10^4	2.5×10^4	4 / 4	0.83	1.0	0.92	4 / 4	0.055	0.10	0.078
0 / 2	3	7	5	- / 2	1.7×10^3	1.7×10^3	1.7×10^3	1 / 1	0.52	0.52	0.52	1 / 1	0.021	0.021	0.021
0 / 2	4	6	5	- / 2	3.3×10^2	1.4×10^3	8.7×10^2	2 / 2	0.79	1.1	0.95	2 / 2	0.016	0.023	0.020
0 / 12	3	10	5	- / 12	4.9×10^2	1.7×10^4	5.7×10^3	2 / 2	0.68	1.5	1.1	2 / 2	0.027	0.047	0.037
- / 4	8	18	12	- / 4	2.3×10^3	9.2×10^4	3.3×10^4	2 / 2	0.81	0.81	0.81	2 / 2	0.041	0.064	0.053
- / 2	1	5	3	- / 2	1.3×10^4	2.4×10^4	1.9×10^4	2 / 2	1.2	1.3	1.3	2 / 2	0.077	0.11	0.094
0 / 4	3	12	7	4 / 4	1.3×10^3	3.3×10^3	2.6×10^3	2 / 2	0.46	0.84	0.65	2 / 2	0.025	0.080	0.053
0 / 2	<1	<1	<1	2 / 2	3.5×10^3	7.9×10^3	5.7×10^3	2 / 2	3.7	4.1	3.9	2 / 2	0.037	0.076	0.057
0 / 12	<1	5	2	9 / 12	2.3×10	2.4×10^3	8.0×10^2	1 / 1	0.26	0.26	0.26	1 / 1	0.008	0.008	0.008
0 / 12	<1	1	1	11 / 12	3.3×10	3.5×10^4	3.6×10^3	1 / 1	0.26	0.26	0.26	1 / 1	0.006	0.006	0.006
0 / 12	<1	2	1	7 / 12	1.7×10^2	7.9×10^3	2.7×10^3	4 / 4	0.34	0.52	0.40	4 / 4	0.008	0.042	0.018
0 / 2	3	4	4	2 / 2	4.9×10^3	7.9×10^3	6.4×10^3	2 / 2	0.19	0.48	0.34	2 / 2	0.028	0.056	0.042
0 / 4	1	6	2	3 / 4	3.3×10^2	5.4×10^4	2.0×10^4	4 / 4	1.2	2.7	1.8	4 / 4	0.018	0.075	0.034
0 / 4	1	23	8	3 / 4	3.4×10^2	1.4×10^4	6.4×10^3	4 / 4	0.10	0.75	0.49	4 / 4	0.025	0.08	0.049
0 / 2	2	2	2	2 / 2	5.4×10^3	7.9×10^3	6.7×10^3	2 / 2	0.17	0.31	0.24	2 / 2	0.021	0.035	0.028
0 / 2	4	5	5	2 / 2	1.7×10^3	3.5×10^4	1.8×10^4	2 / 2	0.39	0.47	0.43	2 / 2	0.027	0.033	0.030

SS [mg/L]	大腸菌群数 [MPN/100mL]	全窒素 [mg/L]	全磷 [mg/L]
25以下	50以下	基準なし	基準なし
25以下	1,000以下		
25以下	5,000以下		
50以下	基準なし		

k : 検出下限値以上の検体数 n : 総検体数

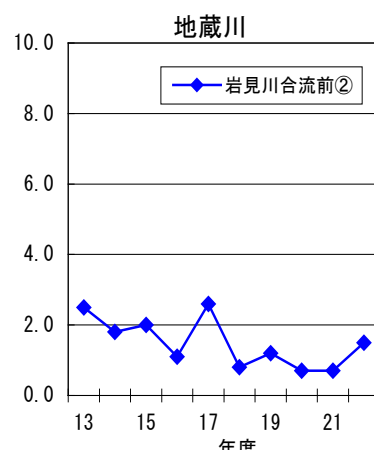
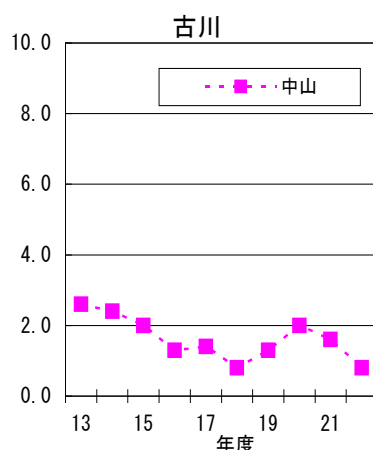
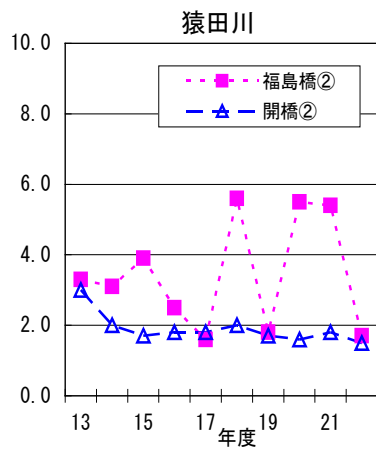
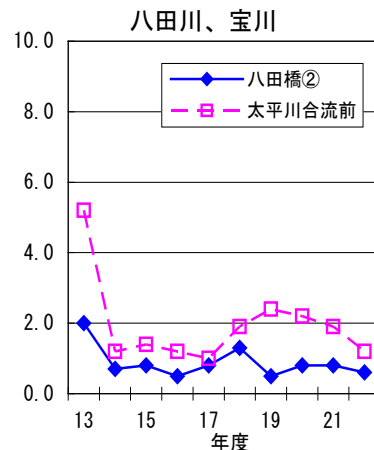
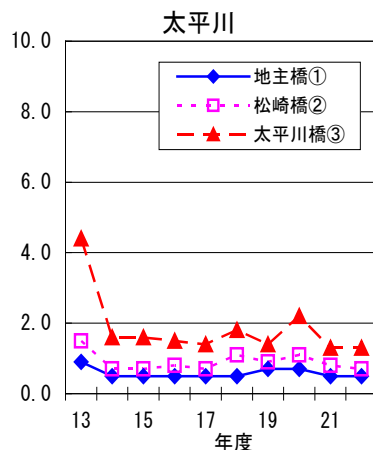
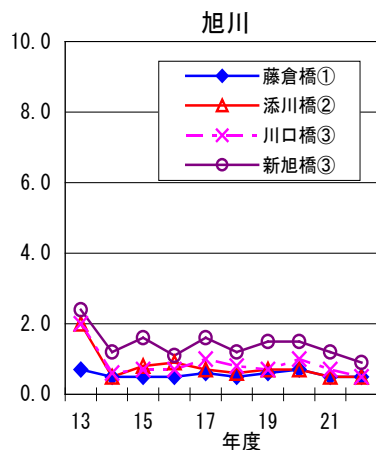
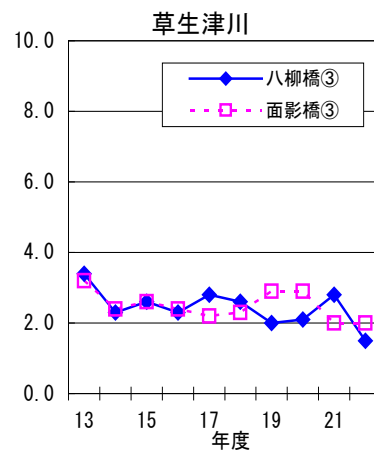
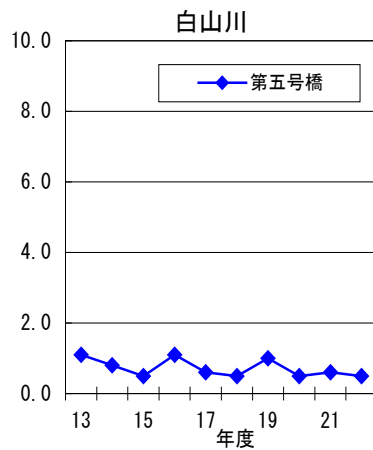
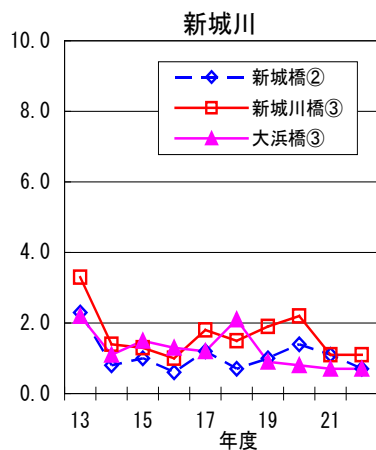
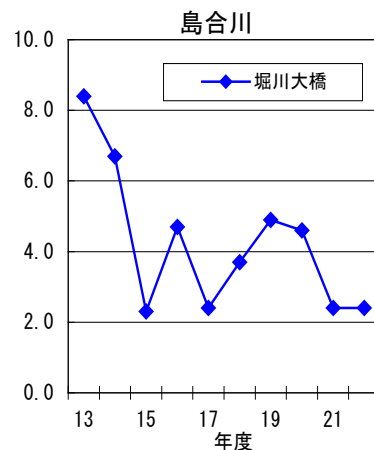
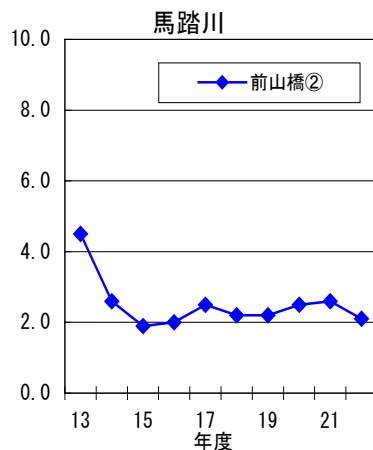
図2-3 BOD75%値の過去 10 年間の比較

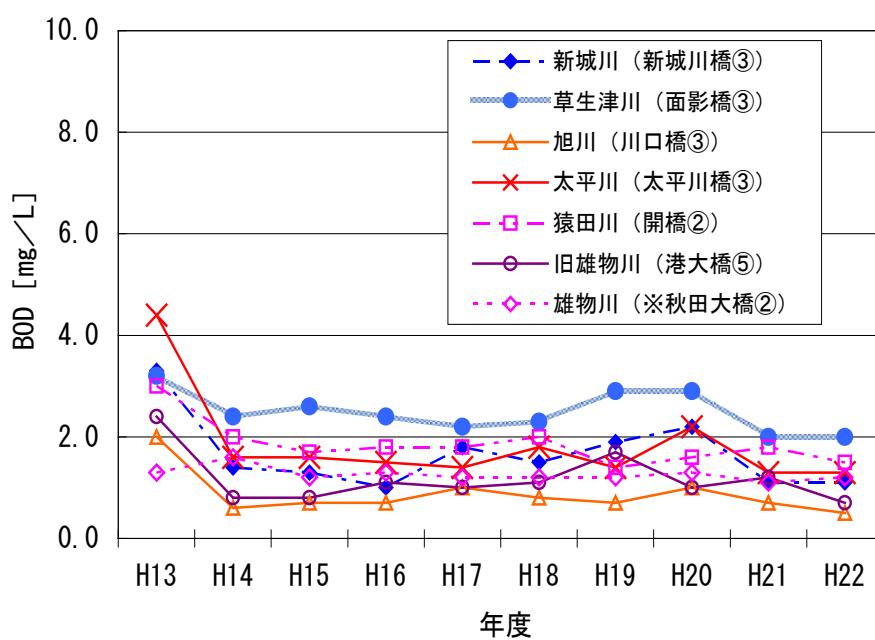
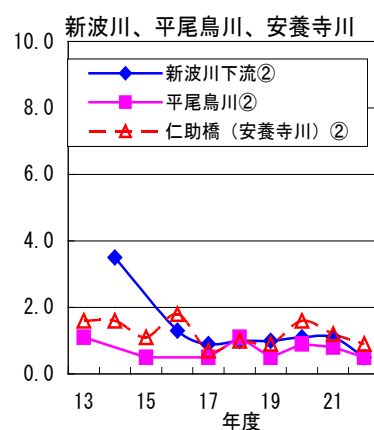
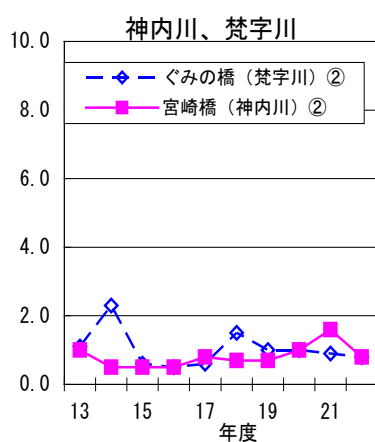
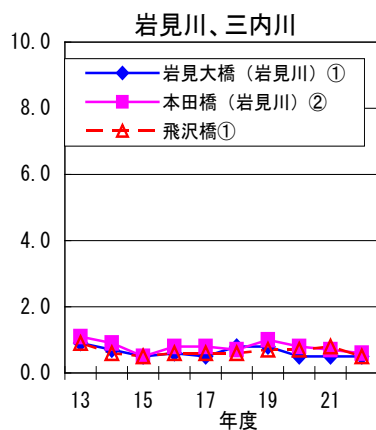
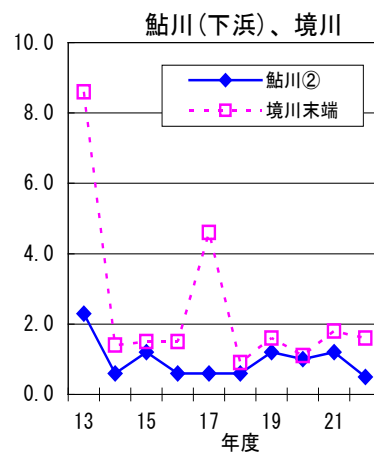
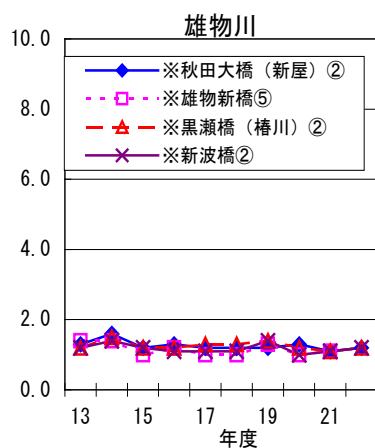
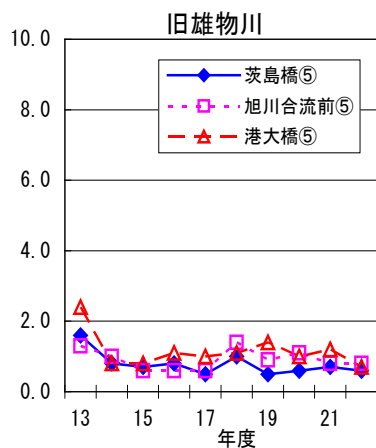
注1: BOD値0.5未満(<0.5)は、
0.5として計算している。

注2: 地点名の後の○内の数字
は環境基準である。

注3: 単位は mg/L

注4: ※印は国土交通省が
調査したもの





市内主要河川のBOD(75%値)の推移

3 その他の項目

秋田市では、環境基準が定められていない6項目についても22河川34地点で調査を行っており、平成22年度の調査結果は次のとおりでした。

表2-9 河川その他の項目の状況

(平成22年度)

水 域 名		（河川等）		1 馬 踏 川	2 白 山 川	3 新 城 川 上 流		新 城 川 下 流		4 島 合 川	5 草 生 津 川		6 旭 川 上 流			旭 川 中 流		旭 川 下 流		7 太 平 川 上 流			太 平 川 中 流		太 平 川 下 流		8 八 田 川	9 宝 川	10 猿 田 川		11 旧 雄 物 川		12 古 川	13 境 川	14 鮎 川 （下 浜）	15 地 蔵 川	16 三 内 川	17 岩 見 川	18 神 内 川	19 安 養 寺 川	20 新 波 川	21 平 尾 川	22 梵 字 川	
地 点 名				前 山 橋	第 五 号 橋	新 城 橋	新 城 橋	大 浜 橋	堀 川 大 橋	八 柳 橋	面 影 倉 橋	藤 倉 橋	川 口 旭 橋	新 主 崎 橋	太 平 川 合 流 前 橋	八 田 橋	福 開 島 橋	茨 島 合 流 前 橋	旭 川 合 流 前 橋	港 中 大 山 端 橋	境 川 末 橋	鮎 川 合 流 前 橋	岩 飛 沢 橋	岩 見 大 橋	本 田 崎 橋	宮 崎 助 橋	新 波 川 下 流 橋	平 尾 川 橋	ぐ み の 橋															
類 型		A	未	Ⓐ	Ⓑ	B	未	B	Ⓑ	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	B	Ⓑ	Ⓐ	Ⓑ	A	未	A	Ⓐ	C	C	Ⓒ	未	未	A	A	Ⓐ	Ⓐ	Ⓐ	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A			
その他の項目		全窒素		▲	-	◎	△	△	▲	▲	▲	◎	○	○	△	○	△	△	△	△	▲	△	▲	△	▲	○	○	○	○	▲	△	○	△											
		全 磷		△	-	△	△	△	△	▲	▲	◎	◎	○	△	◎	○	△	△	△	△	△	△	△	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△									
		銅		◎	◎	-	◎	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		亜鉛		◎	◎	◎	◎	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	-	◎	◎	△	○	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		EC		△	◎	-	○	▲	○	△	△	-	-	○	○	-	-	○	◎	○	○	◎	○	▲	○	○	△	○	▲	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
MBAS		◎	-	-	◎	-	-	○	○	-	-	◎	-	-	◎	◎	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	

【備考】

※年平均値で評価

評価	◎	○	△	▲
全窒素 [mg/L]	0.2以下	0.4以下	1以下	1を超える
全磷 [mg/L]	0.01以下	0.02以下	0.1以下	0.1を超える
銅 [mg/L]	0.01以下	0.03以下	0.1以下	0.1を超える
亜鉛 [mg/L]	0.01以下	0.02以下	0.2以下	0.5を超える
EC [μs/cm]	100以下	200以下	500以下	500を超える
MBAS [mg/L]	0.05以下	0.1以下	0.2以下	-

表2-10 項目別調査結果

(平成22年度)

項目	概況
全窒素	年平均値が0.19～3.9mg/Lの範囲であり、年平均値の最大値が昨年度の3.8mg/Lより低くなっています。最も高かったのは地蔵川の岩見川合流前、次いで1.8mg/Lの安養寺川の仁助橋となっています。最も低い地点は新城川の新城橋および旭川の藤倉橋となっています。全窒素が高くなった要因として、地蔵川では川の流量が少なく工場・事業場の排水の影響を受けていること、安養寺川では上流にあるダムの水質の影響を受けていること、が考えられます。他の地点における要因として、生活系に由来するものと、農業系に由来するものが考えられます。
全磷	全地点の年平均値が0.005～0.13mg/Lの範囲であり、前年度と比べて大きな変動はありませんでした。最も高い地点は草生津川の面影橋です。
銅	いずれの地点においても定量下限値未満となっています
亜鉛	全地点の測定値が<0.001～0.027mg/Lの範囲でした。最も高い地点は旧雄物川の旭川合流前です。平成15年に我が国で初めて、水生生物保全の観点から定められた環境基準ですが、本県の河川は亜鉛についての類型指定がまだされていないので、その他の項目として取り扱っています。
MBAS	全地点の平均値が<0.05～0.12mg/Lの範囲であり、草生津川の八柳橋が最も高い地点でした。この項目の数値が高い河川は、汚濁源として生活排水が占める割合が高いと考えられます。

第3節 海域の水質調査結果

1 海域調査

秋田市では、平成22年度に本市の地先海域と秋田港の7地点で水質調査を行いました。

その結果は次のとおりで、全調査地点で環境基準を達成しています。全窒素、全燐については、前年度と比較して大きな変動はありませんでした。

表2-11 海域における環境基準等の達成状況

(平成22年度)

水 域 名	地点 番号	地点名	類型	生活環境項目						健康項目	
				pH	DO	COD	大腸 菌群 数	油分 ※1	T-N T-P	Cd等 6項目※2	PCB等 17項目※3
B・C該当海域以外の海域（中部海域）	1	下浜沖 2km	A	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	—
秋田港及び船川港の 港湾区域のうち泊地 及び航路を除く海域 （秋田港）	2	秋田港西 2km	B	◎	◎	◎	—	◎	○	◎	—
	3	秋田港南 西 2.8km	B	◎	◎	◎	—	◎	○	◎	—
雄物川河口から旧雄 物川までの海域	4	向浜沖 2km	B	◎	◎	◎	—	◎	○	◎	—
	5	雄物川 河口沖 2km	B	◎	◎	◎	—	◎	○	◎	—
	6	雄物川 河口沖 4km	B	◎	◎	◎	—	◎	○	◎	—
秋田港及び船川港の 港湾区域のうち泊地 及び航路（秋田港）	7	秋田港北 250m	C	◎	◎	◎	—	—	▼	◎	◎
【評価】 ◎：環境基準に適合した。 ×：環境基準に適合しなかった。 ○：水域類型の指定がされていない環境基準項目で、最も厳しいⅠ類型の基準値に適合した。 （T-N：全窒素、T-P：全燐） ▼：水域類型の指定がされていない環境基準項目で、最も厳しいⅠ類型の基準値に適合しなかった。 【備考】 ※1 油 分 ：ノルマルヘキサン抽出物質 ※2 Cd等6項目 ：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀 ※3 PCB等17項目 ：PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、 シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素											

図 2-4 海域のCOD75%値の経年変化

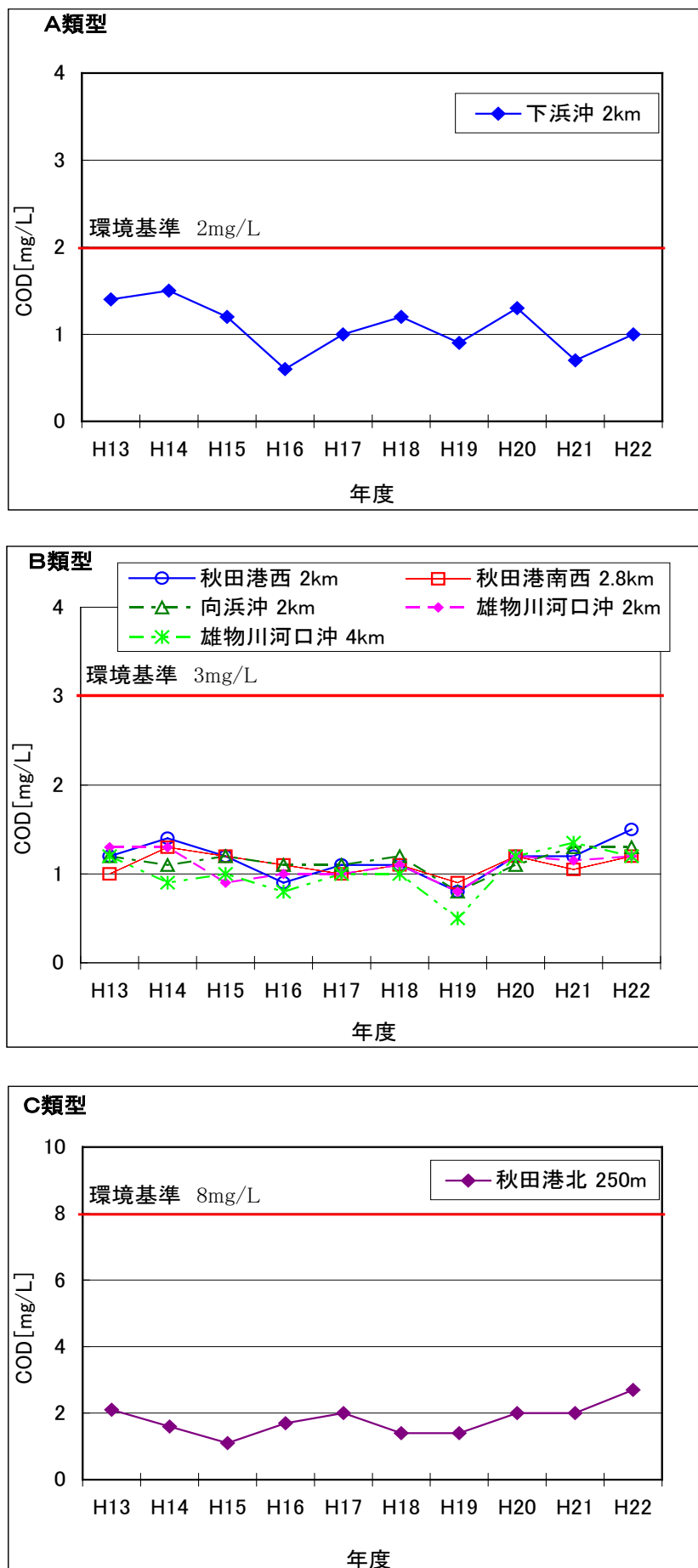


表2-12 平成22年度公共用水域（海域）水質測定結果 地点別総括表〔1〕

単位：mg/L

水 域 名	B・C該当海域 以外の海域（中 部海域）		秋田港及び船川港 の港湾区域のうち 泊地及び航路を除 く海域（秋田港）		秋田港及び船川港 の港湾区域のうち 泊地及び航路を除 く海域（秋田港）		雄物川河口から 旧雄物川までの 海域		雄物川河口から 旧雄物川までの 海域		雄物川河口から 旧雄物川までの 海域		秋田港及び船川港 の港湾区域のうち 泊地及び航路（秋 田港）	
地 点 名	下浜沖2km		秋田港西2km		秋田港南西 2.8km		向浜沖2km		雄物川河口沖 2km		雄物川河口沖 4km		秋田港北 250m	
類 型	A		B		B		B		B		B		C	
項 目	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値	m/n	最大値 平均値
カドミウム	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.001 <0.001	0/2	<0.001 <0.001
全シアン	0/2	N. D. N. D.	0/2	N. D. N. D.	0/2	N. D. N. D.	0/2	N. D. N. D.	0/2	N. D. N. D.	0/2	N. D. N. D.	0/2	N. D. N. D.
鉛	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.005 <0.005
六価クロム	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.01 <0.01	0/2	<0.01 <0.01
砒素	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.005 <0.005	0/2	<0.005 <0.005
総水銀	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0005 <0.0005	0/2	<0.0005 <0.0005
P C B													0/1	N. D. N. D.
ジクロロメタン													0/1	<0.002 <0.002
四塩化炭素													0/1	<0.0002 <0.0002
1,2-ジクロロエタン													0/1	<0.0004 <0.0004
1,1-ジクロロエチレン													0/1	<0.002 <0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン													0/1	<0.004 <0.004
1,1,1-トリクロロエタン													0/1	<0.0005 <0.0005
1,1,2-トリクロロエタン													0/1	<0.0006 <0.0006
トリクロロエチレン													0/1	<0.002 <0.002
テトラクロロエチレン													0/1	<0.0005 <0.0005
1,3-ジクロロプロペン													0/1	<0.0002 <0.0002
チウラム													0/1	<0.0006 <0.0006
シマジン													0/1	<0.0003 <0.0003
チオベンカルブ													0/1	<0.002 <0.002
ベンゼン													0/1	<0.001 <0.001
セレン													0/1	<0.002 <0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素													0/1	<0.06 <0.06

〈備考〉 m：環境基準に適合しない検体数 n：総検体数

表2-13 平成22年度公共用水域（海域）水質測定結果 地点別総括表〔2〕

水域名	地点名	類型	採取水深	pH		DO [mg/L]			COD [mg/L]				
				m / n	最小 ～ 最大	m / n	最小 ～ 最大	平均	x / y	最小 ～ 最大	平均	日間平均値 中央値	75%値
B・C該当海域 以外の海域 （中部海域）	下 浜 沖 2km	A	表層	0 / 7	8.2 ～ 8.2	3 / 7	6.9 ～ 9.7	8.2	0 / 7	<0.5 ～ 1.3	0.9	—	—
	〃	A	3m	0 / 7	8.2 ～ 8.3	3 / 7	6.7 ～ 9.4	8.0	0 / 7	0.5 ～ 1.7	1.0	—	—
	〃	A	全層	0 / 14	8.2 ～ 8.3	6 / 14	6.7 ～ 9.7	8.1	0 / 7	0.5 ～ 1.5	0.9	0.9	1.0
秋田港及び 船川港の 港湾区域の うち泊地 及び航路を 除く海域 （秋田港）	秋田港西 2km	B	表層	0 / 9	8.2 ～ 8.3	0 / 9	7.1 ～ 10	8.4	0 / 9	0.8 ～ 2.4	1.4	—	—
	〃	B	3m	0 / 9	8.2 ～ 8.3	0 / 9	6.8 ～ 9.8	8.2	0 / 9	0.6 ～ 2.0	1.1	—	—
	〃	B	全層	0 / 18	8.2 ～ 8.3	0 / 18	6.8 ～ 10	8.3	0 / 9	0.8 ～ 1.9	1.2	1.1	1.5
秋田港及び 船川港の 港湾区域の うち泊地 及び航路を 除く海域 （秋田港）	秋田港南西 2.8km	B	表層	0 / 9	8.2 ～ 8.3	0 / 9	6.9 ～ 10	8.3	0 / 9	<0.5 ～ 1.8	1.1	—	—
	〃	B	3m	0 / 9	8.2 ～ 8.3	0 / 9	6.7 ～ 9.9	8.1	0 / 9	<0.5 ～ 2.1	1.0	—	—
	〃	B	全層	0 / 18	8.2 ～ 8.3	0 / 18	6.7 ～ 10	8.2	0 / 9	0.6 ～ 1.9	1.0	0.9	1.2
雄物川河口 から旧雄物川 までの海域	向 浜 沖 2km	B	表層	0 / 9	8.2 ～ 8.3	0 / 9	7.0 ～ 10	8.5	0 / 9	0.5 ～ 2.4	1.2	—	—
	〃	B	3m	0 / 9	8.2 ～ 8.2	0 / 9	6.7 ～ 10	8.2	0 / 9	<0.5 ～ 1.3	0.8	—	—
	〃	B	全層	0 / 18	8.2 ～ 8.3	0 / 18	6.7 ～ 10	8.3	0 / 9	0.6 ～ 1.7	1.0	0.9	1.3
雄物川河口 から旧雄物川 までの海域	雄物川河口沖 2km	B	表層	0 / 9	8.2 ～ 8.3	0 / 9	7.4 ～ 11	8.7	0 / 9	0.5 ～ 1.9	1.1	—	—
	〃	B	3m	0 / 9	8.2 ～ 8.3	0 / 9	6.8 ～ 9.9	8.2	0 / 9	<0.5 ～ 1.7	1.0	—	—
	〃	B	全層	0 / 18	8.2 ～ 8.3	0 / 18	6.8 ～ 11	8.4	0 / 9	0.5 ～ 1.7	1.1	1.1	1.2
雄物川河口 から旧雄物川 までの海域	雄物川河口沖 4km	B	表層	0 / 9	8.2 ～ 8.3	0 / 9	6.8 ～ 10	8.4	0 / 9	<0.5 ～ 1.9	1.0	—	—
	〃	B	3m	0 / 9	8.1 ～ 8.3	0 / 9	6.8 ～ 9.8	8.2	0 / 9	<0.5 ～ 1.7	0.9	—	—
	〃	B	全層	0 / 18	8.1 ～ 8.3	0 / 18	6.8 ～ 10	8.3	0 / 9	0.6 ～ 1.7	1.0	1.0	1.2
秋田港及び 船川港の 港湾区域の うち泊地 及び航路 （秋田港）	秋田港北 250m	C	表層	0 / 9	7.7 ～ 8.2	0 / 9	7.1 ～ 10	9.1	0 / 9	1.4 ～ 3.4	2.5	—	—
	〃	C	3m	1 / 9	8.1 ～ 8.4	0 / 9	6.8 ～ 9.7	8.8	0 / 9	0.5 ～ 2.6	1.7	—	—
	〃	C	全層	1 / 18	7.7 ～ 8.4	0 / 18	6.8 ～ 10	8.9	0 / 9	1.0 ～ 3.0	2.1	2.1	2.7

環境基準	類型	pH	DO	COD
	A	7.8～8.3	7.5以上	2以下
	B	7.8～8.3	5以上	3以下
	C	7.0～8.3	2以上	8以下

(備考) m : 環境基準に適合しない検体数 n : 総検体数

x : 環境基準に適合しない日数 y : 測定日数

2 海水浴場調査

海水浴場については、3海水浴場各2地点において、海開き前、遊泳期間中のそれぞれ2日間調査を行いました。その結果は海開き前、遊泳期間中ともに全ての海水浴場で「水質が良好な水浴場」である水質AAまたは水質Aと判定されました。

表2-14 海水浴場調査結果

(平成22年度)

海水浴場名		浜田浜海水浴場		桂浜海水浴場		下浜海水浴場	
調査実施期間		海開き前	遊泳期間中	海開き前	遊泳期間中	海開き前	遊泳期間中
利用者数(万人/年)		平成22年度は休業		1.8		2.9	
調査項目	ふん便性大腸菌群数 [MPN/100mL]	<2	<2	<2	4	<2	<2
	COD [mg/L]	1.6	1.3	1.3	1.0	1.1	0.9
	油膜等	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない	認められない
	透明度 [m]	>1	>1	>1	>1	>1	>1
判定		AA	AA	AA	A	AA	AA

3 新屋浜赤水調査

秋田市では、新屋浜地区に過去に設置された鋳滓堆積場(チタン製造工場(当時)が昭和47年から使用)からの浸出水による赤水の発生状況を把握するため、同地区の海水調査を行っています。

その結果は次のとおりで、着色地域の広がりはありません。

表2-15 新屋浜堆積場地先海浜地区における海水調査結果

単位: mg/L

年度	カドミウム	銅	鉛	亜鉛	砒素	鉄	溶解性鉄	溶解性マンガン	水銀
H13	<0.001	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
H14	<0.001	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
H15	<0.001	<0.01	<0.005	0.01	<0.005	0.3	<0.1	<0.05	<0.0005
H16	<0.001	<0.01	<0.005	0.01	<0.005	0.2	<0.1	<0.05	<0.0005
H17	<0.001	<0.01	<0.005	0.02	<0.005	0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
H18	<0.001	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	0.2	<0.1	<0.05	<0.0005
H19	<0.001	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
H20	<0.001	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	0.1	<0.1	<0.05	<0.0005
H21	<0.001	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	1.9	<0.1	<0.05	<0.0005
H22	<0.001	<0.01	<0.005	<0.01	<0.005	0.4	<0.1	<0.05	<0.0005

第4節 湖沼の水質調査結果

(1) 概況

秋田市内には、水域類型が指定されている湖沼として、男潟（類型 A、約 26ha）、女潟（類型 A、約 3ha）、空素沼（類型 A、約 2ha）、旭川ダム（類型 A、約 35ha）、岩見ダム（類型 A、約 95ha）があります。これらのうち、排水基準に係る湖沼として、窒素および磷含有量について岩見ダムと男潟が、磷含有量については大滝沢ダム貯水池、空素沼および旭川ダムが指定されています。

男潟は、県立小泉潟公園の一部を形成し農業用水に利用されていますが、生活排水の流入等により水質汚濁が進んできたため、昭和 61 年度から水質調査を実施しています。近年は、下水道等の整備により生活排水の影響は減ってきていますが、農業由来の汚濁水の流入や湖水および湖底に蓄積された汚濁源の影響などにより、大幅な水質改善には至っていません。

空素沼は、周辺開発による水質汚濁が懸念され始めた平成 3 年度から調査を実施しています。近年は周辺の下水道整備が進み、生活排水の流入がほぼなくなったので、汚濁は進んでいませんが、水の流入・流出がほとんどない閉鎖性水域のため、環境基準達成には至っていません。

岩見ダムは市町合併、旭川ダムは磷の排水基準に係る湖沼に指定されたことを契機に、平成 17 年度から調査を実施しています。

なお、女潟は陸化が著しく進行し、また大滝沢ダム貯水池は大滝山（標高約 200m）の中腹に位置し排水の流入がないことから、いずれも水質調査は実施していません。

(2) 調査結果

平成 22 年度の環境基準の達成状況および各項目の測定結果は、表 2-16、表 2-17 のとおりです。男潟の岩見ダムと旭川ダムで大腸菌群数を除く 4 項目で環境基準を達成していました。また男潟の COD、SS、大腸菌群数と空素沼の DO、COD、SS、大腸菌群数で環境基準を達成できませんでした。全窒素および全磷については、各湖沼とも環境基準は設定されていませんが例年並みの値になっています。

表 2-16 湖沼における環境基準の達成状況（平成 22 年度）

水域名	地点名	類型	生活環境項目					
			pH	DO	COD	SS	大腸菌群数	T-N T-P
男潟	湖心	A	○	○	×	×	×	▼
空素沼	湖心	A	○	×	×	×	×	▼
岩見ダム	湖心	A	○	○	○	○	×	▼
旭川ダム	湖心	A	○	○	○	○	×	▼
【評価】 ◎：環境基準に適合した。 ×：環境基準に適合しなかった。 (T-N：全窒素、T-P：全磷) ○：水域類型の指定がされていない環境基準項目で、最も厳しいⅠ類型の基準値に適合した。 ▼：水域類型の指定がされていない環境基準項目で、最も厳しいⅠ類型の基準値に適合しなかった。								

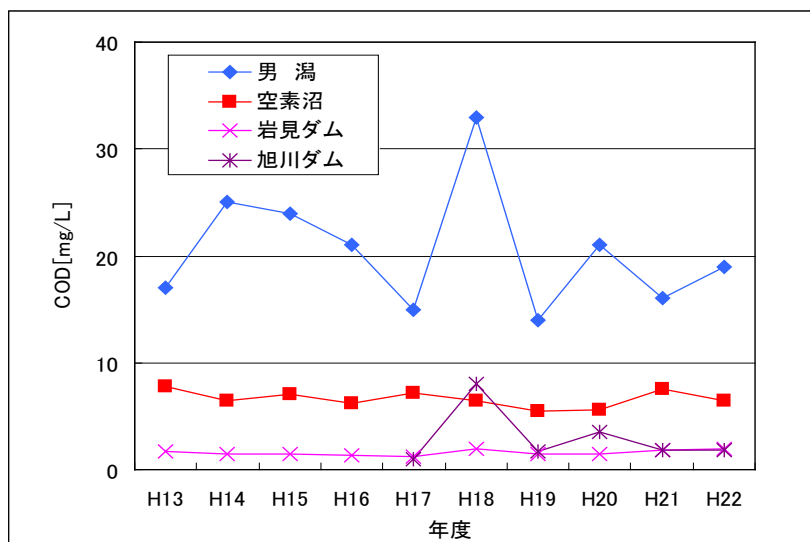


図 2-5 湖沼のCOD 75%値の経年変化

表 2-17 平成 22 年度公共用水域（湖沼）水質測定結果

水域名 地点名 (類型)	採取水深	pH			DO [mg/L]			COD [mg/L]				SS [mg/L]			大腸菌群数 [MPN/100mL]				全窒素 [mg/L]		全磷 [mg/L]	
		m / n	最小 ～ 最大	平均	m / n	最小 ～ 最大	平均	m / n	最小 ～ 最大	平均	75%値	m / n	最小 ～ 最大	平均	m / n	最小 ～ 最大	平均	最小 ～ 最大	平均	最小 ～ 最大	平均	
男潟湖心 (A)	表層	1 / 3	7.6 ～ 8.9	8.1	0 / 3	8.9 ～ 9.4	9.1	3 / 3	8.6 ～ 20	15	—	3 / 3	16 ～ 47	35	2 / 3	8.0×10 ³ ～ 4.6×10 ³	2.7×10 ³	0.86 ～ 1.2	1.1	0.066 ～ 0.12	0.095	
	1m	0 / 3	7.5 ～ 8.5	8.1	0 / 3	8.2 ～ 8.7	8.5	3 / 3	8.0 ～ 18	14	—	3 / 3	16 ～ 42	32	2 / 3	1.7×10 ² ～ 2.2×10 ³	1.3×10 ³	0.90 ～ 1.2	1.0	0.067 ～ 0.11	0.092	
	全層	1 / 6	7.5 ～ 8.9	8.1	0 / 6	8.2 ～ 9.4	8.8	3 / 3	8.3 ～ 19	15	19	6 / 6	16 ～ 47	34	4 / 6	8.0×10 ³ ～ 4.6×10 ³	2.0×10 ³	0.86 ～ 1.2	1.0	0.066 ～ 0.12	0.094	
空素沼湖心 (A)	表層	0 / 2	6.9 ～ 7.1	7.0	1 / 2	5.1 ～ 8.8	7.0	2 / 2	4.1 ～ 6.5	5.3	—	1 / 2	1 ～ 8	5	1 / 2	2.3×10 ³ ～ 1.4×10 ⁴	7.0×10 ³	0.73 ～ 1.3	1.0	0.015 ～ 0.058	0.037	
	2m	0 / 2	6.8 ～ 7.1	7.0	2 / 2	5.0 ～ 7.2	6.1	2 / 2	4.3 ～ 6.3	5.3	—	1 / 2	2 ～ 9	6	1 / 2	4.6×10 ³ ～ 2.2×10 ³	1.1×10 ³	0.65 ～ 1.3	0.98	0.010 ～ 0.043	0.027	
	全層	0 / 4	6.8 ～ 7.1	7.0	3 / 4	5.0 ～ 8.8	6.5	2 / 2	4.2 ～ 6.4	5.3	6.4	2 / 4	1 ～ 9	5	2 / 4	2.3×10 ³ ～ 1.4×10 ⁴	4.1×10 ³	0.65 ～ 1.3	1.0	0.010 ～ 0.058	0.032	
岩見ダム湖心 (A)	表層	1 / 4	7.2 ～ 8.7	7.8	0 / 4	9.5 ～ 10	9.7	0 / 4	1.6 ～ 2.5	2.0	—	0 / 4	<1 ～ 1	1	1 / 4	3.1×10 ³ ～ 1.7×10 ³	5.2×10 ²	0.30 ～ 0.46	0.35	0.009 ～ 0.023	0.015	
	10m	0 / 4	7.1 ～ 7.4	7.2	0 / 4	8.7 ～ 10	9.3	0 / 4	1.2 ～ 2.0	1.6	—	0 / 4	<1 ～ 3	2	1 / 4	3.3×10 ³ ～ 1.1×10 ³	5.0×10 ²	0.25 ～ 0.53	0.34	0.006 ～ 0.014	0.011	
	全層	1 / 8	7.1 ～ 8.7	7.5	0 / 8	8.7 ～ 10	9.5	0 / 4	1.5 ～ 2.1	1.8	1.9	0 / 8	<1 ～ 3	2	2 / 8	3.1×10 ³ ～ 1.7×10 ³	5.1×10 ²	0.25 ～ 0.53	0.34	0.006 ～ 0.023	0.013	
旭川ダム湖心 (A)	表層	0 / 2	7.1 ～ 7.1	7.1	0 / 2	8.9 ～ 9.5	9.2	0 / 2	0.9 ～ 1.7	1.3	—	0 / 2	<1 ～ 1	1	1 / 2	9.4×10 ³ ～ 2.2×10 ³	1.1×10 ³	0.11 ～ 0.37	0.24	0.003 ～ 0.008	0.006	
	10m	0 / 2	7.0 ～ 7.1	7.1	0 / 2	8.4 ～ 9.5	9.0	0 / 2	0.7 ～ 1.8	1.3	—	0 / 2	<1 ～ 4	3	1 / 2	7.9×10 ³ ～ 9.2×10 ³	4.6×10 ³	0.07 ～ 0.38	0.23	0.003 ～ 0.010	0.007	
	全層	0 / 4	7.0 ～ 7.1	7.1	0 / 4	8.4 ～ 9.5	9.1	0 / 2	0.8 ～ 1.8	1.3	1.8	0 / 4	<1 ～ 4	2	2 / 4	7.9×10 ³ ～ 9.2×10 ³	2.9×10 ³	0.07 ～ 0.38	0.23	0.003 ～ 0.010	0.006	

環境 基準	類型	pH	D0	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全磷
	A	6.5～8.5	7.5以上	3以下	5以下	1000以下	基準なし	基準なし

(備考) m : 環境基準に適合しない検体数 n : 総検体数
x : 環境基準に適合しない日数 y : 測定日数

第5節 地下水の水質調査結果

1 概況調査

秋田市では、平成元年度から市域を1kmメッシュで区切り、5年間で一巡する地下水質測定計画を定め、地下水質調査を行っています。平成22年度の地下水調査結果は、表2-18のとおりで、全ての井戸で環境基準を達成していました。

2 継続監視調査

継続監視調査は、過去の調査で汚染が確認された将軍野、太平、飯島、下新城および茨島の5地区で行っています。

将軍野地区（平成8年度に自主検査により汚染が判明）については、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが2井戸で環境基準を達成できませんでした。また太平地区（平成14年度の概況調査で汚染が判明した2地点）、飯島地区（平成16年度および平成18年度の概況調査で汚染が判明した1地点）、および下新城地区（平成17年度の概況調査で汚染が判明した2地点）については、下新城地区の1井戸を除いて硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が環境基準を達成できませんでした。また茨島地区（平成18年度に自主検査により汚染が判明した井戸の近隣井戸）については、環境基準を達成していました。

3 土崎地区地下水質監視

平成元年10月に土崎地区の自家用飲用井戸から高濃度のテトラクロロエチレンが検出されたため、平成元年度から汚染井戸および汚染井戸周辺の追跡調査を行っています。平成22年度の調査ではテトラクロロエチレンが環境基準を超過した1井戸を除いた4井戸で環境基準を達成していました。

表2-18 地下水調査結果の概要

(平成22年度)

番号	調査区分	概況調査					継続監視調査					土崎地区調査					(参考)	
	調査項目	調査井戸数	調査検体数	検出井戸数	環境基準超過井戸数	環境基準値超過最大値 [mg/L]	調査井戸数	調査検体数	検出井戸数	環境基準超過井戸数	環境基準値超過最大値 [mg/L]	調査井戸数	調査検体数	検出井戸数	環境基準超過井戸数	環境基準値超過最大値 [mg/L]	定量下限値 mg/L以下	環境基準値 mg/L以下
1	カドミウム	18	18	0	0	—	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—	0.001	0.01※
2	全シアン	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1	N. D.
3	鉛	18	18	1	0	—	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—	0.005	0.01
4	六価クロム	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01	0.05
5	砒素	18	18	0	0	—	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—	0.005	0.01
6	総水銀	18	18	0	0	—	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—	0.0005	0.0005
7	ジクロロメタン	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.02
8	四塩化炭素	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0001	0.002
9	塩化ビニルモノマー	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0002	0.002
10	1,2-ジクロロエタン	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0004	0.004
11	1,1-ジクロロエチレン	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.001	0.02
12	1,2-ジクロロエチレン	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.001	0.04
13	1,1,1-トリクロロエタン	18	18	0	0	—	2	4	0	0	—	5	10	0	0	—	0.0005	1
14	1,1,2-トリクロロエタン	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0006	0.006
15	トリクロロエチレン	18	18	0	0	—	2	4	2	1	0.12	5	10	0	0	—	0.002	0.03
16	テトラクロロエチレン	18	18	0	0	—	2	4	2	1	0.039	5	10	2	1	0.021	0.0005	0.01
17	1,3-ジクロロプロペン	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0002	0.002
18	チウラム	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0006	0.006
19	シマジン	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0003	0.003
20	チオベンカルブ	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002	0.02
21	ベンゼン	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.001	0.01
22	セレン	18	18	0	0	—	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—	0.002	0.01
23	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	20	38	20	0	—	5	10	5	4	21	—	—	—	—	—	0.06	10
24	ふっ素	18	18	0	0	—	1	2	0	0	—	—	—	—	—	—	0.08	0.8
25	ほう素	18	18	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1	1
26	1,4-ジオキサン	18	18	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.005	0.05
調査回数		2回 (5月、9月または10月)					2回(5月、9月)					2回(5月、9月)						
調査井戸、項目等		26項目×18本 1項目×2本					8本(将軍野2本3項目、 太平2本1項目、飯島1本 1項目、下新城2本1項目、 茨島1本6項目)					5本各3項目						
結果概要		環境基準を達成した。					2本でトリクロロエチレン、 テトラクロロエチレンが、4本で硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素が環境基準を 超過した。					2本でテトラクロロエチレンが検出され、うち1本で 環境基準を超過した。						
評 価		○					×					×						
備 考		※平成23年度結果からは0.003mg/Lで評価。																

第6節 水質汚濁防止対策

1 規制、届出

秋田市域では水質汚濁を防止するため次の法令等による規制が行われています。それぞれの届出状況は表2-19、表2-20および表2-21のとおりです。

表2-19 秋田市域における水質汚濁に関する規制

関係法令等 項 目	規制対象となる工場・事業場	設置等に係る届出	排水基準
水質汚濁防止法 (水質汚濁防止法の指定都市 (中核市)として受託)	特定施設を設置する工場・事業場	要	資料編参照(上乘せあり)
秋田県公害防止条例 (秋田市に事務委任)	指定汚水排出施設を設置する工場・事業場 (横出し施設)	要	資料編参照
秋田市公害防止条例	上記以外の全ての工場・事業場	なし	資料編参照

表2-20 届出件数

(平成22年度)

法 令	設置 (うち新規事業場)	構造等変更	氏名等変更	廃止 (うち事業場廃止等)	承 継	現況報告
水質汚濁防止法	17(1)	4	14	11(5)	7	0
秋田県公害防止条例	2(2)	0	0	0	0	0

表2-21 指定汚水排出施設届出状況(秋田県公害防止条例に基づく届出)

(平成23年3月31日現在)

施行令の 号 番 号	業 種 又 は 施 設 名	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	総 数	割合 (%)
1(1)	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(牛房施設)	()	18()	18()	6.5
1(2)	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(鶏房施設)	()	12()	12()	4.3
1(3)	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(豚房施設)	()	()	0()	0.0
2(1)	自動車分解整備事業	()	207()	207()	74.5
2(2)	ガソリンスタンド営業	()	32()	32()	11.5
2(3)	鉄道業	()	()	0()	0.0
3	病院	4()	5()	9()	3.2
計	(工場・事業場数)	4()	274()	278()	100

注1：()内の数字は、一つの工場で二種類以上の業種・施設がある工場のもので、代表する業種・施設で示した工場・事業場数。

注2：秋田県公害防止条例の指定汚水排出施設に該当する施設は、水質汚濁防止法に規定する特定施設以外の施設である。

表2-22 特定施設届出状況（水質汚濁防止法に基づく届出）

（平成23年3月31日現在）

施行令の 号 番 号	業 種 又 は 施 設 名	排水量 50m3/日以上	排水量 50m3/日未満	総 数
1の2	畜産農業	0 ()	15 (15)	15 (15)
2	畜産食料品製造業	0 ()	1 (1)	1 (1)
3	水産食料品製造業	0 ()	3 (3)	3 (3)
4	保存食料品製造業	0 ()	2 (2)	2 (2)
5	みそ、しょうゆ、グルタミン酸ソーダ又は食酢等の製造業	0 ()	6 (6)	6 (6)
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	1 (1)	0 ()	1 (1)
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1 (1)	1 (1)	2 (2)
10	飲料製造業	1 (1)	8 (8)	9 (9)
16	めん類製造業	2 (2)	2 (2)	4 (4)
17	豆腐又は煮豆の製造業	0 ()	6 (6)	6 (6)
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	1 (1)	2 (2)	3 (3)
21の3	合板製造業	4 (4)	1 (1)	5 (5)
22	木材薬品処理業	0 ()	1 (1)	1 (1)
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	1 (1)	0 ()	1 (1)
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	0 ()	6 (6)	6 (6)
27	無機化学工業製品製造業	2 (2)	0 ()	2 (2)
31	メタン誘導品製造業	1 ()	0 ()	1 (0)
33	合成樹脂製造業	2 (2)	0 (0)	2 (2)
46	有機化学工業製品製造業	1 ()	0 ()	1 (0)
47	医薬品製造業	1 (1)	0 ()	1 (1)
53	ガラス又はガラス製品の製造業	1 (1)	1 (1)	2 (2)
54	セメント製品製造業	0 ()	3 (3)	3 (3)
55	生コンクリート製造業	0 ()	9 (9)	9 (9)
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	0 ()	2 (2)	2 (2)
61	鉄工業	1 (1)	0 ()	1 (1)
62	非鉄金属製造業	3 (2)	0 ()	3 (2)
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	3 ()	1 ()	4 (0)
63の2	空きびん卸売業	0 ()	4 (4)	4 (4)
64の2	水道施設、工業用水道施設又は、自家用工業用水道	3 (3)	0 ()	3 (3)
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	4 (2)	7 (5)	11 (7)
66	電気めっき施設	2 (1)	0 ()	2 (1)
66の2	旅館業	8 (8)	30 (30)	38 (38)
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業	1 (1)	1 (1)	2 (2)
66の5	飲食店に設置される厨房施設	0 ()	2 (2)	2 (2)
67	洗たく業	4 (4)	65 (65)	69 (69)
68	写真現像業	0 ()	10 (10)	10 (10)
68の2	病院	2 (2)	2 (2)	4 (4)
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	1 (1)	0 ()	1 (1)
69の2	中央卸売市場	1 (1)	0 ()	1 (1)
70の2	自動車分解整備事業	0 ()	8 (8)	8 (8)
71	自動式車両洗浄施設	5 (2)	94 (93)	99 (95)
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	1 ()	13 (13)	14 (13)
71の3	一般廃棄物処理施設	1 (1)	0 ()	1 (1)
71の4	産業廃棄物処理施設	1 ()	1 (1)	2 (1)
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	1 ()	1 (1)	2 (1)
72	し尿処理施設	36 (31)	2 (2)	38 (33)
73	下水道終末処理施設	5 (5)	0 ()	5 (5)
74	特定事業場から排出される水の処理施設	5 ()	1 ()	6 (0)
計	（工場・事業場数）	107 (82)	311 (306)	418 (388)

注：（ ）内の数字は、一つの工場で二種類以上の業種・施設がある工場のもので、代表する業種・施設で示した工場・事業場数。

2 検査、指導

平成 22 年度は水質汚濁防止法に基づき 63 の工場等に対し延べ 83 回の立入検査を行いました。

その結果、水質汚濁防止法に基づく立入検査では 4 件の不適合事例があり、事業場に対し、文書により排水処理施設の改善や維持管理体制の強化などの指導を行いました。

表 2-23 水質汚濁防止法対象工場等に対する立入検査実施状況 (平成 22 年度)

区分	50m ³ ／日以上の事業場		50m ³ ／日未満の事業場	
	一般項目関係	有害物質関係	一般項目関係	有害物質関係
立入事業場数	45(1) / 38(1)	30(2) / 18(1)	0 / 0	8 / 8
小計	75(3) / 55(2)		8 / 8	
合計	83(3) / 63(2)			

※ 分子 / 分母 : 延べ立入事業場数 / 立入事業場数

※ () は夜間立入事業場数で内数

表 2-24 業種・施設別不適合状況 (平成 22 年度)

区分	対象となる特定施設	不適合件数	不適合項目
水質汚濁防止法	合板製造業	1	水素イオン濃度
	し尿処理施設	3	水素イオン濃度、大腸菌群数
	合計	4	

3 その他の取組

(1) 大規模工場排水の常時監視

市内の大規模な 6 つの工場と締結している公害防止協定に基づき、自主検査結果の報告を受けるとともに、秋田市環境監視情報システムを用いて排出水の常時監視 (4 工場) を行っています。

※ 公害防止協定については、資料編を参照

※ 秋田市環境監視情報システムについては、P. 13 を参照

(2) 環境保全協定に関する取組

市内の 8 つのゴルフ場と締結している環境保全協定に基づき、農薬の使用状況の報告を受けました。

※ 環境保全協定については、資料編を参照

4 水質汚濁事故

平成 22 年度の水質汚濁事故は 16 件ありましたが、関係機関との連携により、発生源の特定、応急措置の指示、オイルフェンスの設置および油の回収等を実施し、水質汚濁の拡大防止に努めました。事故原因をみると、灯油の配管の破損や給油時の作業ミスなど、定期的な点検を実施し、作業時に注意を払うことで防ぐことが出来るものが、原因が判明した 12 件のうち 9 件と多数を占めていました。

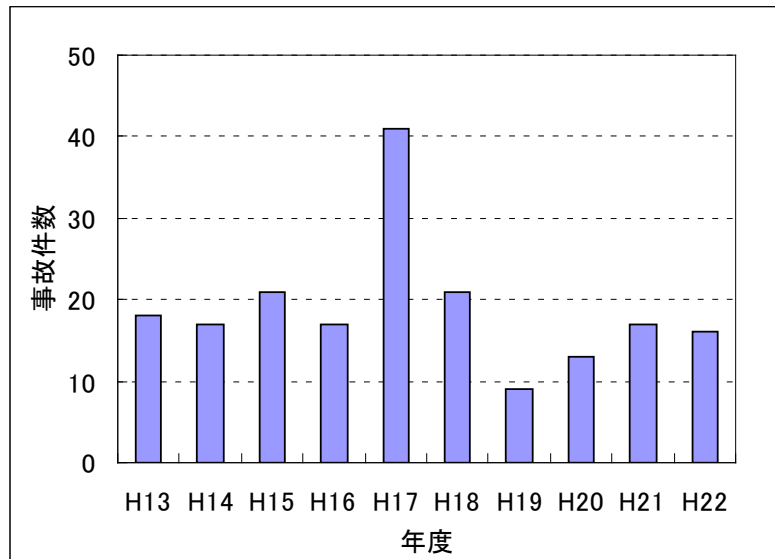


図 2-6 水質汚濁事故の発生状況の推移

表 2-25 水質汚濁事故件数および届出件数の推移

年度	事故件数	届出件数※
H13	18	4
H14	17	6
H15	21	3
H16	17	9
H17	41	16
H18	21	7
H19	9	3
H20	13	5
H21	17	5
H22	16	4

※水質汚濁防止法および市条例に基づく届出(届出対象事業場)

表 2-26 水域別事故発生状況(平成 22 年度)

河川等名称	件数
旭川	2
猿田川	2
太平川	1
草生津川	1
新城川	1
岩見川	1
旧雄物川	1
水路・側溝	6
その他	1
計	16

表 2-27 水質汚濁事故原因者の内訳

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
事業者	6	6	6	9	19	7	3	6	9	5
個人	2	3	5	6	8	5	2	1	0	6
自然由来	0	1	1	1	1	1	2	1	0	1
その他	0	0	0	0	0	2	0	1	2	1
不明	10	7	9	1	13	6	2	4	6	3
計	18	17	21	17	41	21	9	13	17	16

※その他については、自動車事故等によるものを指す。

第3章 騒音・振動

第1節 騒音・振動調査の概要

第2節 道路交通騒音調査

第3節 一般環境騒音調査

第4節 道路交通振動調査

第5節 騒音・振動防止対策

1 規制、届出

2 検査、指導

3 その他の取組

第3章 騒音・振動

第1節 騒音・振動調査の概要

秋田市では、市内における騒音や振動の状況を把握するため、各種調査を実施しています。
平成22年度の調査概要は、次のとおりです。

表3-1 騒音・振動調査の概要

調 査		調査地点数	結果概要
道路交通騒音調査	点的 評価	16 地点、24 時間連続、1 日	環境基準適合率：昼 93% 夜 93%
	面的 評価	16 路線、6,647 戸、 評価区間延長 57.2 km	環境基準適合率：昼 99% 夜 99%
一般環境騒音調査		4 地点、24 時間連続、1 日	環境基準適合率：昼 100% 夜 100%
道路交通振動調査		10 地点、時間帯毎 1 回、1 日	要請限度適合率：100%

第2節 道路交通騒音調査

市内主要幹線道路沿線における騒音の実態とその推移を把握するために、市内主要幹線道路沿いの16 地点で調査を行いました。（表3-3-1、図3-2）

その結果、すべての時間区分で環境基準を達成したのは15 地点、逆に昼夜すべての時間区分で環境基準を超えたのは1 地点でした。すべての地点で要請限度を下回っていました。

また、上記結果をもとに道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準値と比較し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する面的評価を実施、6,647 戸を評価し、昼の時間区分で環境基準を満たしたのは6,578 戸、夜の時間区分で環境基準を満たしたのは6,588 戸となりました。（表3-3-2）

第3節 一般環境騒音調査

市内の一般環境における騒音の実態とその推移を把握するため、市内4 地点で調査を行いました。
その結果、すべての時間区分で環境基準を達成しました。（表3-4、図3-3）

第4節 道路交通振動調査

市内道路交通振動の実態とその推移を把握するため、市内主要幹線道路沿いの10 地点で調査を行いました。その結果は、全調査地点、全時間帯について要請限度を下回っており、人体に感じないレベルでした。（表3-5、図3-4）

図 3 - 1 騒音・振動状況調査地点図（平成22年度）

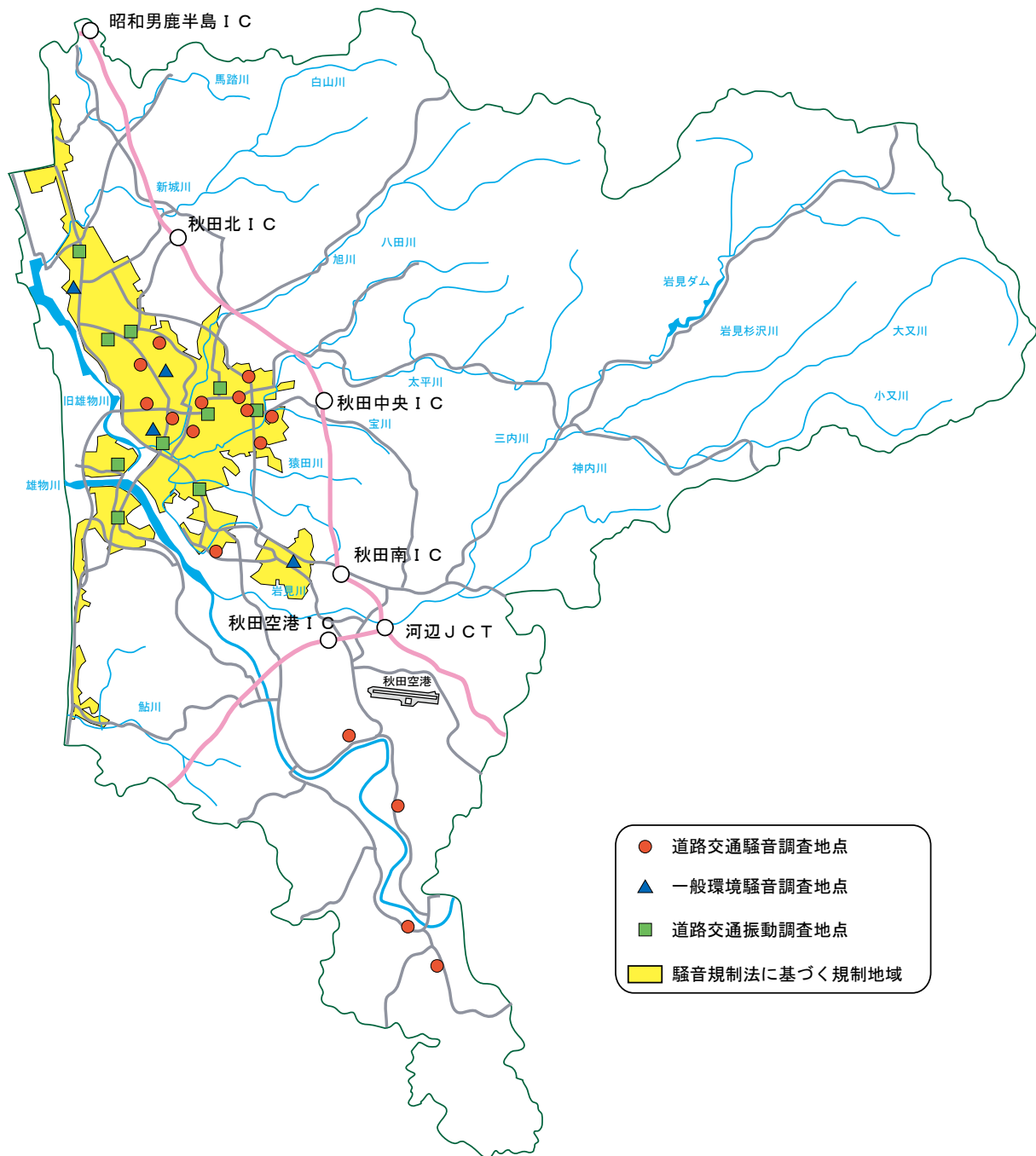


表 3-3-1 道路交通騒音調査結果（点的評価）

（平成 22 年度）

No.	調 査 地 点	用 途 地 域	類 型	測 定 年 月 日	道 路 名	車 線 数	Leq (dB)		環 境 基 準				要 請 限 度			
							昼 間	夜 間	基 準 値		判 定		限 度 値		判 定	
									昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	雄和新波町	—	X	4月15日	一般国道341号	2	62	53	70	65	○	○	75	70	○	○
2	雄和碓田梵天野	—	X	4月15日	本荘西仙北角館線	2	54	46	70	65	○	○	75	70	○	○
3	山王	商業	C	4月26日	秋田停車場線	6	67	59	70	65	○	○	75	70	○	○
4	檜山川口境	近商	C	9月30日	秋田岩見船岡線	4	66	61	70	65	○	○	75	70	○	○
5	千秋公園	一住	B	11月18日	秋田岩見船岡線	4	64	59	70	65	○	○	75	70	○	○
6	広面字土手下	近商	C	4月26日	秋田岩見船岡線	2	67	61	70	65	○	○	75	70	○	○
7	桜二丁目	一住	B	4月19日	秋田昭和線	5	70	63	70	65	○	○	75	70	○	○
8	広面字桶ノ沖	二住	B	9月14日	秋田昭和線	4	70	64	70	65	○	○	75	70	○	○
9	手形山東町	一住	B	11月25日	秋田昭和線	3	67	61	70	65	○	○	75	70	○	○
10	雄和妙法糠塚	—	X	4月15日	秋田空港線	2	64	53	70	65	○	○	75	70	○	○
11	旭北錦町	近商	C	9月29日	秋田天王線	3	65	61	70	65	○	○	75	70	○	○
12	八橋鎗沼町	準工	C	9月14日	秋田天王線	4	73	69	70	65	×	×	75	70	○	○
13	御野場五丁目	一低	A	4月26日	秋田御所野雄和線	2	68	60	70	65	○	○	75	70	○	○
14	広面字碓	二住	B	4月19日	秋田北野田線	4	62	53	70	65	○	○	75	70	○	○
15	外旭川八幡田	一住	B	9月15日	土崎港秋田線	2	64	60	70	65	○	○	75	70	○	○
16	雄和種沢大沢	—	X	4月26日	秋田御所野雄和線	2	62	51	70	65	○	○	75	70	○	○

注 1) 環境基準、要請限度の比較判定で、○は達成、×は未達成を示す。

環境基準、要請限度が当てはめられていない地域については、環境基準、要請限度が当てはめられているものと見なして比較判定を行う。

注 2) 昼間、夜間の範囲 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで

夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

要請限度

総理府令により定められた指定地域における自動車騒音の限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、公安委員会に対して防止措置をとるよう要請できる。

表 3 - 3 - 2 道路交通騒音調査結果（面的評価）

（平成 22 年度）

No.	路線名	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	評価 区間 延長	評価 対象 戸数	環境基準達成状況			
						昼間	達成率	夜間	達成率
				(km)	戸	戸	%	戸	%
1	一般国道341号	雄和新波字本屋敷	雄和女米木字石川	4.7	99	99	100.0	99	100.0
2	本荘西仙北角館線	雄和碓田字梵天野	雄和萱ヶ沢字命ヶ沢	5.8	71	71	100.0	71	100.0
3	秋田停車場線	山王一丁目	川尻町字大川反	1.8	91	91	100.0	91	100.0
4	秋田岩見船岡線	卸町一丁目	中通五丁目	2.0	678	678	100.0	678	100.0
5	秋田岩見船岡線	千秋久保田町	手形山崎	1.1	409	409	100.0	409	100.0
6	秋田岩見船岡線	手形山崎	谷内佐渡	2.2	970	970	100.0	970	100.0
7	秋田昭和線	四ツ小屋小阿地	広面字広面	5.9	496	496	100.0	496	100.0
8	秋田昭和線	広面字広面	広面字堤敷	1.5	291	264	90.7	286	98.3
9	秋田昭和線	広面字堤敷	手形山西町	1.3	232	232	100.0	232	100.0
10	秋田空港線	雄和種沢字竹花	雄和妙法字上大部	5.2	27	27	100.0	27	100.0
11	秋田天王線	茨島一丁目	山王三丁目	1.8	466	466	100.0	466	100.0
12	秋田天王線	山王三丁目	泉字登木	2.2	318	276	86.8	264	83.0
13	秋田御所野雄和線	仁井田字上新田	四ツ小屋小阿地	4.2	283	283	100.0	283	100.0
14	秋田北野田線	広面字樋ノ沖	下北手柳館字向田	2.4	174	174	100.0	174	100.0
15	土崎港秋田線	将軍野南三丁目	千秋明德町	6.4	1992	1,992	100.0	1,992	100.0
16	秋田御所野雄和線	雄和種沢字竹花	雄和向野字牛首	8.7	50	50	100.0	50	100.0
計				57.2	6,647	6,578	99.0	6,588	99.1

面的評価

道路に面する地域に係る騒音の環境基準について、道路端から50mの範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準とを比較して、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法

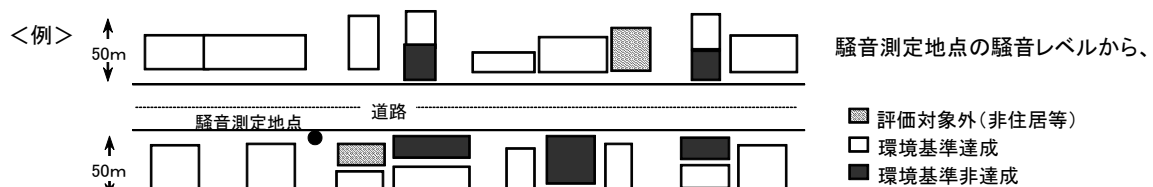


表 3 - 4 一般環境騒音調査結果

（平成 22 年度）

No.	調査地点	用途 地域	類型	測定 年月日	Leq (dB)		環境基準			
					昼 間	夜 間	基準値		判定	
							昼	夜	昼	夜
1	土崎港西四丁目	近商	C	11月25日	52	47	60	50	○	○
2	泉中央五丁目	一住	B	11月18日	44	36	55	45	○	○
3	川尻総社町	一住	B	4月15日	48	40	55	45	○	○
4	御所野元町四丁目	一低	A	4月15日	47	38	55	45	○	○

表 3-5 道路交通振動調査結果

(平成 22 年度)

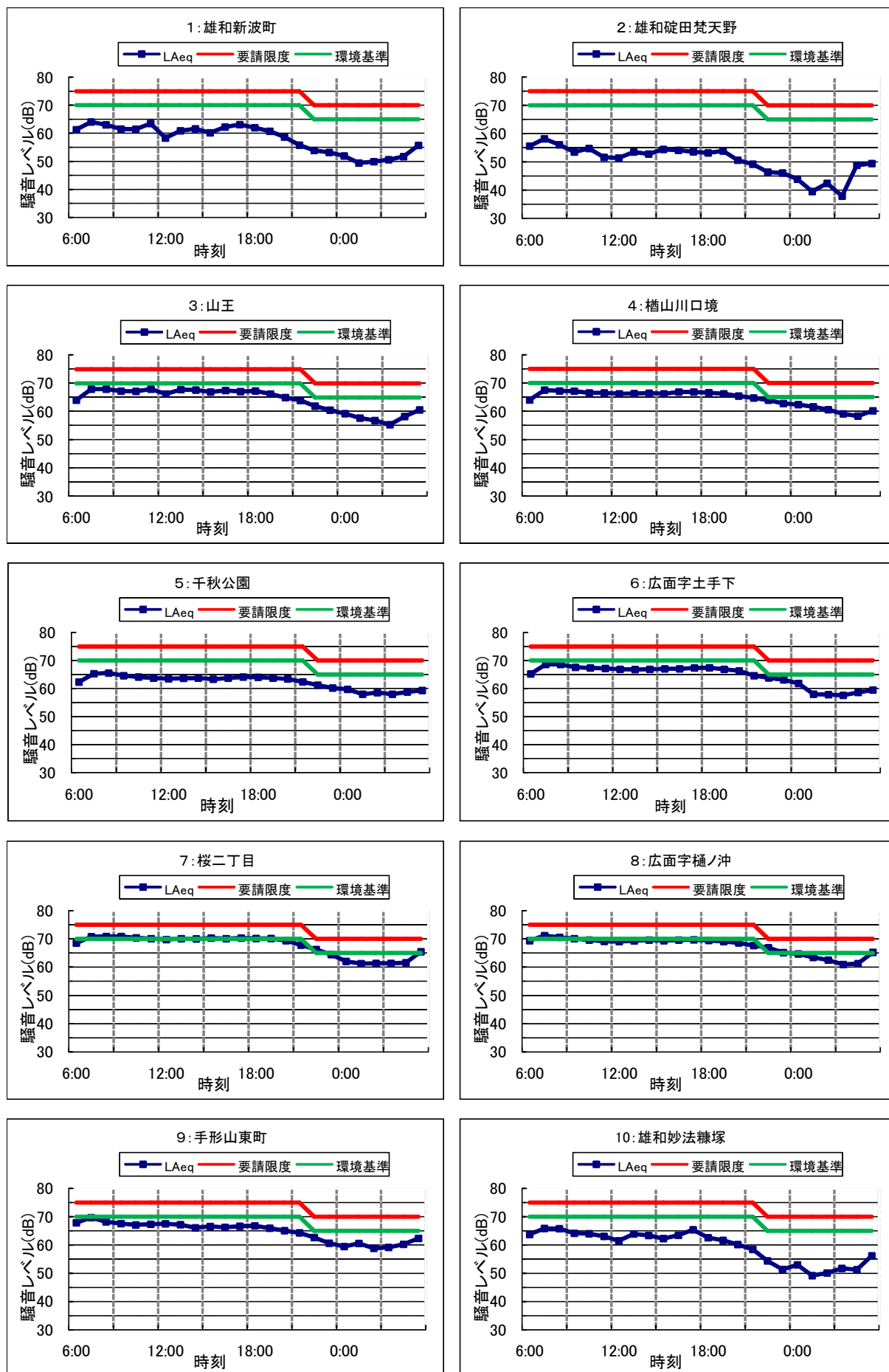
No.	用途 地域	調査地点 道 路 名	時間 区分	測定日	振 動 測定値	要 請 限 度	評 価	交通量(台/10分)			
					L10			大型	小型	バイク	合計
1	商業	新屋扇町7-44 秋田天王線	夜①	11月11日	30	65	○	0	18	0	18
			昼①		41	70	○	5	132	0	137
			昼②		42	70	○	3	134	0	137
			夜②		37	65	○	3	106	0	109
2	一住	新屋豊町10-5 市道豊町日吉町線	夜①	11月11日	34	60	○	1	25	0	26
			昼①		39	65	○	3	109	0	112
			昼②		40	65	○	3	115	0	118
			夜②		35	60	○	1	68	1	70
3	準工	外旭川字野村10-1 秋田北インター線	夜①	11月11日	46	65	○	10	124	1	135
			昼①		49	70	○	20	224	0	244
			昼②		45	70	○	9	218	0	227
			夜②		40	65	○	3	139	0	142
4	近商	土崎港南三丁目12-35 秋田天王線	夜①	11月11日	39	65	○	12	199	1	212
			昼①		37	70	○	12	245	2	259
			昼②		41	70	○	20	297	0	317
			夜②		34	65	○	6	134	0	140
5	近商	土崎港北七丁目2-77 国道7号線	夜①	11月11日	44	65	○	17	360	1	378
			昼①		43	70	○	13	286	1	300
			昼②		47	70	○	24	335	1	360
			夜②		36	65	○	3	139	0	142
6	近商	仁井田緑町4 国道13号線	夜①	11月12日	45	65	○	29	61	1	91
			昼①		46	70	○	37	417	0	454
			昼②		48	70	○	45	426	0	471
			夜②		40	65	○	15	409	0	424
7	工業	檜山川口境1-1 秋田岩見船岡線	夜①	11月12日	36	65	○	0	43	0	43
			昼①		44	70	○	3	241	1	245
			昼②		45	70	○	5	280	0	285
			夜②		40	65	○	0	209	3	212
8	商業	中通二丁目7地内 市道中通本線	夜①	11月12日	37	65	○	0	33	1	34
			昼①		41	70	○	2	81	0	83
			昼②		41	70	○	0	124	0	124
			夜②		39	65	○	3	81	0	84
9	一中高	手形学園町1-1 秋田八郎潟線	夜①	11月12日	41	60	○	1	77	0	78
			昼①		46	65	○	5	109	0	114
			昼②		45	65	○	7	107	0	114
			夜②		41	60	○	0	68	1	69
10	二住	広面字樋ノ沖76-1 秋田昭和線	夜①	11月12日	40	60	○	2	359	1	362
			昼①		42	65	○	10	313	0	323
			昼②		41	65	○	13	320	0	333
			夜②		35	60	○	0	196	2	198

注1) 時間区分 昼：午前8時～午後7時、夜：午後7時～翌日の午前8時

注2) 評価とは L10と要請限度との比較で、○は達成、×は未達成を示す。

図 3-2 道路交通騒音の 24 時間推移

(平成 22 年度)



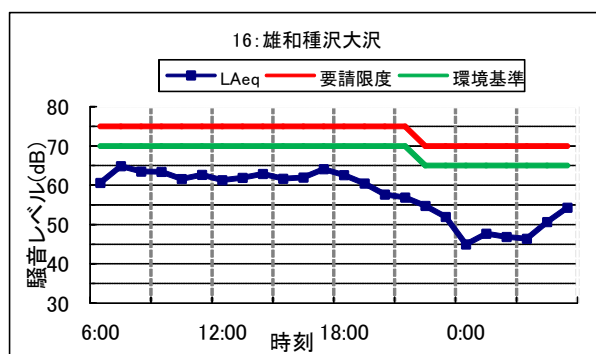
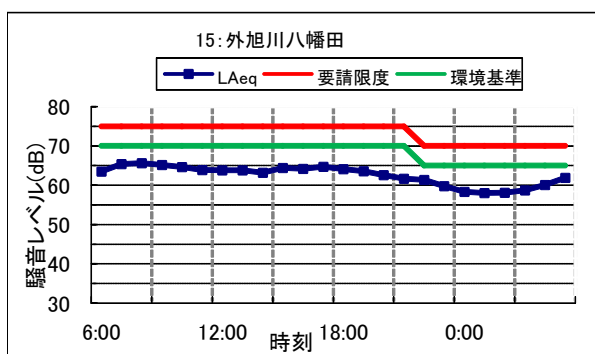
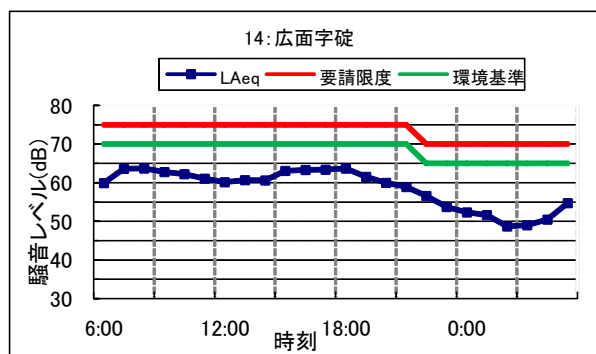
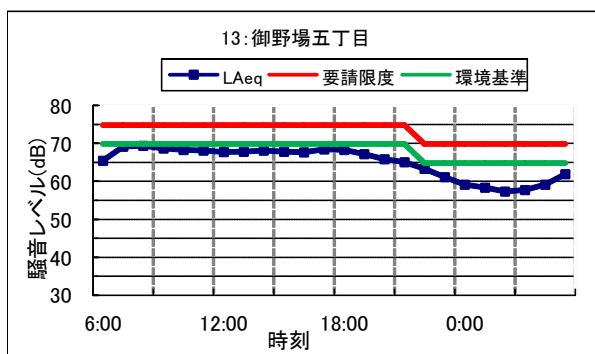
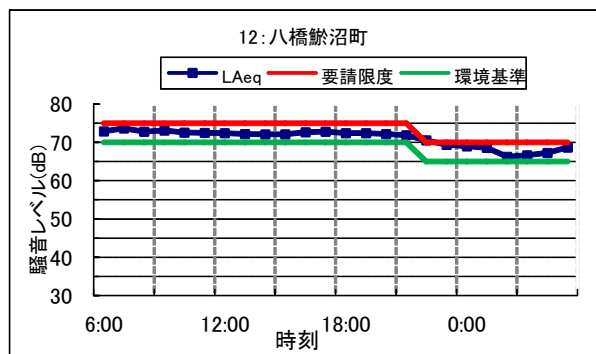
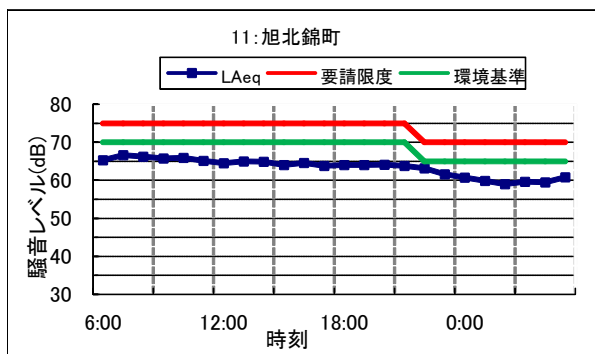


図 3-3 一般環境騒音の 24 時間推移

(平成 22 年度)

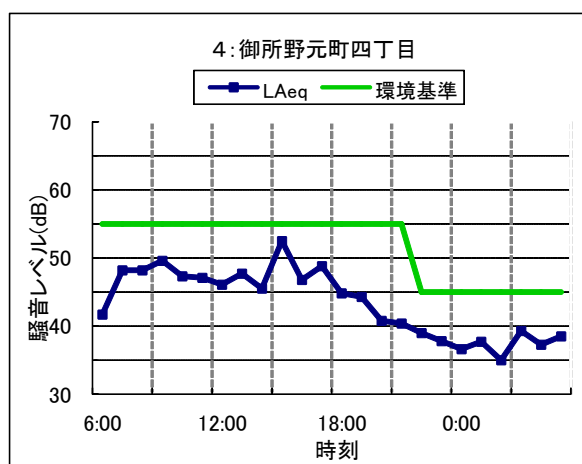
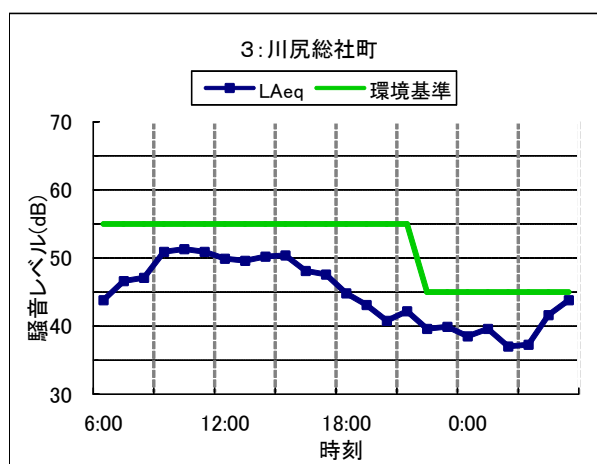
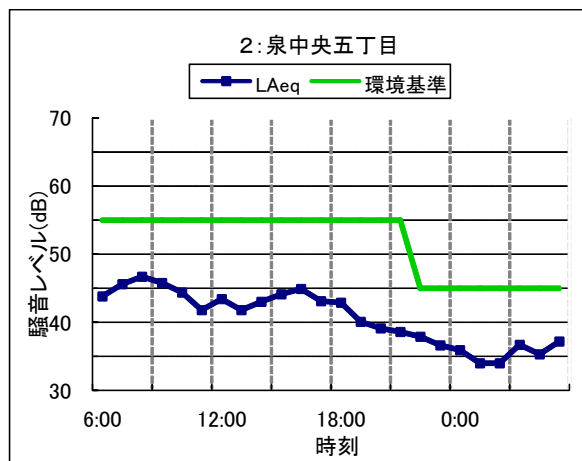
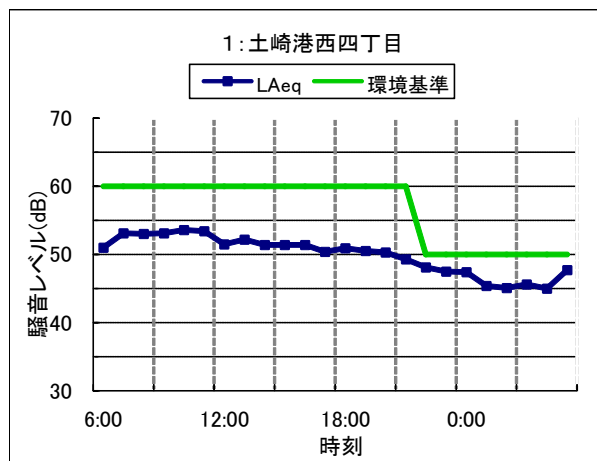
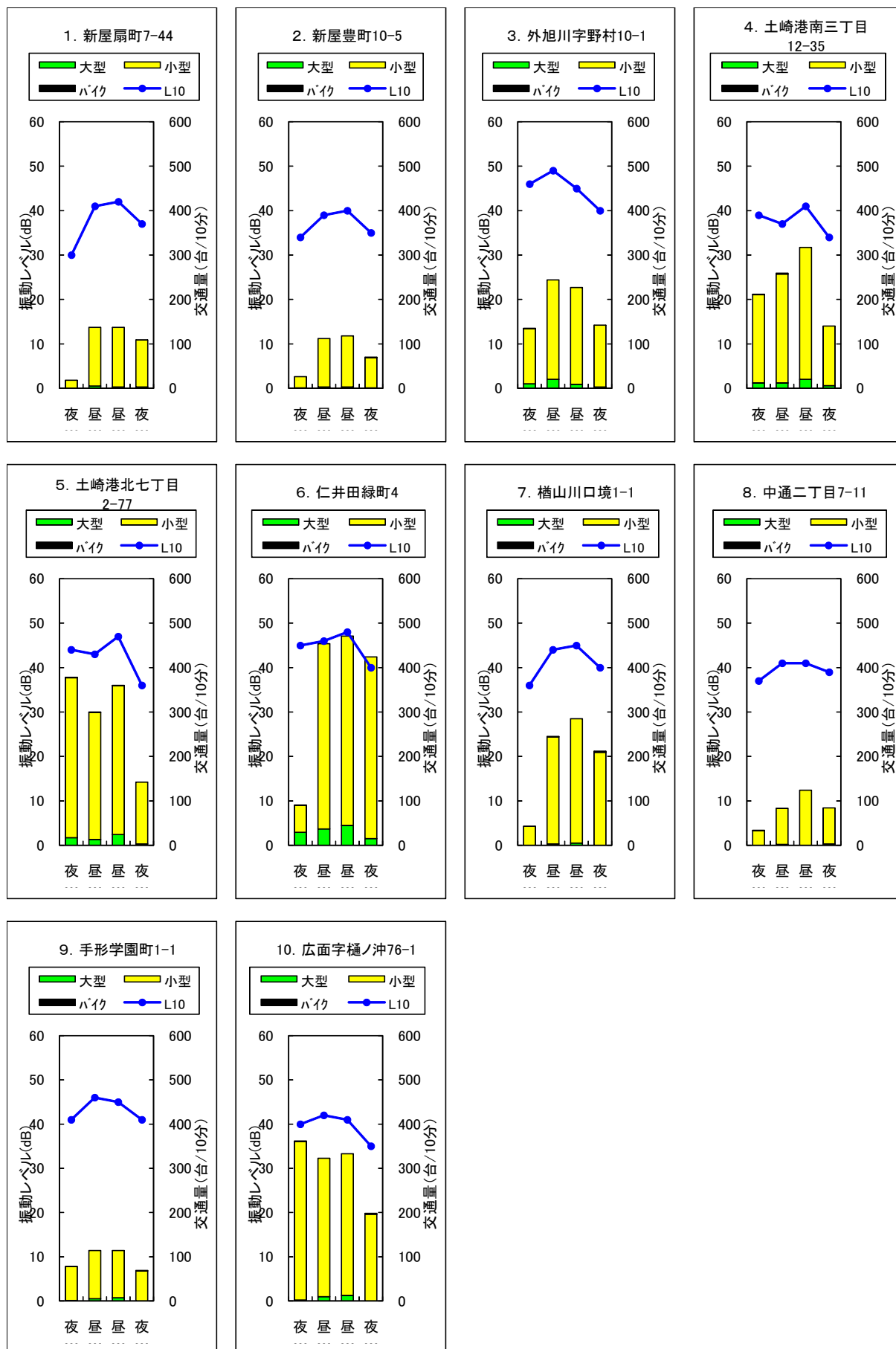


図 3-4 道路交通振動と交通量の時間区分別変化

(平成 22 年度)



第5節 騒音・振動防止対策

1 規制、届出

秋田市域では、騒音や振動を防止するため次の法令等による規制が行われています。（表3-6、表3-7）それぞれの届出状況は表3-8から表3-10のとおりです。

表3-6 秋田市における騒音に関する規制

関係法令等	規制の内容	届 出	規制基準
騒音規制法	騒音を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域を市長が指定することとなっています。 本市では、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けた地域のうち工業専用地域と臨港地区を除く地域を指定地域としています。 また、この指定地域内における工場、事業場の事業活動と特定建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる騒音の規制をするとともに、自動車騒音に係る要請限度を定めています。	要（特定工場） 要（特定建設作業）	資料編参照
秋田県公害防止条例	深夜営業騒音および拡声機使用等についての制限を定めています。（秋田市に事務委任）	不要	資料編参照
秋田市公害防止条例	指定地域内（法律と同一）において、騒音規制法で対象とならない工場、事業場と建設作業を対象に規制基準（法律と同一）を定め、この指定地域内における工場、事業場の事業活動と建設作業に伴って発生する騒音を規制しています。	不要	資料編参照

表3-7 秋田市における振動に関する規制

関係法令等	規制の内容	届 出	規制基準
振動規制法	振動を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域を市長が指定することとなっています。 本市では、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けた地域のうち工業専用地域と臨港地区を除く地域を指定地域としています。 また、この指定地域内における工場、事業場の事業活動と特定建設作業に伴って発生する相当範囲にわたる振動の規制をしています。	要（特定工場） 要（特定建設作業）	資料編参照
秋田市公害防止条例	指定地域内（法律と同一）において、振動規制法で対象とならない工場、事業場と建設作業を対象に規制基準（法律と同一）を定め、この指定地域内における工場、事業場の事業活動と建設作業に伴って発生する振動を規制しています。	不要	資料編参照

表３－８ 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

特定施設	区 域				合計
	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域	
1. 金属加工機械		11	19	59	89
イ 圧延機械				1	1
ロ 製管機械					
ハ ベンディングマシン		1	1		2
ニ 液圧プレス			5	18	23
ホ 機械プレス		5		24	29
ヘ せん断機		1	9	3	13
ト 鍛造機		4	4	11	19
チ ワイヤフォーミングマシン					
リ プラスト					
ヌ タンブラー					
ル 切断機				2	2
2. 空気圧縮機及び送風機	20	135	541	231	927
空気圧縮機	5	6	125	40	176
送風機	15	129	416	191	751
3. 土石用又は鉱物用の			1		1
破碎機			1		1
摩砕機					
ふるい					
分級機					
4. 織 機					
5. 建設用資材製造機械		3	3	3	9
イ コンクリートプラント		1	3	3	7
ロ アスファルトプラント		2			2
6. 穀物用製粉機					
7. 木材加工機械		5	46	9	60
イ ドラムバーカー					
ロ チッパー		2	6	2	10
ハ 碎木機					
ニ 帯のこ盤		3	29	7	39
ホ 丸のこ盤			6		6
ヘ かな盤			5		5
8. 抄 紙 機					
9. 印 刷 機 械	13	72	131	9	225
10. 合成樹脂用射出成形機		6		11	17
11. 鋳 型 造 型 機					
施 設 数	33	232	741	322	1328
(工場・事業場数)	(5)	(61)	(184)	(18)	(268)

※特定施設とは、工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法に定めるものをいう。

※区域の区分は、第 1 種区域は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
第 2 種区域は、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 3 種区域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種区域は、工業地域

表 3-9 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成23年 3 月31日現在)

区 域 特定施設		第 1 種区域	第 2 種区域	合計
1. 金属加工機械		3	86	89
イ 圧延機械			21	21
ロ 製管機械		3	41	44
ハ ベンディングマシン			11	11
ニ 液圧プレス			13	13
ホ 機械プレス				
2. 圧 縮 機		12	175	187
3. 土石用又は鉱物用の			1	1
破砕機			1	1
摩砕機				
ふるい				
分級機				
4. 織 機				
5. コンクリートブロックマシン等			2	2
コンクリートブロックマシン			2	2
コンクリート管製造機械				
コンクリート柱製造機械				
6. 木材加工機械			2	2
イ ドラムバーカー				
ロ チッパー			2	2
7. 印 刷 機 械		13	32	45
8. ゴム練用又は合成樹脂用のロール機				
9. 合成樹脂用射出成形機			17	17
10. 鋳 型 造 型 機				
施 設 数		28	315	343
(工場・事業場数)		(9)	(77)	(86)

※特定施設とは、工場・事業場に設置される施設のうち、振動規制法に定めるものをいう。

※区域の区分は、第 1 種区域は、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

第 2 種区域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 3-10 特定建設作業の届出状況

種 類	騒 音									振 動				
	1	2	3	4	5	6	7	8	小計	1	2	3	4	小計
18 年度	1		23	2					26	1			16	17
19 年度			7	4		1			12				5	5
20 年度	1		10	4			1		16	1			3	4
21 年度	2		14			2			18	2			10	12
22 年度	5		8			3			16	5			8	13
【備考】項目の番号は、下記の作業を示す。														
1：くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 2：びょう打機を使用する作業 3：さく岩機を使用する作業 4：空気圧縮機を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する作業を除く） 5：コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 6：バックホウを使用する作業 7：トラクターショベルを使用する作業 8：ブルドーザーを使用する作業										1：くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 2：鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3：舗装版破砕機を使用する作業 4：ブレーカーを使用する作業				

※特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、騒音規制法および振動規制法に定めるものをいう。

2 検査、指導

平成 22 年度に行った指導等は表 3-11 のとおりです。

表 3-11 騒音、振動に係る立入検査および指導状況 (平成 22 年度)

区 分	概 要
届出審査・指導	騒音関係：1 事業場 1 施設に係る 1 件の届出を受理し審査を行った。 振動関係：事業場の届出はありませんでした。
建設作業関係届出審査・指導	騒音関係：14 件の届出を受理し審査を行った。 振動関係：13 件の届出を受理し審査を行った。
発生源調査・指導	騒音関係として、6 工場・事業場および 5 建設作業に対して立入調査・指導を行った。（関連苦情 11 件） 振動関係として、1 工場・事業場および 2 建設作業に対して立入調査・指導を行った。（関連苦情 3 件）

3 その他の取組

団地造成等の開発行為をはじめ、工場の新增設や新たな施設の設置、大規模な小売店舗の新增設などに伴う騒音・振動公害を未然に防ぐため、庁内関係部課と連携し、事業者への情報提供等を行い、自主的な環境への配慮を行うよう指導しています。

表 3-12 指導状況 (平成 22 年度)

区 分	件 数
開 発 行 為	5
大規模小売店舗	1

第4章 悪 臭

第1節 悪臭調査の概要

第2節 悪臭防止対策

第4章 悪臭

第1節 悪臭調査の概要

秋田市では、市内における悪臭の状況等を把握するため次の2つの方法で調査を行っています。

表4-1 悪臭調査の概要

調 査	根拠法令等	調査方法等
特定悪臭物質濃度調査	悪臭防止法	悪臭発生源に係る物質濃度規制基準の遵守状況の把握
臭気指数調査	秋田市公害防止条例	嗅覚測定法による悪臭実態把握のための補完的な調査

【参考】悪臭防止法に基づき「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として次の22物質が政令で定められています。

表4-2 特定悪臭物質一覧

物 質 名	化 学 式	に お い
アンモニア	NH_3	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	CH_3SH	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	H_2S	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	CH_3SCH_3	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	CH_3SSCH_3	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	CH_3CHO	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレールアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレールアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{COOCH}_2\text{CH}_3$	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	ガソリンのようなにおい
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	都市ガスのようなにおい
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	むれた靴下のようなにおい

第2節 悪臭防止対策

秋田市では、都市計画法に基づく市街化区域とその近隣地域を悪臭防止法に基づく指定地域に指定しています。

規制方法としては、物質濃度規制の手法を用いており、特定悪臭物質に指定されている22物質すべてについて法令の規定上定めることのできる最も厳しい値を規制基準としています。

また、食品加工工場や飲食店等からの悪臭については原因物質が特定できず、物質濃度規制では十分な対応ができませんが、嗅覚測定法では未規制物質や複合臭に対応できることから、平成15年3月に秋田市公害防止条例の一部を改正し、生活環境に著しい影響のある悪臭を発生する事業場等の悪臭対策として臭気指数による指導基準を追加しました。（施行は平成15年10月1日）

【語句説明】

特定悪臭物質：アンモニア、メチルメルカプタン等政令で22物質を指定しています。

臭気強度：においの強さを表示するもので、6段階臭気強度表示法による臭気強度が、悪臭防止法の規制の考え方の基本尺度に用いられています。

嗅覚測定法：人間の嗅覚を用いて、ある臭気の強さを数量的に把握しようとする方法です。

臭気濃度：においのある気体を臭気の感じられなくなるまで無臭の空気で希釈した場合の希釈倍率をいいます。

臭気指数：臭気濃度を対数で表示したものです。「臭気指数＝ $10 \times \log$ （臭気濃度）」

物質濃度規制：悪臭の原因となる特定の物質の排出濃度に着目した規制方法をいいます。

臭気指数規制：臭気指数を用いた規制方法をいいます。

1号規制基準：事業場の敷地境界線の地表における規制基準をいいます。

2号規制基準：気体排出口における規制基準をいいます。

3号規制基準：排水中における規制基準をいいます。

表４－３ 悪臭防止法における特定悪臭物質規制基準の範囲

臭気強度 物 質 名	1	2	2.5	3	3.5	4	5	主な発生源
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10	畜産農業、複合肥料製造業、し尿・下水・ごみ処理場等
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2	クラフトパルプ製造業、し尿・下水・ごみ処理場等
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8	畜産農業、クラフトパルプ製造業、し尿・下水・ごみ処理場等
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2×10	クラフトパルプ製造業、し尿・下水・ごみ処理場等
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3	クラフトパルプ製造業、し尿・下水・ごみ処理場等
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3	畜産農業、複合肥料製造業、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10	アセトアルデヒド製造工場、複合肥料製造工場等
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2	
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5	
ノルマルバレールアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6	
イソバレールアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 ³	
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 ²	
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10	
トルエン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 ²	7×10 ²	スチレン製造工場、化粧合板製造工場等
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10	
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10	(トルエンに同じ)
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造業、でんぷん工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04	
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3	

二重枠内は、秋田市が設定している規制基準です。

表４－４ 秋田市公害防止条例における悪臭の指導内容

指導基準：臭気指数 21 以下

評価地点：敷地境界

対象地域：市内全域

対象業種：工場・事業場のうち、食料品製造工場、小売店、飲食店、娯楽場

罰則等：なし

第5章 化学物質汚染

第1節 ダイオキシン類調査結果

- 1 大気
- 2 公共用水域の水質
- 3 公共用水域の底質
- 4 地下水水質
- 5 土壌

第2節 ダイオキシン類対策

- 1 規制、届出
- 2 検査、指導

第5章 化学物質汚染

第1節 ダイオキシン類調査結果

秋田市では、ダイオキシン類による汚染状況や環境基準の達成状況を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき大気や河川等の環境調査を行っています。平成22年度の調査結果は、表5-1のとおりであり、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

表5-1 ダイオキシン類常時監視調査結果

調査対象	区 分	測 定 地点数	評価	測 定 結 果				環 境 基 準
				最低値	最高値	平均値	単 位	
大 気	一般環境	1	◎	0.0057	0.016	0.012	pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	発生源周辺	1	◎	0.0051	0.012	0.0081		
水 質	河 川	2	◎	0.032	0.15	0.091	pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L 以下
	海 域	1	◎	－	－	0.038		
底 質	河 川	2	◎	0.089	0.46	0.27	pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g 以下
	海 域	1	◎	－	－	0.43		
地下水質	－	1	◎	－	－	0.029	pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L 以下
土 壌	一般環境	3	◎	0.0057	1.3	0.80	pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g 以下
	発生源周辺	3	◎	1.4	6.0	3.4		
【評価】 ◎：全測定地点で環境基準値を達成している △一部の測定地点で環境基準を達成している ×：全測定地点で環境基準値を達成していない								
【備考】								
注 1 大気については年4回測定しており、全回数の最低値、最大値、平均値を示した。それ以外の水質、底質、地下水質、土壌については、年1回測定しており、全地点の最低値、最大値、平均値を示した。								
注 2 水質（地下水を含む。）の環境基準について、毒性等量算出の際の定量下限値未満の数値の扱いは、定量下限未満検出下限以上の数値はそのままの値を用い、検出下限未満の数値は検出下限値の1／2の値を用いることとされている。								
注 3 土壌の環境基準について、毒性等量の算出の際の定量下限未満の数値の取り扱いについては、定量下限未満の数値を0（ゼロ）にすることとされている。								
注 4 土壌については、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することと定められている。								

【備考】 ※ ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づき定められ平成12年1月15日から適用されています。 ※ ダイオキシン類の測定値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算された値を用いています。（TEQ 参照）	
【語句説明】 PCDD：ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン PCDF：ポリ塩化ジベンゾフラン Co-PCB：コプラナーポリ塩化ビフェニル ng（ナノグラム）：10億分の1グラム pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム TEQ（Toxicity Equivalency Quantity）：毒性等量	【TEQについて】 ダイオキシン類は多くの異性体が存在し、毒性もそれぞれに異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性に換算して表わしていることを示す符号です。ダイオキシン類の調査結果では、一般に実測した異性体の濃度に、2,3,7,8-TCDDの毒性を基準（1とする。）にした係数（1.0、0.5、0.1、0.05、0.01など）を掛け、その合計値で表わします。

1 大気

平成 22 年度は、大気汚染に係るダイオキシン類の調査を 2 地点で行いました。その結果は表 5－2 のとおりであり、いずれの地点でも環境基準を達成しています。

表 5－2 平成 22 年度 大気中のダイオキシン類調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

No.	調 査 地 点				調 査 結 果				備 考
	地点名	所在地	時期	採取日	PCDDs	PCDFs	Co-PCBs	ダイオキシン類	
1	将軍野局 (県立聾学校グラウンド)	土崎港北 二丁目	春期	H22.6.16	0.0065	0.0071	0.0014	0.015	一 般 環 境
			夏期	H22.8.3	0.0062	0.0081	0.0022	0.016	
			秋期	H22.10.13	0.0033	0.0014	0.00098	0.0057	
			冬期	H23.1.12	0.0078	0.0021	0.00075	0.011	
			年平均値		0.0060	0.0047	0.0010	0.012	
2	御所野 小学校	御所野元町 五丁目	春期	H22.6.16	0.0028	0.0015	0.00077	0.0051	発生源周辺
			夏期	H22.8.3	0.0036	0.0019	0.0014	0.0070	
			秋期	H22.10.13	0.0056	0.0020	0.00066	0.0083	
			冬期	H23.1.12	0.0084	0.0033	0.00055	0.012	
			年平均値		0.0051	0.0022	0.00080	0.0081	

環境基準 0.6pg-TEQ/m³以下

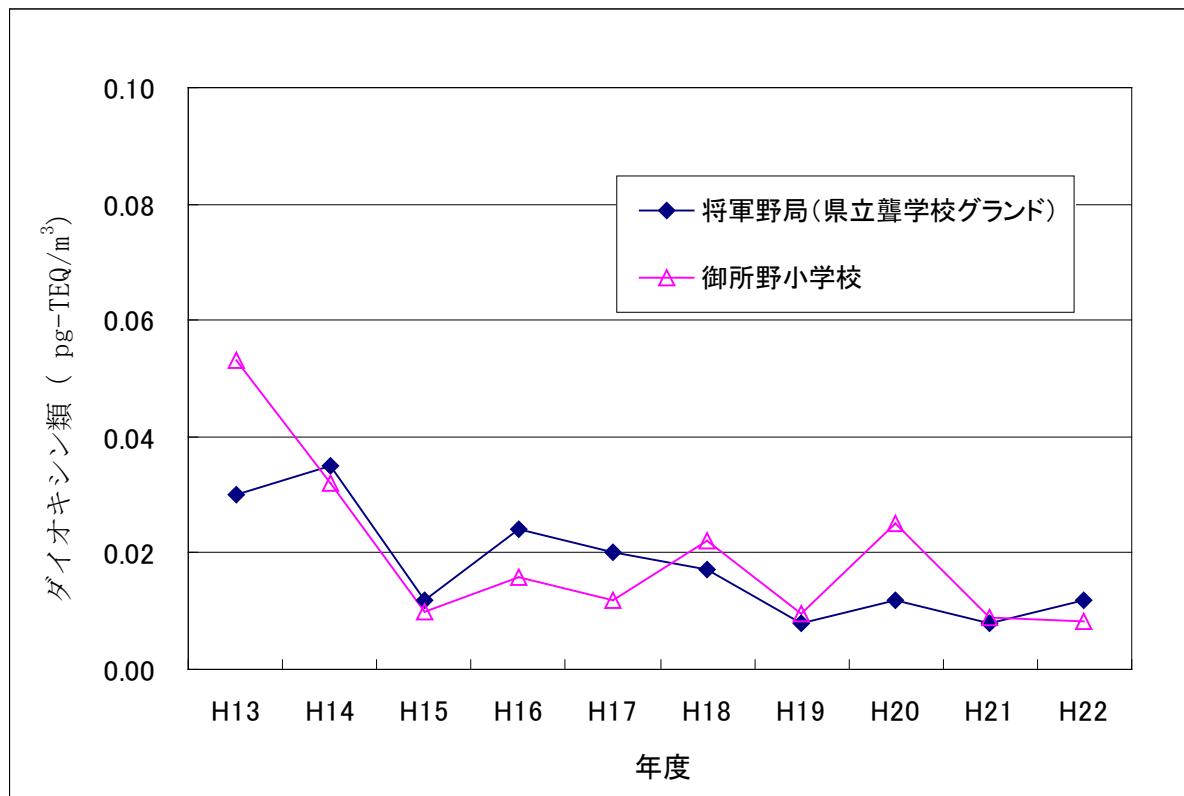


図 5－1 大気中のダイオキシン類濃度の推移

2 公共用水域の水質

平成 22 年度は、公共用水域の水質に係るダイオキシン類の調査を河川 2 地点、海域 1 地点で行いました。その結果は表 5－3 のとおりであり、全ての地点で環境基準を達成しています。

表 5－3 公共用水域の水質に係るダイオキシン類の調査結果 (単位：pg-TEQ/L)

No.	測 定 地 点		採 取 日	評 価	測 定 結 果			
	水 域 名	地 点 名			PCDDs	PCDFs	Co-PCBs	ダイオキシン類
1	岩見川	岩見大橋	H22.9.25	◎	0.012	0.019	0.0014	0.032
2	梵字川	グミノ橋	H22.9.25	◎	0.029	0.12	0.0050	0.15
3	海域	向浜沖2km	H22.10.2	◎	0.013	0.021	0.0034	0.038
【評価】 ◎:環境基準を達成している ×:環境基準を達成していない								
【備考】 環境基準: 1pg-TEQ/L以下(水質の環境基準値は年間平均値)								

3 公共用水域の底質

平成 22 年度は、公共用水域の水質に係るダイオキシン類調査とあわせて河川 2 地点、海域 1 地点の底質に係るダイオキシン類の調査を行いました。その結果は表 5－4 のとおりであり、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

表 5－4 公共用水域の底質に係るダイオキシン類調査結果 (単位：pg-TEQ/g)

No.	測 定 地 点		採 取 日	評 価	測 定 結 果			
	水 域 名	地 点 名			PCDDs	PCDFs	Co-PCBs	ダイオキシン類
1	岩見川	岩見大橋	H22.9.25	◎	0.018	0.066	0.0046	0.089
2	梵字川	グミノ橋	H22.9.25	◎	0.10	0.34	0.027	0.46
3	海域	向浜沖2km	H22.10.2	◎	0.087	0.33	0.011	0.43
【評価】 ◎:環境基準を達成している ×:環境基準を達成していない								
【備考】 環境基準: 150pg-TEQ/g以下								

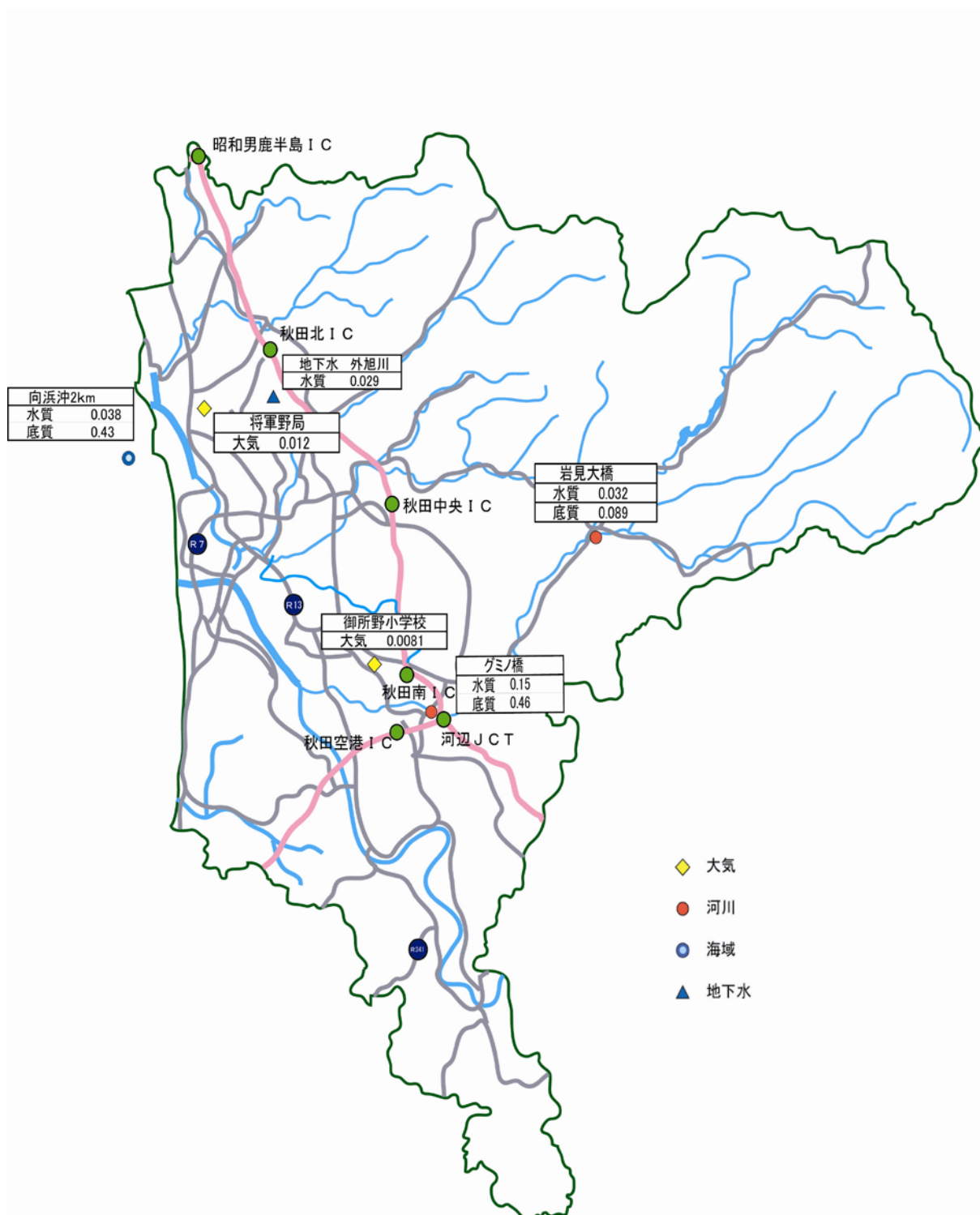
4 地下水水質

平成 22 年度は、地下水の水質に係るダイオキシン類の調査を 1 地点で行い、その結果は表 5－5 のとおりでした。環境基準を達成しました。

表 5－5 地下水に係るダイオキシン類の調査結果 (単位：pg-TEQ/L)

No.	測 定 地 点		採 取 日	評 価	測 定 結 果			
	地 点 名	所 在 地			PCDDs	PCDFs	Co-PCBs	ダイオキシン類
1	外旭川	外旭川	H22.9.17	◎	0.0085	0.019	0.0014	0.029
【評価】 ◎:環境基準を達成している ×:環境基準を達成していない								
【備考】 環境基準 : 1pg-TEQ/L以下								

図 5-2 平成 22 年度 環境中のダイオキシン類測定地点図（大気・水質関係）



5 土壌

平成 22 年度は、土壌に係るダイオキシン類の調査を市内の公共用地を中心とした一般環境 3 地点、発生源周辺 3 地点で行いました。その結果は表 5－6 のとおりです。

全ての地点で環境基準を達成しており、土壌にのみ設定されている調査指標値（250 pg-TEQ/g）も下回っています。

表 5－6 土壌に係るダイオキシン類測定結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測 定 地 点		採 取 日	評価	測 定 結 果			
	地 点 名	所 在 地			PCDDs	PCDFs	Co-PCBs	ダイオキシン類
1	戸米川小学校	雄和戸賀沢	H22.10.5	◎	0.54	0.48	0.061	1.1
2	秋田南中学校	南通宮田	H22.10.5	◎	0	0.0057	0.000021	0.0057
3	岩見三内中学校	河辺三内	H22.10.5	◎	0.30	1.0	0.00015	1.3
4	古野地内神社	上北手古野	H22.10.5	◎	0.41	5.5	0.071	6.0
5	雄物岸街区公園	土崎港西二丁目	H22.10.5	◎	1.2	1.5	0.14	2.8
6	市場西第三街区公園	外旭川	H22.10.5	◎	0.50	0.81	0.071	1.4
【備考】 環境基準： 1,000pg-TEQ/g 以下 調査指標値：250pg-TEQ/g No. 1～No. 3一般環境、No. 4～No. 6発生源周辺								
【評価】 ◎：環境基準値および調査指標値を下回った。 △：調査指標値を超えた。 ×：環境基準値を超えた。								

[illegible]

第2節 ダイオキシン類対策

1 規制、届出

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設の届出状況は表5-7のとおりです。また、平成22年度の届出件数は表5-8のとおりです。

表5-7 ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設の届出状況

平成23年3月31日現在

施行令 号番号		施 設 名		事業場数	施設数	備考
大気基準適用施設（別表第一）	1号	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		0	0	
	2号	製鋼用電気炉		0	0	
	3号	亜鉛回収施設		0	0	
	4号	アルミニウム合金製造施設		1	1	
	5号	廃棄物焼却炉	4t/h以上	2	4	
			2t/h以上～4t/h未満	2	3	
			200kg/h以上～2t/h未満	6	6	
			100kg/h以上～200kg/h未満	2	3	
			50kg/h以上～100kg/h未満	0	0	
			50kg/h未満(0.5m ² 以上)	1	1	
小計			*13	17		
中計			*14	18		
水質基準適用施設（別表第二）	1号	パルプ漂白施設		1	1	
	6号	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		0	0	
	12号	アルミニウム合金製造施設から発生する廃ガス洗浄施設等		1	1	
	15号	廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設 及び灰貯留施設	4t/h以上	2	3	
			2t/h以上～4t/h未満	1	3	
			200kg/h以上～2t/h未満	4	5	
			100kg/h以上～200kg/h未満	0	0	
			50kg/h以上～100kg/h未満	0	0	
			50kg/h未満(0.5m ² 以上)	0	0	
			小計	7	11	
	16号	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設等		0	0	
	18号	下水道終末処理施設		2	2	
	19号	水質基準対象施設を設置する工場等から排出される水の処理施設		0	0	
中計			*8	15		
合計			*14	33		

*事業場数は実事業場数で示してあるので、各施設毎の事業場数の和とは一致しない。

表5-8 届出件数 (平成22年度)

	設置	使用	構造等変更	氏名等変更	廃止	承継
件数	0	0	0	1	0	0

2 検査、指導

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設の設置者は、排出ガスや排出水中のダイオキシン類濃度の排出基準を守るとともに、排出ガスや排出水等のダイオキシン類濃度を年 1 回以上測定し、結果を市長に報告しなければなりません。また、その結果は市長が公表することとなっています。

(1) 自主測定結果の概要

自主測定義務のある 14 工場・事業場のうち、規制対象施設が休止中の 3 工場・事業場を除く 11 工場・事業場から報告があり、全ての工場・事業場で排出基準に適合していました。

① 大気関係

排出ガス中のダイオキシン類を測定した施設は 15 施設で、全ての施設で排出基準に適合していました。

表 5－9 排出ガス中のダイオキシン類自主測定結果 (単位：ng-TEQ/N m³)

施設の種類	廃棄物焼却炉				その他
	50kg～2t/時	2t/時～4t/時	4t/時以上	新設(50kg～2t/時)	
対象施設数	10	3	4	0	1
自主測定施設数	7	3	4	0	1
最小～最大値	0.00031 ～4.0	0.00000090 ～0.0026	0.0001 ～0.074	—	2.9
平均値	1.38	0.0011	0.027	—	—
排出基準値	10	1	1 (新設 0.1)	5	5
備考	3 施設休止中				

廃棄物焼却炉のうち、ばいじん・焼却灰その他の燃え殻中のダイオキシン類の自主測定が必要な施設は 9 施設および 10 施設で、休止中の施設を除く全ての施設から自主測定結果の報告があり、いずれも濃度基準を下回っていました。

表 5－10 廃棄物焼却炉の焼却灰等のダイオキシン類自主測定結果 (単位：ng-TEQ/g)

測定媒体	ばいじん	焼却灰その他の燃え殻
対象施設数	9	10
自主測定施設数	7	7
最小～最大値 (ng-TEQ/g)	0～2.1	0.000000084～0.12
平均値 (ng-TEQ/g)	0.49	0.026
濃度基準	3	
備考	1 施設休止中 1 施設稼働実績がないため未測定	3 施設休止中

② 水質関係

水質基準対象施設のうち、排出水中のダイオキシン類を測定したのは 5 施設で、その全ての施設で排出基準に適合していました。

表 5-11 排出水中のダイオキシン類自主測定結果

(単位 : pg-TEQ/ℓ)

対象施設	廃棄物焼却施設の排ガス洗浄施設等	その他
対象施設数	2	5
自主測定施設数	1	4
最小～最大値	0.058	0.00025～2.6
平均値	—	0.88
排出基準値	10	
備考	1 施設休止中	1 施設休止中

(2) 立入検査結果の概要

特定施設の排出基準適合状況や維持管理状況を把握するため、平成 22 年度は排出ガス 2 施設、排水 1 施設およびばいじん・焼却灰その他の燃え殻 3 施設で検査を実施しました。その結果、いずれも排出基準、処理基準に適合していました。

表 5-12 排出ガス検査結果

施設の種類	施設規模 (焼却能力)	検査施設数	測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準 (ng-TEQ/Nm ³)
廃棄物焼却炉	4t/h以上	—	—	0.1
	2t/h～4t/h未満	1	0.00013	1
	2t/h未満	1	0.32	10

表 5-13 排水検査結果

施設の種類	施設規模 (m ³ /日)	検査施設数	測定結果 (pg-TEQ/ℓ)	排出基準 (pg-TEQ/ℓ)
下水道終末処理施設	120,000	1	2.5	10

表 5-14 ばいじん・焼却灰等検査結果

施設の種類	施設規模 (焼却能力)	検査施設数	測定結果 (最小～最大) (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	4t/h以上	—	—	3
	2t/h～4t/h未満	1	0.00000069	
	2t/h未満	2	0.000022～2.1	

第6章 公害に関する苦情

第1節 公害苦情発生状況

第2節 近隣公害の状況

第3節 公害苦情の処理状況

第6章 公害に関する苦情

第1節 公害苦情発生状況

秋田市の平成22年度の新規受付苦情件数は56件で、前年度に比べ8件減少しました。

事象別に見ると、56件のうちすべてが典型7公害と呼ばれているものでした。件数の多いものは大気汚染の33件、騒音の10件および悪臭の9件でこれらを合わせると全体の約93%を占めております。

表6-1 年度別苦情発生件数

事象 年度	典型7公害のうち					その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭		
13	54	7	12	5	29	6	113
14	44	4	15	3	21	4	91
15	42	3	21	6	31	6	109
16	57	7	18	4	21	1	108
17	46	2	20	1	20	2	91
18	48	1	28	4	15	3	99
19	53	2	17	3	20	0	95
20	47	0	23	9	17	1	97
21	30	1	18	5	10	0	64
22	33	0	10	4	9	0	56

苦情件数

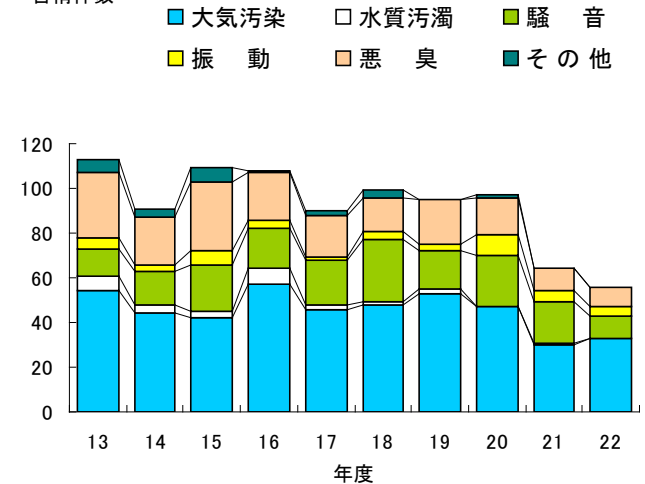


図6-1 年度別苦情発生件数

公害苦情の月別の発生状況は表6-2のとおりで、10月14件、6月8件、7月8件、9月7件となっています。特に9～11月は全体の苦情件数の約46%を占め、内容的には、稲わら・もみ殻焼きに関する苦情が大部分となっています。

表6-2 公害苦情の月別発生件数

種類		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
平成22年	4月	2	0	0	0	0	0	2
	5月	1	0	1	1	0	0	3
	6月	3	0	1	1	3	0	8
	7月	4	0	2	1	1	0	8
	8月	1	0	1	0	2	0	4
	9月	4	0	1	0	2	0	7
	10月	12	0	1	0	1	0	14
	11月	5	0	0	0	0	0	5
	12月	0	0	1	0	0	0	1
23年	1月	0	0	1	0	0	0	1
	2月	0	0	1	0	0	0	1
	3月	1	0	0	0	0	0	2
苦情件数		33	0	10	4	9	0	56

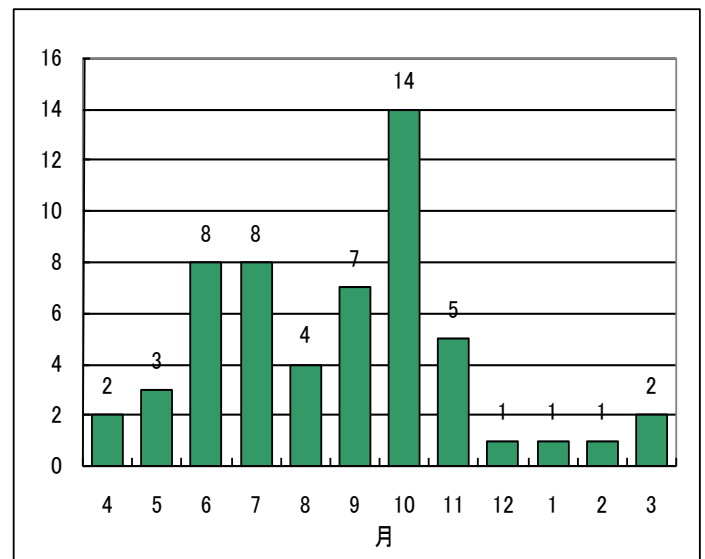


図6-2 公害苦情の月別発生件数

苦情の申し立ての形態は、表 6－3 のとおりで、電話で直接寄せられたものが 35 件、消防署や市民相談室等の関係機関およびその他（県）を経由したものが 21 件となっています。被害の種類は、表 6－4 のとおり感覚的・心理的なものが 53 件となっています。被害戸数の状況は、表 6－5 のとおりです。

表 6－3 申し立て形態別件数

申し立て形態	件 数
電話	35
市の関係各課を経由	16
来課	0
その他	5
計	56

表 6－4 被害の種類別件数

被害の種類	件 数
健康に関するもの	1
財産に関するもの	0
動植物に関するもの	0
感覚的・心理的なもの	53
その他	2
計	56

表 6－5 被害戸数別件数

被害戸数	件 数
1 戸のみ	12
2～9 戸	2
10 戸以上	0
不明	42
計	56

表 6－6 の発生源別苦情発生件数を見ると、農作業に係るものが 20 件と最も多く（稲わら・もみ殻焼却等）、次いで建築・土木工事の 대기・騒音・振動に係るものが 16 件、製造業に係る 3 件となっています。

事象別に見ると、大気汚染に関する苦情は 33 件で、約 58% の 19 件が農作業に関するもので、すべてが稲わら・もみ殻焼きとなっています。

騒音に関する苦情は 10 件で、建設・解体現場や資材置場での重機による作業音や事業所からの作業音・エンジン音に対する苦情となっています。

悪臭に関する苦情は 9 件で、飲食店からの調理臭、家庭生活からの雑排臭や畜産施設からの事業臭となっています。

表 6－6 発生源別苦情発生件数

種 類		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	合 計	比 率
発 生 源									
製造業	食料品等	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	木材・木製品・家具	2	0	0	0	0	0	2	3.6%
	パルプ、紙製品	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	窯業・土石製品	1	0	0	0	0	0	1	1.8%
	鉄鋼・非鉄金属	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	機械器具	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	その他の製造事業所	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
小 計		3	0	0	0	0	0	3	5.4%
修 理 工 場		0	0	0	0	0	0	0	0.0%
建築・土木工事		4	0	6	4	2	0	16	28.6%
交 通 機 関		0	0	0	0	0	0	0	0.0%
牧畜・養豚・養鶏場		0	0	0	0	3	0	3	5.3%
家 庭 生 活		4	0	0	0	0	0	4	7.1%
商 店・飲食店		0	0	1	0	1	0	2	3.6%
事 務 所		1	0	0	0	0	0	1	1.8%
その他	洗濯・理美容・浴場業	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	教育関連施設	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
	農 作 業	19	0	0	0	1	0	20	35.7%
	そ の 他	2	0	3	0	2	0	7	12.5%
	小 計	21	0	3	0	3	0	27	48.2%
不 明		0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合 計		33	0	10	4	9	0	56	100.0%

苦情の発生源を用途地域別に見ると、表 6－7 のとおり都市計画区域外が最も多く 25 件、続いて住宅区域が 15 件となっているが、都市計画区域外のほとんどは稲わら・もみ殻焼きの苦情によるもので全体の 44.6%を占めています。

表 6－7 用途地域別苦情発生件数（平成 22 年度）

（単位：件）

用途地域	種 類	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	合 計	比率（％）	
住居地域		4	0	5	3	3	0	15	26.8%	55.4%
近隣商業地域		0	0	1	1	1	0	3	5.4%	
商業地域		1	0	0	0	1	0	2	3.6%	
準工業地域		4	0	1	0	0	0	5	8.9%	
工業地域		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
工業専用地域		2	0	1	0	1	0	4	7.1%	
調整地域		0	0	1	0	1	0	2	3.6%	
市街化区域その他		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
都市計画区域外		22	0	1	0	2	0	25	44.6%	44.6%
合 計		33	0	10	4	9	0	56	100.0%	

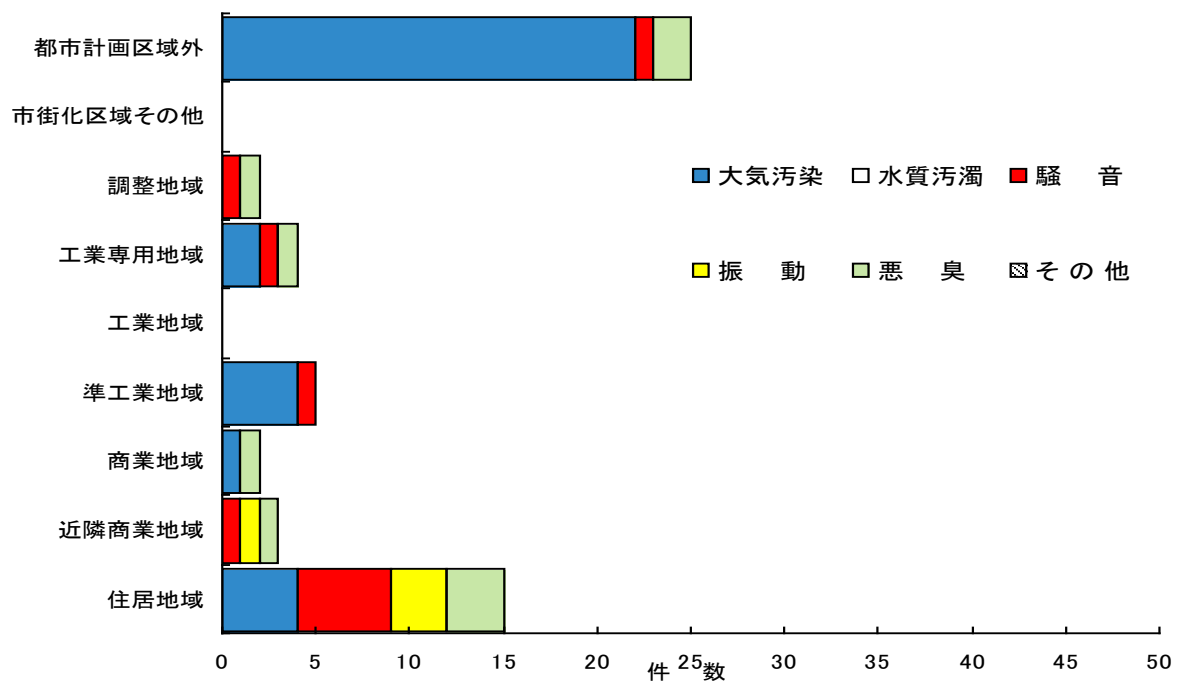


図 6－3 用途地域別苦情発生件数（平成 22 年度）

第２節 近隣公害の状況

公害苦情の対象となった発生源は表６－６に分類してあるとおり農作業、建築・土木工事、その他（廃棄物処理）、家庭生活、製造業、養鶏場と多岐にわたっています。この中で、室外機の騒音や生活排水、野外での燃焼行為などによる悪臭など、その影響が狭い範囲に限られ、しかも家庭生活や都市生活に起因するものを近隣公害と呼び、表６－８に分類しています。

平成 22 年度における近隣公害苦情は 14 件と前年度に比べ増加しているが、近隣公害苦情の申し立て者に対しては、まずは出来るだけ苦情対象者に直接困っている状況を示し改善を申し入れるなど、当事者間で話し合いをしてみるよう指導しております。

また、苦情の内容によっては市役所内の他課と合同で調査を実施し、指導を行っております。

表 6－8 近隣公害苦情発生状況

(単位：件)

年 度			13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計
騒音	家庭生活	ペットの鳴き声	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
		ピアノ、ステレオ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		人声	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		ボイラー、浄化槽	1	2	1	0	3	3	2	0	0	0	12
	拡声器		0	0	1	1	2	1	1	0	2	1	9
	カラオケ		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	深夜営業		0	1	0	1	0	3	0	0	1	0	6
	拍手		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大気	小規模焼却炉		4	4	2	3	3	1	0	0	1	0	18
	野焼き		3	1	2	3	4	3	1	1	1	5	24
	まきストーブ		2	1	2	2	4	1	0	2	1	3	18
悪臭	堆肥（人糞を含む）		0	1	3	2	1	2	2	4	1	4	20
	換気扇		0	1	2	0	0	3	2	2	2	1	13
	動物		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
水質	浄化槽		2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
	雑排水		3	1	2	0	0	0	2	0	1	0	9
その他			4	5	1	0	1	0	0	0	0	0	11
合 計			20	18	17	13	19	18	10	9	11	14	149
総件数に対する割合(%)			18	20	16	12	21	18	11	9	17	25	

注) 水質苦情には、雑排水等に係る悪臭苦情も含む。

第3節 公害苦情の処理状況

平成22年度における公害苦情の処理状況を図6-4に示します。新規受付件数56件のうち、1件を除いて年度内に解決しました。

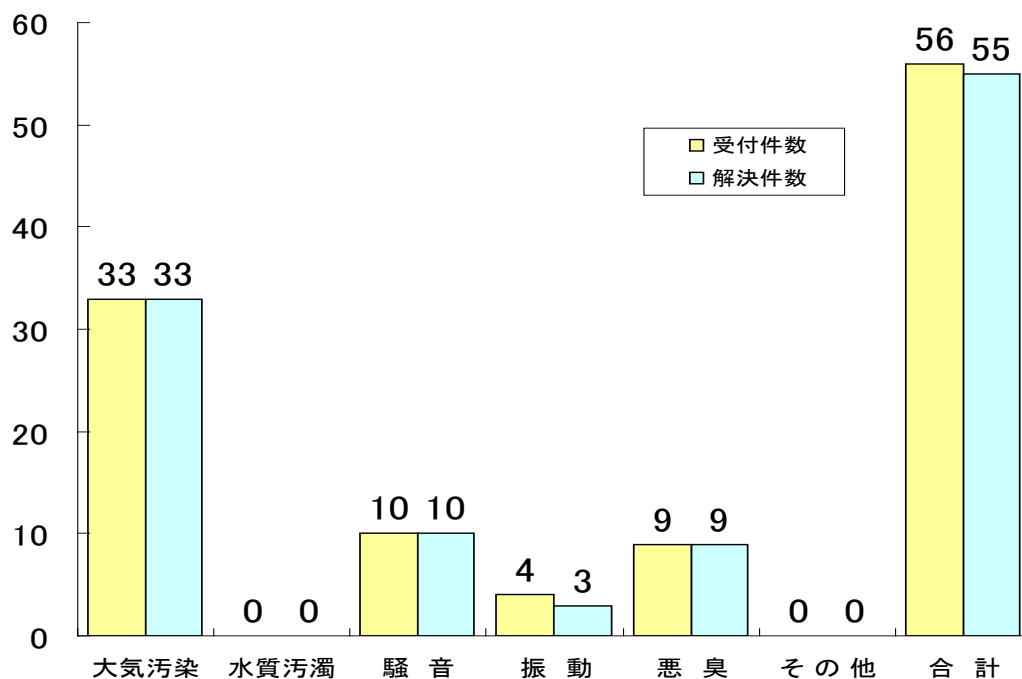


図6-4 公害苦情の処理状況（平成22年度）

市に寄せられる公害苦情のうち25%が近隣公害苦情ですが、法律や条例に基づいて解決出来る事例は少なく、作業方法や時間の変更等、簡単な改善や対策により解決できる事例が多くなっています。

しかし、住宅と工場・事業場が混在している地域では、いったん解決した公害苦情が後日、再苦情となって現れることもあります。

近隣公害の場合、被害者が直接苦情対象者に申し出ると、近隣関係がうまくいかなくなると考え、行政による解決を希望するという例がありますが、この中には当事者間の利害関係、あるいは人間関係のトラブルが絡んでいる場合もあり、根本的な解決を妨げています。

また、市街地周辺部の土地が住宅地として開発されたため、昔からの居住者と新たに居住を始めた住人の習慣、考え方の違いによるトラブルが増えています。

苦情の未然防止や早期解決には、近隣に対する細かな配慮が必要であり、特に事業者については、積極的に地域住民との良き相隣関係を保ち対話を図り、情報を公開するなど、近隣公害に対する意識の向上が望まれます。

第 7 章 自然環境の保全

第 1 節 秋田市自然環境保全条例

- 1 条例の目的
- 2 自然環境保全のための施策
- 3 開発行為の届出

第 2 節 市民活動計画の推進

- 1 大学病院前の水辺環境を守る会（愛称：ホータル会）
- 2 日本野鳥の会秋田県支部
- 3 秋田森の会・風のハーモニー

第 3 節 自然環境現況調査

- 1 旧市域における自然環境調査
- 2 河辺・雄和地区における自然環境調査

第7章 自然環境の保全

第1節 秋田市自然環境保全条例

本市の豊かな自然環境を守り育てるとともに、後世に引き継ぐため、自然環境の保全等に関する事項を定めた「秋田市自然環境保全条例」を、平成15年3月に制定し、同年4月1日から施行しました。

1 条例の目的

本条例は、優れた自然環境および身近で良好な自然環境の確保を目的としています。

2 自然環境保全のための施策

条例の目的を達成するために、自然環境保全地区指定、市民等との協働による「市民活動計画」、開発行為等への指導・助言および事業者等の自主的な環境への配慮などの制度を設けています。

3 開発行為の届出

平成22年度には、自然環境保全条例第18条第2項に係る「みなし届」（秋田市宅地開発に関する条例第7条に係る事前協議）が13件あり、書類の審査（助言・指導）を行いました。



表7-1 開発行為の届出件数

年 度	届出件数
19	10
20	17
21	12
22	13

第2節 市民活動計画の推進

市民活動計画とは、例えばホテルの飛び交う水辺を取り戻したい・・・など一定の区域内において、市民等が自然環境の保全等を行うために定める自主的な活動計画のことをいい、本市では秋田市自然環境保全条例に基づき「自然環境保全市民活動計画」として認定するとともに、これを公表し、広く周知をはかり、その活動を支援します。

1 大学病院前の水辺環境を守る会（愛称：ホテル会）

本市では、市民等との協働により身近で良好な自然環境を保全・回復・創出するため、平成15年度にモデル事業を実施しました。この事業において、自然環境保全のために自主的な活動を行う市民団体「大学病院前の水辺環境を守る会」が結成され、平成16年2月、市ではその団体が策定した計画を条例に基づく「市民活動計画」第1号として認定し、市民と行政が協働で活動を行っています。

活動の経緯

平成 15 年 5 月、身近な自然環境を再生するため、市民有志により「大学病院前の水辺環境を守る会」愛称「ホータル会」（伊藤節三会長、会員約 80 名）が結成されました。会では、生活排水などにより汚濁が進行し、夏場には悪臭を放つような団地内の身近な水路を、再びホタルが飛び交うような親水空間に再生することを目的に活動しています。

市でも、この活動を「市民活動計画」の市民協働モデル事業と位置づけ、水路の再生工事を行いました。

現在、ホータル会では、水路の草刈りや清掃活動、生物の観察会等を行うとともに、タニシやカワニナを放流したり、水草を植えたりするなど、ホタルが再び棲息できるように水路の環境を整える活動を行っています。

○主な活動内容

水路の清掃と草刈り(年 3 回)、会報の発行(年 2 回)



水路の草刈り



ホタルの観察会

2 日本野鳥の会秋田県支部

平成 17 年 3 月、本市では、日本野鳥の会秋田県支部（佐藤公生支部長、会員約 250 名）の高清水公園における野鳥の観察会などの活動を、条例に基づく「市民活動計画」の第 2 号として認定しました。

高清水公園は、天平 5 年（733）に東北地方の日本海側（出羽国）の大規模な地方官庁である秋田城が置かれた場所で、古代の政治・軍事・文化の中心地でした。同支部では、昭和 54 年より高清水公園において毎月 1 回観察会を開催しており、これまでに総計 159 種の野鳥を確認しました。認定は、こうした野鳥の観察を通じてその生息状況調査や生息環境の監視（モニタリング）を行っていることを評価したことによります。

高清水公園では、環境省の絶滅危惧Ⅱ類、秋田県版レッドデータブックにおいても絶滅危惧種Ⅱ類に指定されているチゴモズが毎年のように観察され、繁殖も確認されていましたが、平成 14 年の 6 羽のヒナの巣立ち以来、繁殖が確認できなくなっていました。しかし、平成 17 年度には、同支部の会員などの熱心な保護活動により、再びチゴモズの繁殖・巣立ちが確認されました。

また、平成 18 年度には高清水公園の自然環境を未来の子供たちに引き継いでいくためには、行政や地域、大学、民間保護団体などが連携した市民活動として取り組む事が必要と考え、「高清水の森の再生」という提案書を作成し、聖霊女子短期大学、秋田県護国神社、秋田市の関係課所室へ送付しました。

○主な活動内容（高清水公園における活動）

☆ 月例探鳥会 年 24 回 （高清水公園：毎月第 1 日曜日、千秋公園：毎月第 3 日曜日）



高清水公園の探鳥会

3 秋田森の会・風のハーモニー

平成 19 年 3 月、本市では、秋田森の会・風のハーモニー（佐藤清太郎代表幹事、会員約 300 名）の下浜羽川（健康の森）における環境教育などの活動を、条例に基づく「市民活動計画」の第 3 号として認定しました。

会では「森林と健康」をテーマとし、森林浴や多様な森の産物の活用、自然観察、森林・林業体験を通じて、高齢者から子どもたちまで幅広い年齢層での森との交流活動を通じて、心と体の健康、森の健康について考え、森と人のふれあいを深めながら、やさしく豊かな生活感の実現、森と人との共生を目的として活動を行っています。

○主な活動内容

☆炭焼き体験

☆海岸林ふれあい体験（子供たちがつくる海岸林）

☆植樹および森の保育

☆会報の発行

☆森の保育園



森の保育園（森林体験）

第3節 自然環境現況調査

1 旧市域における自然環境調査

本市では、平成16年度に旧市域の自然環境調査を実施しました。この調査は、本市における野生生物の生息分布状況など、自然環境の現況を把握し、今後の自然環境保全行政の基礎資料とすることを主な目的として行ったものです。

本調査では、確認できた野生動植物は約3,400種にのぼり、絶滅のおそれがある希少種も139種見つかりました。同時に、外来生物法に指定されている特定外来生物として、オオクチバス、ウシガエル、オオキンケイギク、オオハングソンウが確認されています。

○調査対象地域 旧秋田市全域

○調査期間 平成16年5月24日から平成17年3月31日まで

○調査項目 魚介類、底生動物、維管束植物、陸上昆虫とクモ類、鳥類、両生類、爬虫類、哺乳類

○調査区分 海岸域、都市域、水田域、丘陵域、山地域

2 河辺・雄和地区における自然環境調査

平成21年度に秋冬期調査、平成22年度に春夏期調査を実施しました。この調査は、平成17年に行われた市町合併により、河辺地区(旧河辺町)、雄和地区(旧雄和町)が加わり市域が拡大したことを受け、本市における野生生物の生息分布状況など、自然環境の現況を把握し、今後の自然環境保全行政の基礎資料とすることを主な目的として、河辺・雄和地区の自然調査を行ったものです。

本調査では、確認できた野生動植物は約3,300種、絶滅のおそれがある希少種は149種見つかりました。

◎河辺・雄和地区自然環境現況調査(秋冬期)

○調査対象地域 河辺・雄和地区

○調査期間 平成21年9月1日から平成22年3月31日まで

○調査項目 魚介類、底生動物、維管束植物、陸上昆虫とクモ類、鳥類、両生類、爬虫類、哺乳類

○調査区分 水田域、丘陵域、山地域

◎河辺・雄和地区自然環境現況調査(春夏期)

○調査対象地域 河辺・雄和地区

○調査期間 平成22年4月1日から平成22年10月29日まで

○調査項目 魚介類、底生動物、維管束植物、陸上昆虫とクモ類、鳥類、両生類、爬虫類、哺乳類

○調査区分 水田域、丘陵域、山地域

